海・山の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち

～人と地域・自治と協働のまちを目指して～

美波町総合計画（案）

美 波 町

目　次

第１編　序論 …… 1

第１章　計画の策定にあたって …… 2

１－１．計画策定の目的 …… 2
１－２．計画の役割 …… 2
１－３．計画の構成と目標年次 …… 3
１－４．計画の対象区域 …… 3

第２章　計画の背景と課題 …… 4

２－１．本町を取り巻く現況 …… 4
（１）位置 …… 4
（２）自然 …… 4
（３）歴史 …… 4
（４）面積 …… 5
（５）人口・世帯 …… 6
（６）産業 …… 8
（７）町財政 …… 9
２－２．住民意識からみた意向 …… 10
（１）アンケート調査の概要 …… 10
（２）まちの魅力 …… 11
（３）まちづくりの課題と重要施策 …… 13
２－３．データ分析にみる本町の位置づけ …… 20
（１）人口 …… 20
（２）世帯 …… 20
（３）就業 …… 21
（４）生活利便性 …… 21
（５）生活環境 …… 22
（６）町財政 …… 22
２－４．時代の潮流 …… 23
２－５．主要な課題の整理 …… 25

第２編　基本構想 …… 27

第１章　まちづくりの将来像と基本理念 …… 28

１－１．まちづくりの将来像と基本理念 …… 28

（１）まちづくりの将来像 …… 28
（２）まちづくりの基本理念 …… 28
１－２．まちづくりの基本指標 …… 29
（１）将来人口目標 …… 29
（２）将来世帯数の推計 …… 31
（３）就業人口の推計 …… 32
（４）土地利用構想 …… 33

第２章　施策の大綱 …… 36

２－１．生活基盤の整備 …… 36
２－２．生活環境の整備 …… 37
２－３．産業の振興 …… 38
２－４．教育・文化の振興 …… 39
２－５．保健・医療・福祉の充実 …… 39
２－６．地域自治・行財政運営 …… 40

第３章　重点プロジェクト …… 43

３－１．防災まちづくり（防災関連事業） …… 43
３－２．医療・福祉のまちづくり（地域医療・地域福祉の強化事業） …… 43
３－３．交流・定住のまちづくり（みんなの交流とＵＪＩターン推進事業） …… 44
３－４．公共交通のまちづくり（コミュニティバスの運行事業） …… 44
３－５．子育て支援のまちづくり（子育て環境の充実） …… 45

第３編　基本計画 …… 46

第１章　生活基盤の整備 …… 46

１－１．土地利用 …… 48
１－２．地域交通の整備 …… 49
１－３．定住環境の整備 …… 51
１－４．公園・緑地の整備 …… 53
１－５．高度情報通信網の整備 …… 54

第２章　生活環境の整備 …… 55

２－１．上・下水道の整備 …… 56
２－２．衛生環境の充実 …… 58

２－３．防災体制の構築 …… 59
２－４．安全体制の構築 …… 61
２－５．自然環境の保全・育成 …… 63

第３章　産業の振興 …… 65

３－１．農林水産業の振興 …… 66
３－２．商工業の振興 …… 68
３－３．地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出 …… 69
３－４．労働環境の充実 …… 71

第４章　教育・文化の振興 …… 72

４－１．学校教育の充実 …… 73
４－２．生涯学習の充実 …… 75
４－３．スポーツ・レクリエーション活動の振興 …… 76
４－４．歴史・伝統・文化の振興 …… 77

第５章　保健・医療・福祉の充実 …… 78

５－１．保健・介護の充実 …… 79
５－２．医療の充実 …… 80
５－３．福祉社会の推進 …… 81
５－４．子育て支援対策の充実 …… 83

第６章　地域自治・行財政運営 …… 84

６－１．地域自治の強化と住民参画のまちづくりの推進 …… 85
６－２．財政基盤の確立 …… 87
６－３．効率的な行政運営 …… 89

用語の説明 …… 90

参考資料 …… 96

第１編　　序　論

第１章　計画の策定にあたって

１－１．計画策定の目的

本町は、平成 18 年３月 31 日、日和佐町と由岐町が合併して誕生しました。二町は、平成７年度に「日和佐町振興計画」、「由岐町総合計画」をそれぞれ策定し、日和佐町においては、「うるおいある豊かな町（ひわさ）」を将来像に、由岐町は、「共生創造の町」を基本テーマに、計画的なまちづくりを進めてきました。

しかしこの間、長期的な景気・経済の低迷、人口減少や若者の流出及び第１次産業の低迷による“地域力”の低下、地方都市への一極集中、本格的な地方分権時代の到来やその一環である三位一体改革など、地方を取り巻く社会情勢や地方自治のあり方、仕組みが大きく変化しています。また、地方行政は、住民のニーズの多様化、急速に進む少子・高齢化、医療サービスの低下、福祉サービスによる財政負担増、国際化や高度情報化、地球規模の環境問題、厳しい財政事情など、多様な課題に対応しなければならない状況で、現在、大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、本町は、「海・山の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち（人と地域・自治と協働のまちを目指して）」を将来像に、人も地域も生き生きと活動するまちの実現に向けて歩み始めています。

「美波町総合計画」は、今後も激変する社会情勢に適切に対応し、町民と行政が協働でまちづくりを進めていくための共通の道しるべとして策定するものです。

１－２．計画の役割

本計画は、本町の目指すべき将来像や基本方針、その実現化のための施策の大綱を明らかにし、総合的な行政運営を行なうために定めるものであり、次のような役割を担っています。

１）各種計画や施策の基本となる本町の最上位計画としての位置づけ
２）総合的、計画的な行政運営を行なう役割
３）町民、団体、企業などと行政との協働と連携を強化する役割
４）国や県へ事業や施策に対する支援と協力などを要請していく役

１－３．計画の構成と目標年次

この計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成しています。計画期間は、平成20年度（2008）から平成24年度（2012）までの５年間とします。

基本構想：５年後を目標年次に、まちづくりの将来像と基本理念及び各分野における基本方針を掲げるとともに、その実現に向けた施策の大綱、重点プロジェクトを示すものです。

基本計画：基本構想で掲げた将来像や基本理念などを実現するため、施策の大綱ごとに、今後取り組むべき具体の施策及び事業を体系的に示すものです。なお、この基本計画は、町を取り巻く情勢の変化など、必要に応じて見直すこととします。

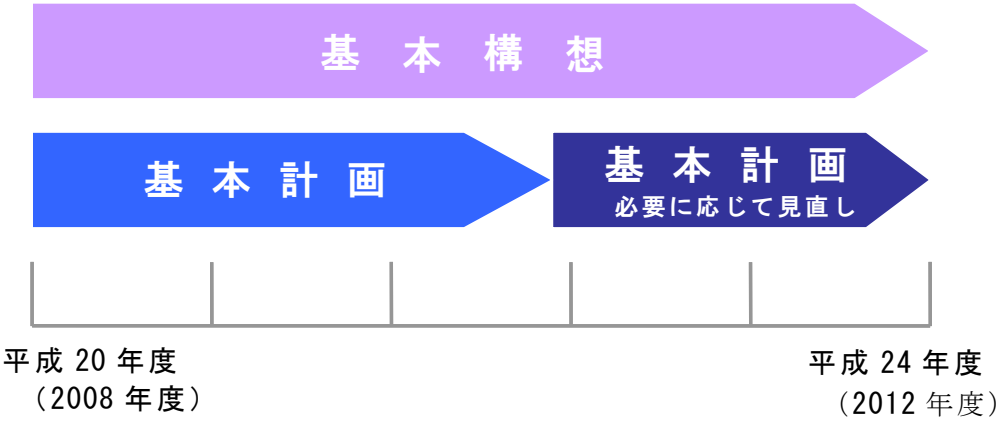

１－４．計画の対象区域

この計画の対象区域は、原則として現在の町全域とするものですが、町民の日常生活圏の拡大に対応するため、広域的配慮を必要とする諸施策についても、この基本構想に含めるものとします。

図１－１　計画の対象区域

第２章　計画の背景と課題

２－１．本町を取り巻く現況

本町の位置、自然、歴史及び面積を示した後、本町の人口・世帯、産業、町財政の変遷から取り巻く現況を示します。

（１）位置

本町は徳島県の南東部に位置し、旧日和佐町と旧由岐町を合わせて、昔から上灘と呼ばれています。

北は阿南市、那賀町、西は牟岐町、海陽町に接し、南東は太平洋を望んでいます。また、近海は暖かい黒潮が流れ、良好な漁場となっています。

（２）自然

本町が位置する場所は、太平洋気候区域にあり、年間の降雨量は約 3,000 ミリという日本の最多雨地域です。沿岸では平均気温が約 16 度になり、真冬でも海水温が 10 度以下に下がることはなく、冬でも暖かな気候で、海岸部や離島には亜熱帯植物が分布しています。

海岸部には、ウミガメが産卵をする砂浜、離島、海食崖、多様な岩礁などがあり、非常に変化に富んだ海岸線となっており、多くは「室戸阿南海岸国定公園」に指定され、風光明媚なリアス式海岸となっています。

図１－２　位置図

（３）歴史

本町は、明治 22 年の町村制施行で、日和佐村（明治 22 年日和佐町となる）、赤河内村、三岐田村（大正 11 年三岐田町となる）、阿部村が発足し、昭和 30 年に三岐田町と阿部村が合併し「由岐町」、昭和 31 年に日和佐町と赤河内村が合併し「日和佐町」が発足しました。

その後、両町は互いの歴史を刻み、平成 18 年に日和佐町と由岐町が合併し、「美波町」が誕生しました。

表１－１　本町の沿革

年　次	旧日和佐町	旧由岐町
明治22年 （1889年）	町村制施行で「日和佐村」と「赤河内村」の発足	町村制施行で「三岐田村」と「阿部村」の発足
明治40年 （1907年）	日和佐村、町制施行で「日和佐町」となる	－
大正11年 （1922年）	－	三岐田村、町制施行で「三岐田町」となる
昭和30年 （1955年）	－	三岐田町、阿部村合併で「由岐町」発足
昭和31年 （1956年）	日和佐町、赤河内村合併で「日和佐町」発足	－
平成18年 （2006年）	日和佐町、由岐町合併で「美波町」発足	

（４）面積

本町の総面積は14,085haです。平成19年度の固定資産概要調書による現況面積の総合計は6,264haとなっています。その内訳は、田が451ha（7.2%）、畑が133ha（2.1%）、宅地が137ha（2.2%）、山林・原野が3,782ha（60,4%）、その他が1,761ha（28.1%）となっています。

（５）人口・世帯

本町の人口は、平成 17 年度の国勢調査によると 8,674 人です。昭和 60 年の 11,262 人と比較すると、20 年間で 2,588 人、約 23.0%減少しています。

世帯数は、平成 17 年が 3,311 世帯であり、昭和 60 年の 3,463 世帯と比較し、152 世帯、約 4.4%減少しています。人口の減少幅に比べると、世帯数の減少幅は少なく、核家族化の進行や高齢者の一人暮らしの増加が伺えます。

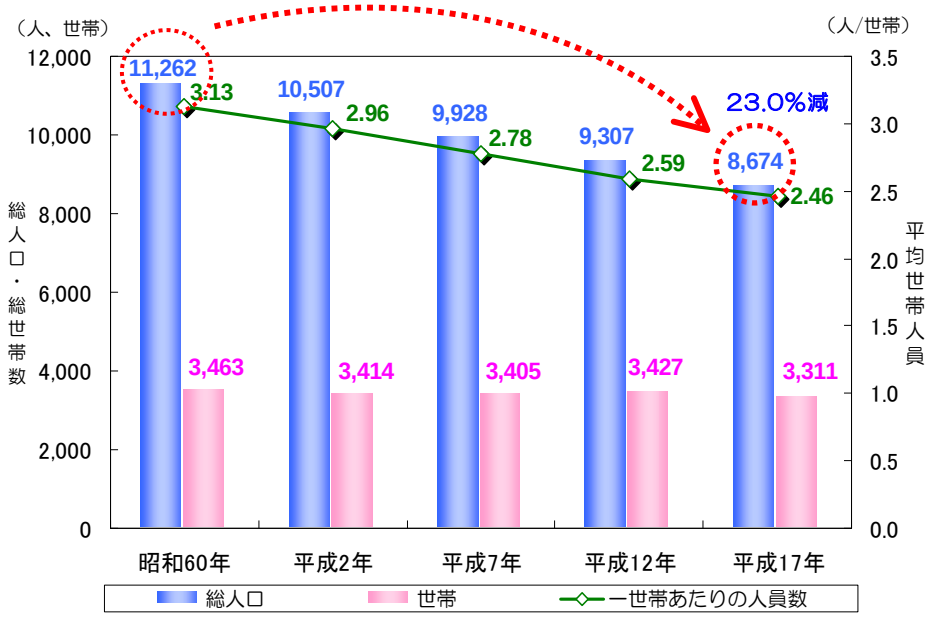

図１－３　人口・世帯・世帯人員の推移（資料：国勢調査各年）

本町の 3,311 世帯のうち、半数以上が核家族世帯で構成されています。また、高齢夫婦世帯、高齢単独世帯の割合は、県平均よりも高く、高齢化の進行が顕著に表れています。

表１－２　形態別の世帯割合（資料：国勢調査 H17 年）

各世帯	美波町(%)	徳島県(%)
各家族世帯／世帯	55.9	55.5
単独世帯／世帯	25.5	26.8
高齢者夫婦世帯／世帯	19.7	10.6
高齢単身世帯／世帯	14.9	9.4

年少人口（０～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～65 歳）の構成比が共に減少する一方で、高齢人口（65 歳以上）の構成比は増加しており、少子・高齢化の傾向を示しています。昭和 55 年の高齢人口の構成比は 17.8%であり、現在は 36.5%と２倍以上の構成比となっています。

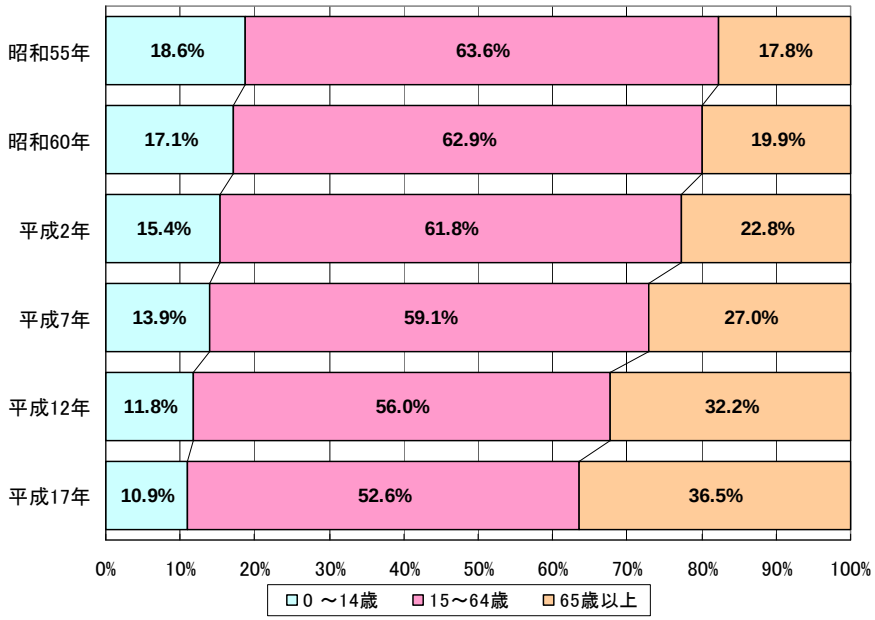

図１－４　年齢３区分別の人口構成の推移（資料：国勢調査各年）

５歳階級別の人口では、25～29 歳の人口が最も少なく、逆に 70～74 歳の人口が最も多くなっています。高齢人口の構成比の増加は、若者の流出が一つの要因となっています。

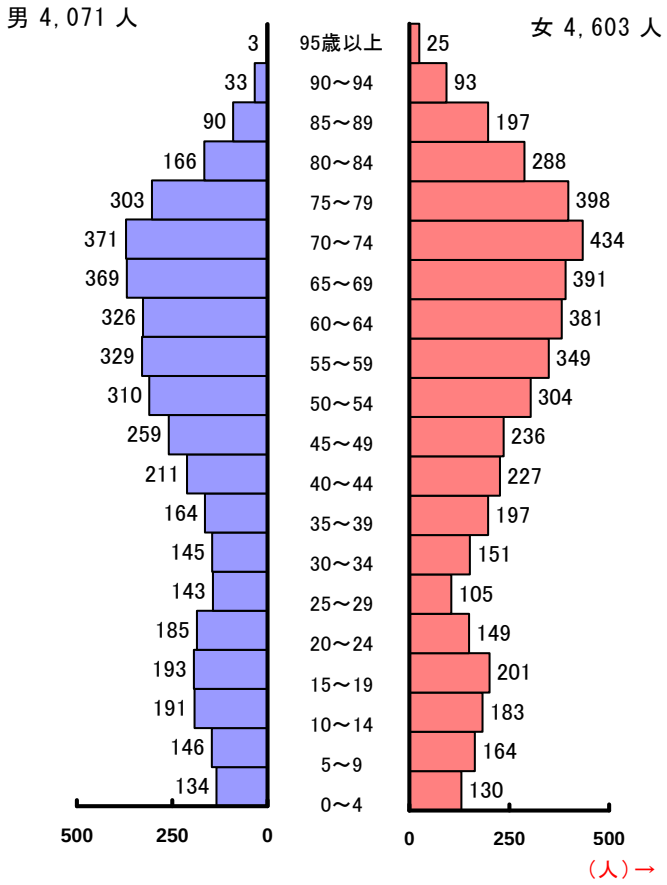

図１－５　５歳階級別の人口ピラミッド（資料：国勢調査 H17 年）

（６）産業

本町の就業人口は、平成 17 年の就業者数が 3,846 人で、このうち第１次産業 687 人（17.9%）、第２次産業就業者数が 954 人（24.8%）、第３次産業就業者数が 2,205 人（57.3%）となっています。

各産業の就業者数は、町全体の人口の減少に伴い、減少傾向にあります。そのような状況の中、第１次産業就業者の構成比が減少し、第３次産業就業者の構成比が増加する傾向にあり、産業構造の転換がみられます。

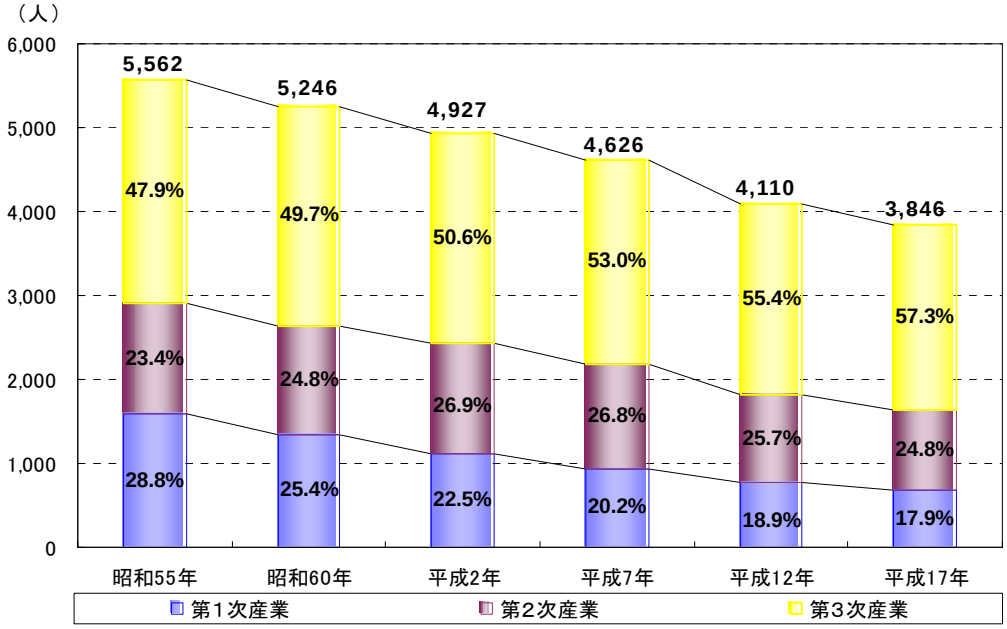

図１－６　産業分類別就業者数の推移（資料：国勢調査各年）

表１－３　産業分類別就業者数の推移（資料：国勢調査各年）

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（人）
昭和55年	1,601	28.8	1,299	23.4	2,661	47.9	5,561
昭和60年	1,333	25.4	1,303	24.8	2,608	49.7	5,244
平成2年	1,109	22.5	1,322	26.9	2,492	50.6	4,923
平成7年	934	20.2	1,241	26.8	2,448	53.0	4,623
平成12年	775	18.9	1,052	25.7	2,274	55.4	4,101
平成17年	687	17.9	954	24.8	2,205	57.3	3,846

（７）町財政

旧二町の財政状況は、経常収支比率が平成 16 年度ではそれぞれ 95%以上と財政の硬直化が進行している状況にあり、財政力の強弱を示す財政力指数も徳島県の平均を下回るなど厳しい状況にあります。

表１－４　町財政状況（資料：市町村財政概要 H16 年）

	（旧）日和佐町	（旧）由岐町	美波町	県平均
財政力指数	0.22	0.13	0.2	0.4
公債費比率	20.8%	15.0%	17.9%	16.3%
経常収支比率	97.9%	96.2%	97.1%	93.5%
普通会計歳出決算額（人口当たり）	669 千円	722 千円	696 千円	616 千円
自主財源割合	24.5%	18.8%	22%	40%
一般財源割合	51.5%	56.4%	54%	54%
投資的経費割合	29.4%	26.3%	28%	21%
市町村民税負担額（人口当たり）	23,367 円	19,755 円	21,561 円	31,937 円

※美波町の値は二町の平均値を表す

【用語解説】

財政力指数　：財政力の強弱を示すものであり、一般財源必要額に対して町税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、指数が高いほど裕福な団体となる。

公債費比率　：毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合。地方債の発行状況を判断するためのもの。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示す。

経常収支比率　：税などの一般財源に占める人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費の割合。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

自主財源割合　：歳入に占める自主財源の割合。自主財源とは、自主的に収入する歳入。

一般財源割合　：歳入に占める一般財源の割合。一般財源とは、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のこと。（地方税、地方交付税、地方譲与税など）

投資的経費割合：歳出に占める投資的経費の割合。投資的経費とは、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）・災害復旧事業・失業対策事業に係る経費。

２－２．住民意識からみた意向

本計画は、将来に夢の抱けるまちづくりを進めていくために策定するものですが、住民の意識、意向を反映させることが重要です。そのため、住民等に対するアンケート調査を実施しました。

（１）アンケート調査の概要

１）調査趣旨

本町の今後５年間のまちづくりの方向性を示す「美波町総合計画」の検討を進めていく上で、町民の意見を計画に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

２）アンケート調査の種類

アンケート調査の対象者は町内在住の住民、町内の中学校の在校生及び美波町出身で現在町外にお住みの方としました。町内外からの意見、将来を担う若者の意見を聞くことができました。実施時期は、平成 19 年２月１日～２月 19 日です。

表１-５　アンケート調査実施概要

調査項目	中学生アンケート	出身者アンケート	住民アンケート
対象者	美波町内の中学校に在学の学生	美波町出身で、現在、町外に住まわれている方	美波町内に在住の18歳以上の方
配布数	240票	70票	7,000票
回収数	216票	52票	5,195票
回収率	90.0%	74.3%	74.2%
配布回収方法	町内の中学校に依頼し、配布・回収	郵送による配布・回収	婦人会・自治会に依頼し、配布・回収

３）調査内容

アンケート調査の内容は、まちの魅力を探るための「町に対する現在の満足度」「町の印象」「町内で案内する場所」を聞きました。また、まちづくりの課題と重要施策を把握するために「今後のまちづくりにおける重要施策」「定住化の促進」「高齢化や障害者福祉の充実」「農林水産業の振興」「少子化対策」「安全・安心のまちづくり」等に関する質問をしました。

以下にアンケート調査結果をまとめ、「まちの魅力」及び「まちづくりの課題と重要施策」に関する町民の意向を把握します。

（２） まちの魅力

美波町の魅力に関連する質問項目における上位意見を以下に整理します。

「現在の満足度」の上位項目（平均点 2.73）：住民アンケート

○自然環境の豊かさ（3.90）　○上水道（3.37）

○リサイクル対策（3.35）　○景観の美しさ（3.33）

○自然環境の保全（3.22）

グラフ作成上、文字は揃いません。別途の方法を考えますので、審議会で H この形でお願いします。

満足度（30 項目）について、「満足；5 点、やや満足；4 点、普通；3 点、やや不満；2 点、不満；1 点」の点数をつけました。平均点は 2.73 点でした。

「美波町の印象」の上位項目：中学生・出身者アンケート

○自然豊かな美しいまち　　○安全・安心なまち
○ふれあいの多いまち　　○産物の豊かなまち

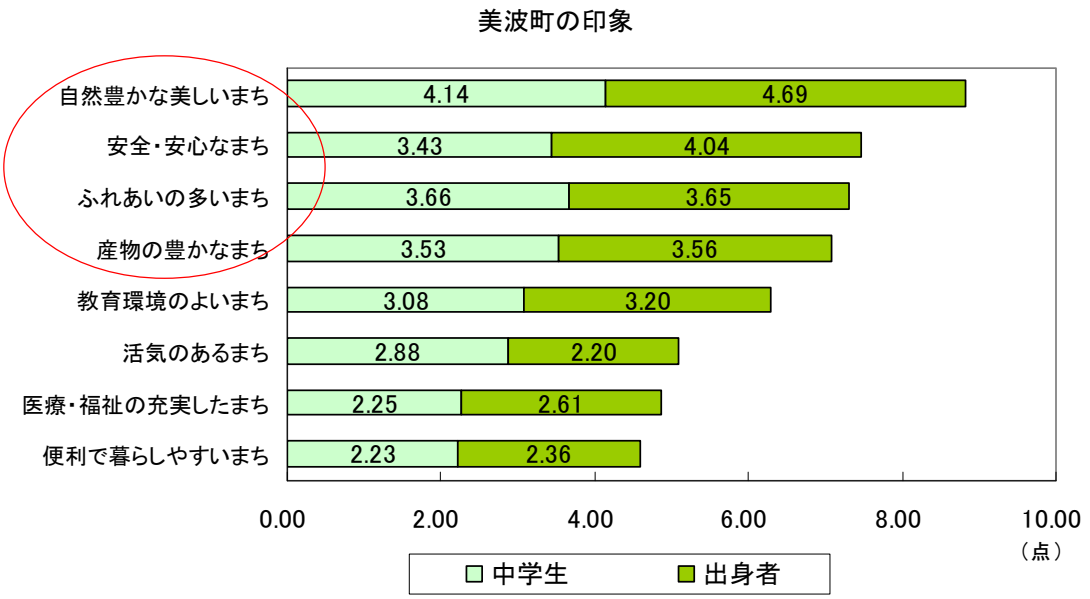

美波町の印象（８項目）について、「そう思う；５点、多少思う；４点、ふつう；３点、さほど思わない；２点、思わない；１点」の点数をつけました。なお、８項目全体での平均点は、中学生；3.1点、出身者；3.3点でした。

「美波町内で案内する場所」などの上位項目：中学生・出身者アンケート

◆案内したい場所　；○薬王寺　　○大浜海岸　　○田井ノ浜
◆見せたい祭り等　；○四季折々の祭り　　○ウミガメに関するイベント
◆食べさせたいもの；○豊富な海の幸　　○郷土料理

以上の結果から、

【美波町の魅力】
★自然環境の豊かさ・美しさ　　★豊富な海の幸
★ふれあいの多いまち　　★安全・安心なまち

などが、アンケート結果からみた「美波町の魅力」として挙げられます。

（３）まちづくりの課題と重要施策

１）満足度と重要度からの分析

今後のまちづくりにおける重要課題として、特に、優先度を重視する必要があると考えます。そのため、満足度が低く重要度の高い項目（11 項目）を以下に示します。

【満足度が低く重要度の高い項目（11 項目）】

- ■就職の場や機会
- ■買い物の便利さ
- ■子育て環境の充実度
- ■走路網の充実度
- ■災害対策
- ■高齢者・障害者福祉対策
- ■公共交通機関の便利さ
- ■医療体制の充実度
- ■行財政運営
- ■農林水産業の振興
- ■下水道

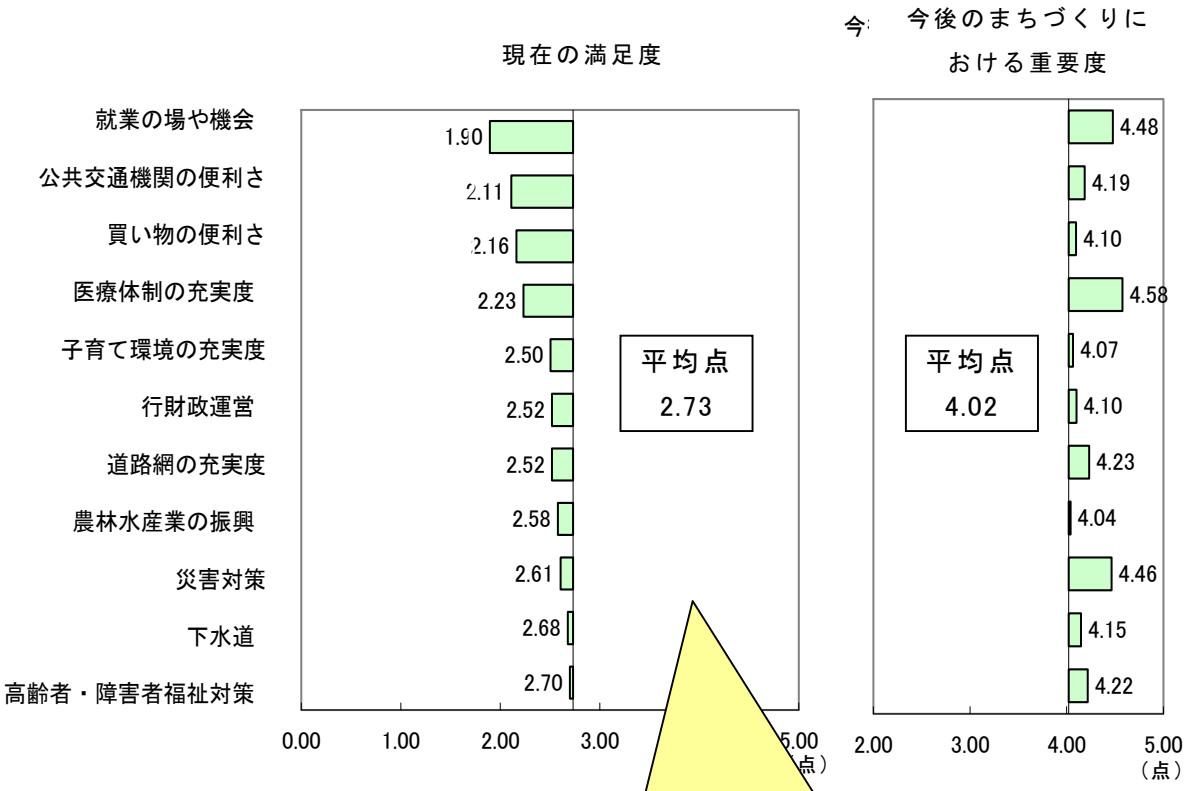

グラフ作成上、数字のはみ出しと文字が揃わないことの修正はできません。別途方法を考えますので、審議会はこの形でお願いします。

２）定住意向からの分析

本町への定住意向に関する質問項目における上位意見を以下に整理します。

「暮らす場合に望むもの」の上位項目：出身者アンケート

○保健福祉体制の充実　　○働く場所の確保

○買い物などの利便性

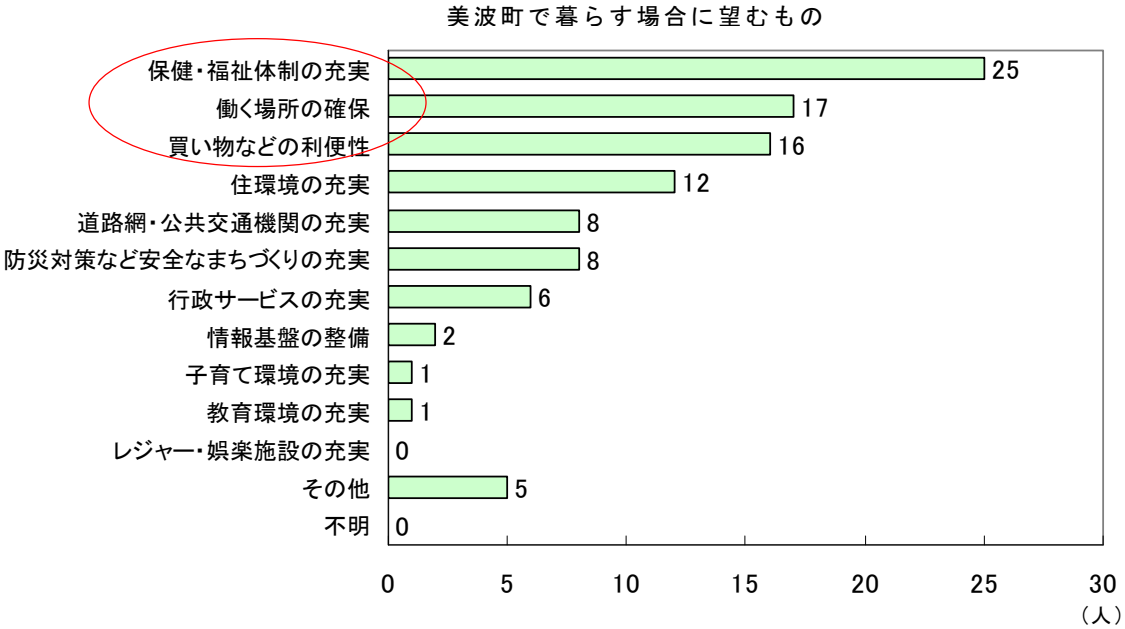

「住み続けたくない理由」の上位項目：住民アンケート

○交通が不便　　○日常生活が不便　　○よい職場がない

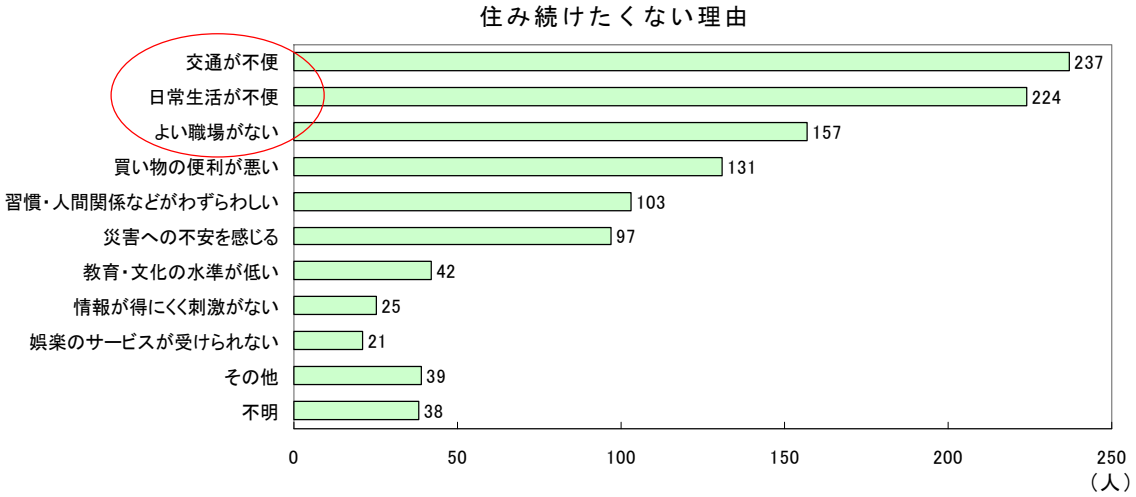

以上の結果から、

【定住化促進に向けた課題】

■交通の便が悪い　■買い物などの日常生活の便が悪い

■働ける場所が無い

などが、定住化の促進に向けた課題として挙げられます。こうした課題を踏まえた上で、以下の項目が定住化促進の重要な具体施策として挙げられます。

【定住化促進の重要な具体施策】

●新たな就業の拡大　●若者定住対策の強化

●周辺都市部への通勤利便性の向上　●基幹産業による就業の拡大

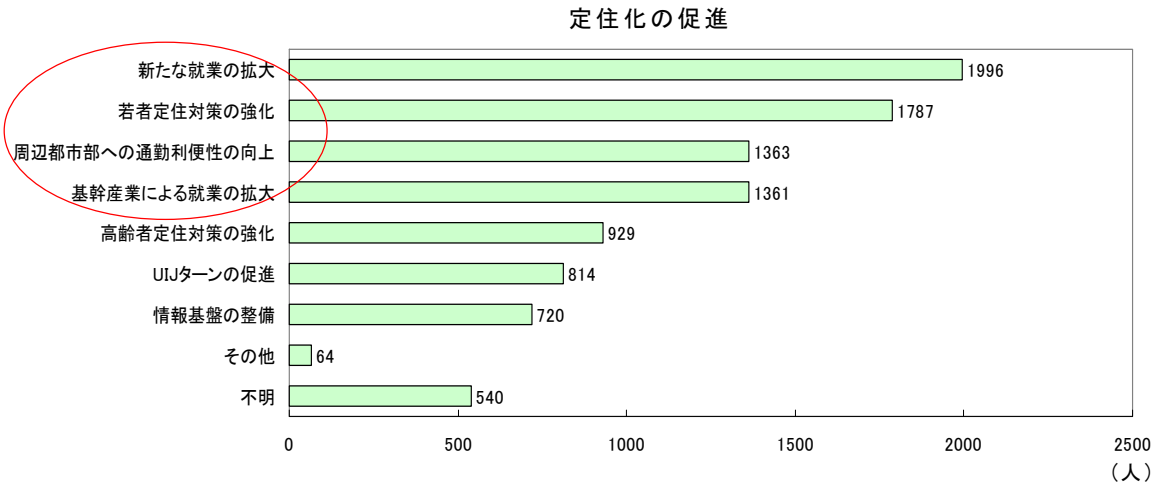

３）重視すべき「まちづくりの視点」からの分析

中学生・出身者・住民アンケートにおける共通の問いから、次の６項目が重視すべき「まちづくりの視点」として挙げられます。

重視すべき「まちづくりの視点」

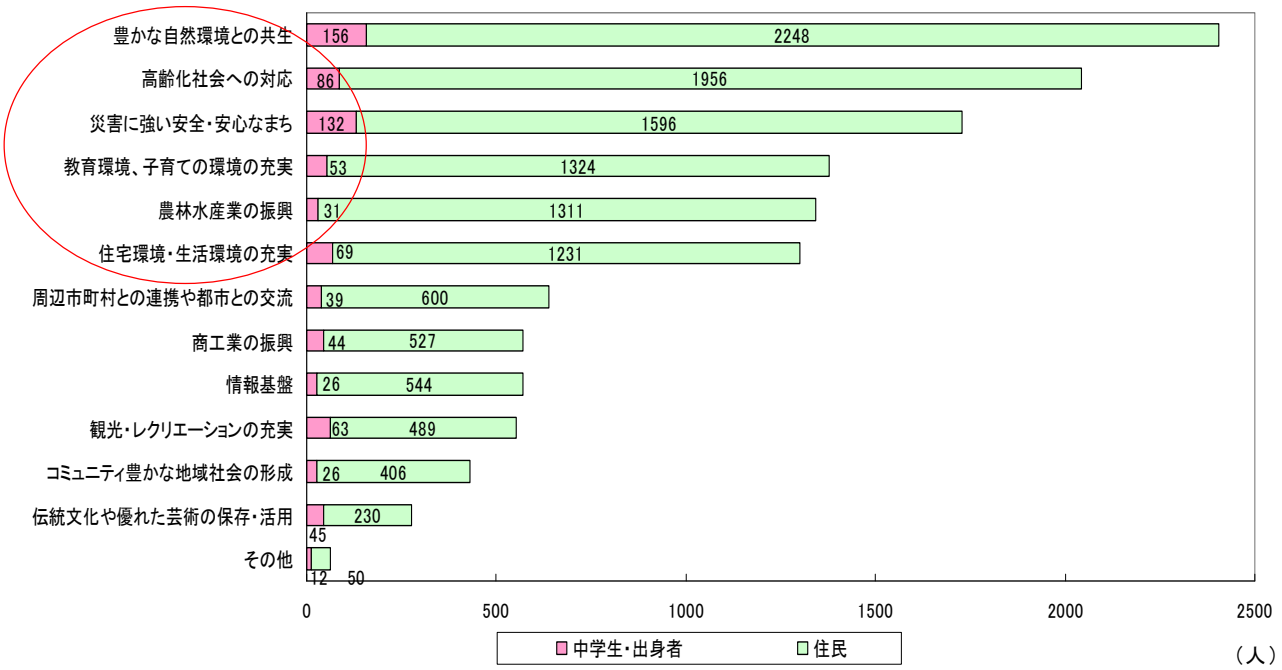

【特に重視すべき「まちづくりの視点」と具体施策】

●豊かな自然環境との共生

“豊かな自然環境”は、「まちの魅力」として挙げられています。

●高齢化社会への対応

○生活支援サービスの充実　○保健福祉施設の充実
○保健予防対策の充実

●災害に強い安全・安心なまち

○避難場所・避難路の整備・確保　○自助・共助・公助連携強化
○情報伝達体制の整備　○自主防災組織の育成・強化

●教育環境、子育ての環境の充実

○女性の就労環境の充実　○公的支援の充実
○働く女性への支援策の充実

●農林水産業の振興

○価格や品質の向上　○地産地消の推進
○後継者の育成

●住宅環境・生活環境の充実

○公共交通機関の便利さ　○買い物の便利さ
○医療対策の充実

４）重視すべき「まちづくりの視点」の具体施策

重視すべき「まちづくりの視点」と関連する質問項目における上位意見を以下に整理します。

①高齢化社会への対応

「高齢者や障害者福祉の充実」について、以下の項目が重要な具体施策として挙げられます。

【高齢者や障害者福祉の充実のための具体施策】

- ○生活支援サービスの充実
- ○保健福祉施設の充実
- ○保健予防対策の充実

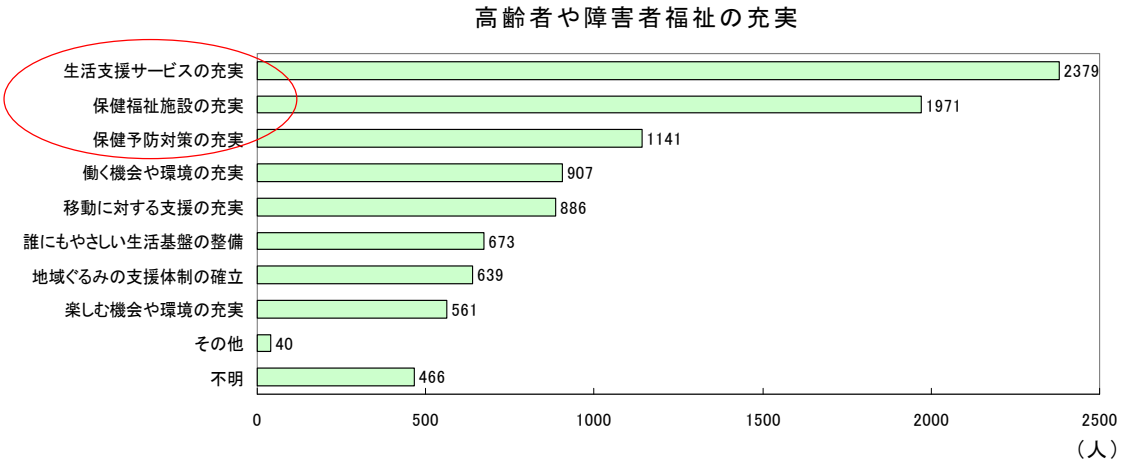

②災害に強い安全・安心なまち

「安全・安心のまちづくり」について、以下の項目が重要な具体施策として挙げられます。南海地震を想定しつつ、こうした具体策を継続・強化していく必要があると考えます。

【安全・安心のまちづくりの具体施策】

- ○避難場所・避難路の整備・確保
- ○自助・共助・公助連携強化
- ○情報伝達体制の整備
- ○自主防災組織の育成・強化

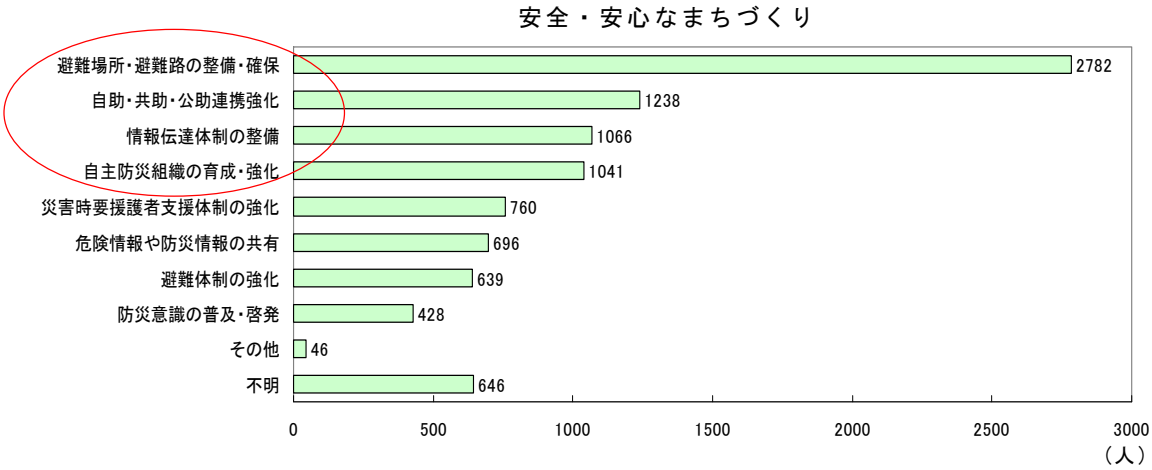

③教育環境・子育て環境の充実

教育・子育てに関連性の深い「少子化対策」について、以下の項目が重要な具体施策として挙げられます。

【少子化対策に関する具体施策】

- ○女性の就労環境の充実
- ○公的支援の充実
- ○働く女性への支援策の充実

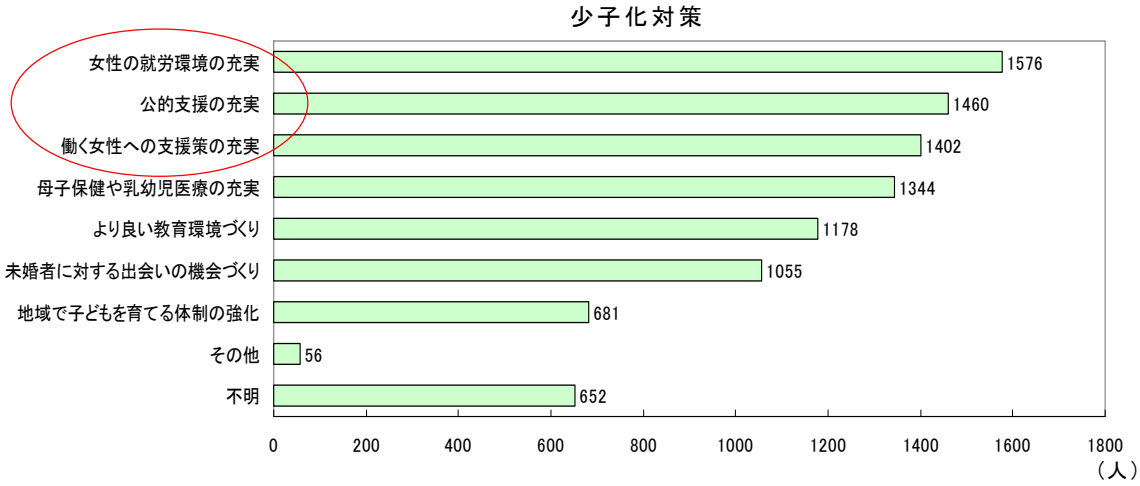

④農林水産業の振興

「農林水産業の振興」について、以下の項目が重要な具体施策として挙げられます。

【農林水産業の振興の具体施策】

- ○価格や品質の向上
- ○地産地消の推進
- ○後継者の育成

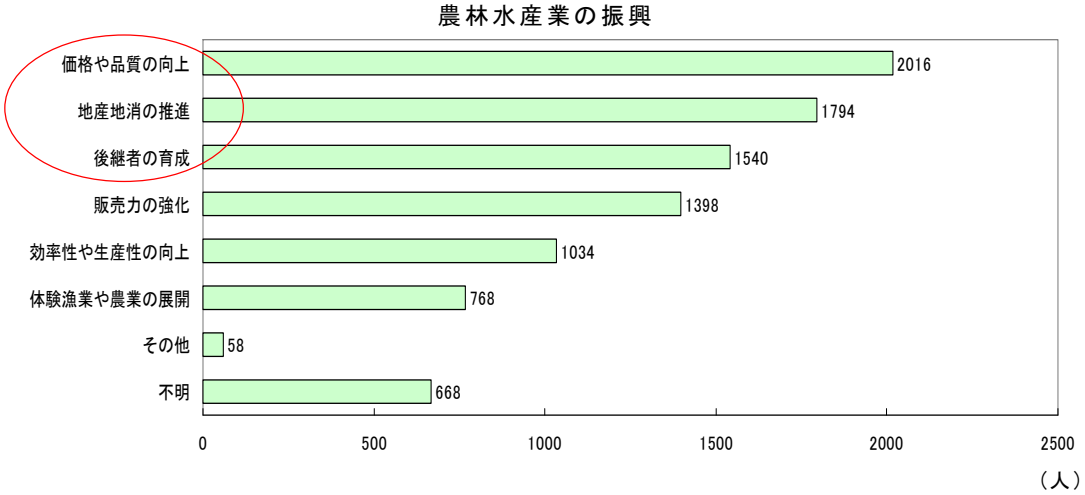

⑤住宅環境・生活環境の充実

「住宅環境・生活環境の充実」について、以下の項目が重要な具体施策として挙げられます。

【住宅環境･生活環境の充実の具体施策】

- ○就業の場や機会の確保
- ○公共交通機関の便利さ
- ○買い物の便利さ
- ○医療対策の充実

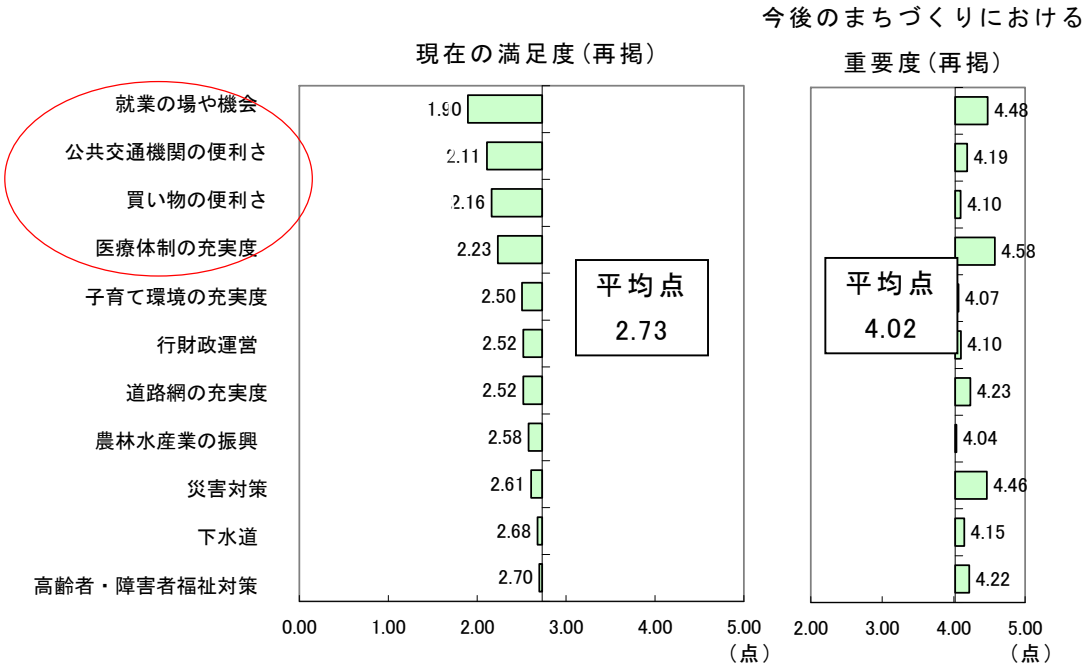

２－３．データ分析にみる本町の位置づけ

本町の現状を客観的に把握するため、各種統計データを用いて、徳島県内における各市町村の偏差値を算出し、周辺の市町及び徳島県の平均（阿南市、那賀町、牟岐町及び徳島県平均）と比較します。

（１）人口

本町の人口の特徴は以下のとおりです。

- 15 歳未満及び 15～64 歳の人口割合が低く、高齢者の割合が高い状況にあり、今後、さらに、人口減少・高齢化の進展が予測されます。
- 出生数の低さも、人口減少・高齢化に拍車をかけることが懸念されます。
- 転入者数、転出者数が周辺の市町と比べて高く、町民の入れ替わりの多さが伺えます。

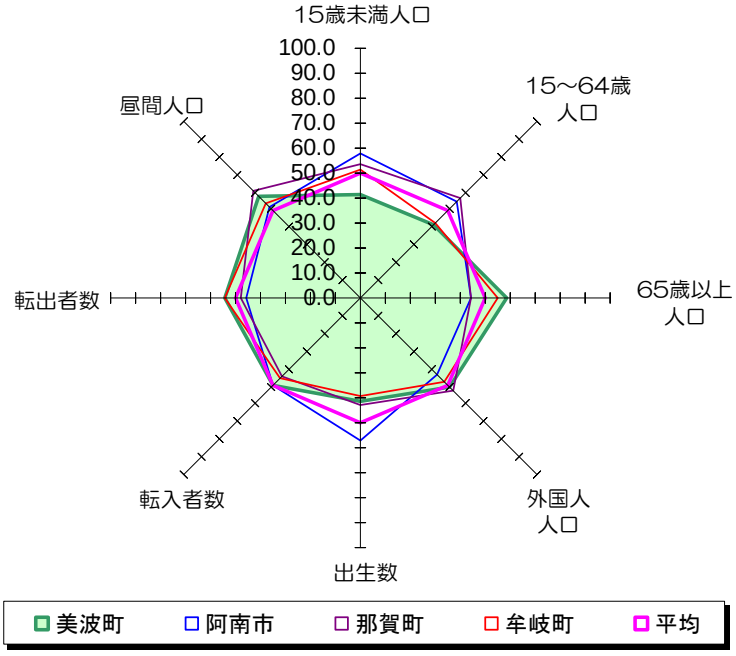

※グラフ中の数値は偏差値。偏差値 50 は平均を表す.

※上記人口に関する偏差値は、各市町人口当たりの割合

（２）世帯

本町の世帯の特徴として、核家族世帯、単独世帯、65 歳以上の親族のいる世帯、高齢夫婦、65 歳以上の高齢単独世帯の割合が高いことが読み取れます。世帯・居住の形態等、本町の取り組むべき課題と捉えることができます。

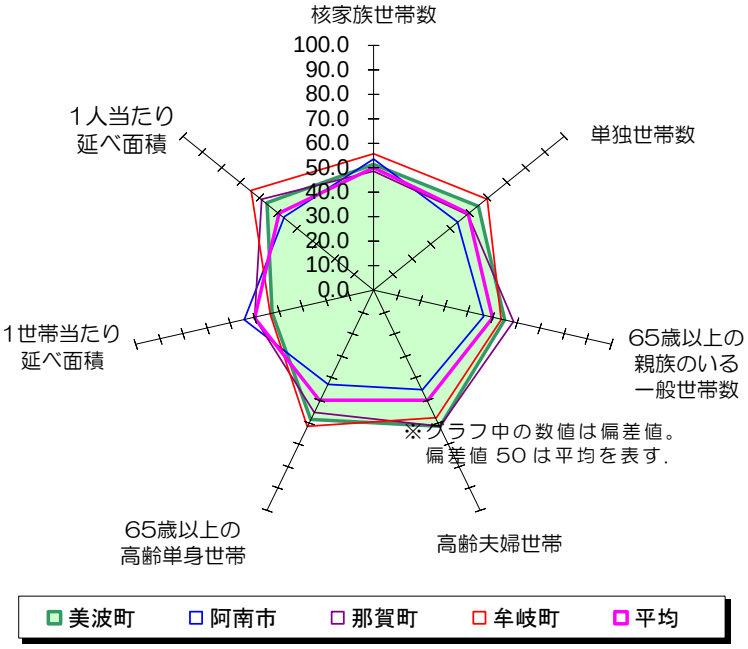

※グラフフ中の数値は偏差値。偏差値 50 は平均を表す.

※上記世帯に関する偏差値は、市町世帯当たりの割合である。

（３）就業

本町の就業に関する特徴として、人口規模に対する事業所の数は多い一方で、１つの事業所での従業者の数は少なく、就業の場としての潜在性はあるものの就業の機会が低いことが読み取れます。アンケート調査における就業の場や機会の満足度の低さ・重要度の高さとの関係性が伺えます。

また、就業率（女性就業率を含む）の低さも同様に就業の場・機会の満足度の低さ・満足度の高さに繋がっていると考えられます。

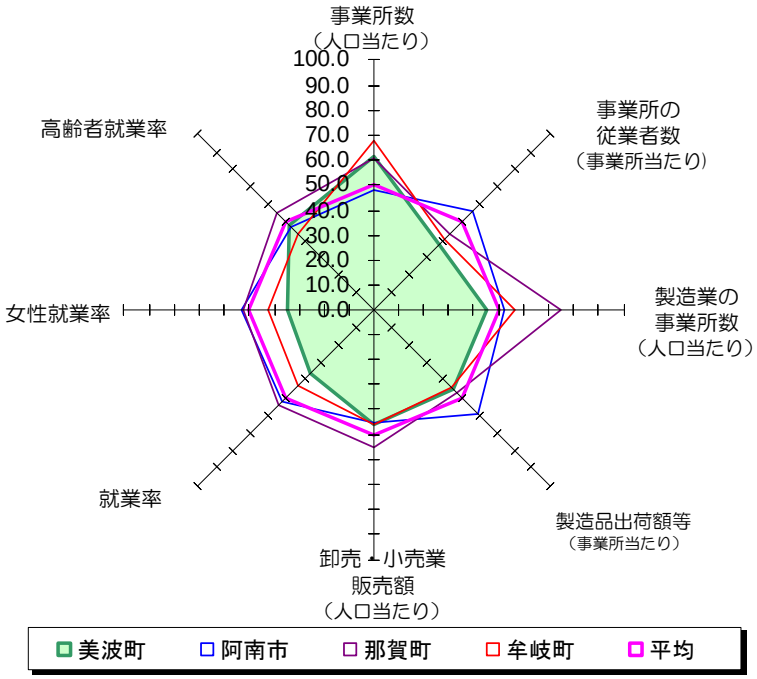

※グラフ中の数値は偏差値。偏差値 50 は平均を表す.

（４）生活利便性

本町における生活利便性の特徴として、人口規模に対する小売店、飲食店数は多いが、大型の小売店や百貨店の数が少ないことが読み取れます。アンケート調査における買い物などの利便性への満足度の低さとの関係性が伺えます。

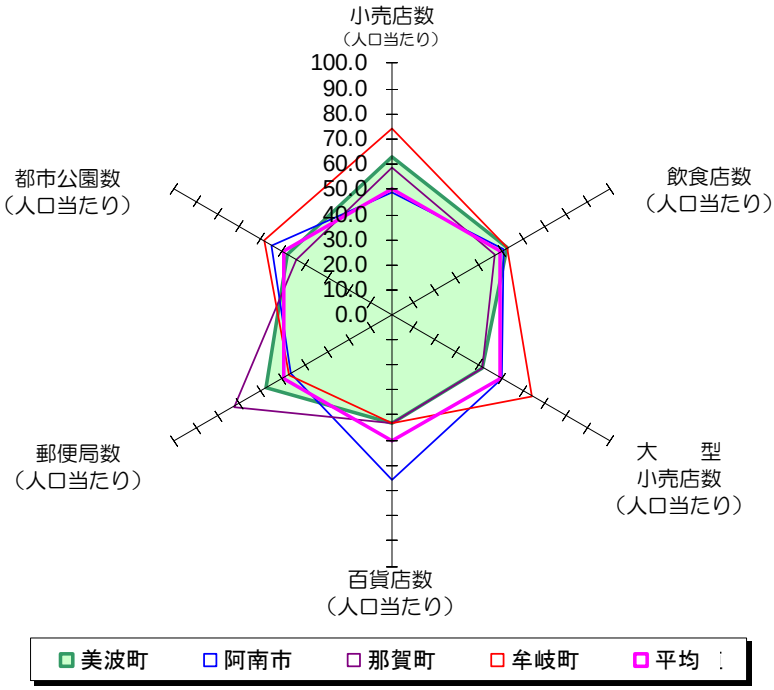

※グラフ中の数値は偏差値。偏差値 50 は平均を表す.

（５）生活環境

本町における生活環境の特徴として、町内における汚水衛生処理率、上水道普及率、道路改良率、舗装率等の基盤整備は県平均を上回っていることが挙げられます。

また、リサイクル率は、周辺の市町と比べて低くなっていますが、アンケート調査では、リサイクル対策に対しての満足度・重要度が高く、今後もリサイクル等の環境対策に取り組み、自然環境の保全に努めていく必要があります。

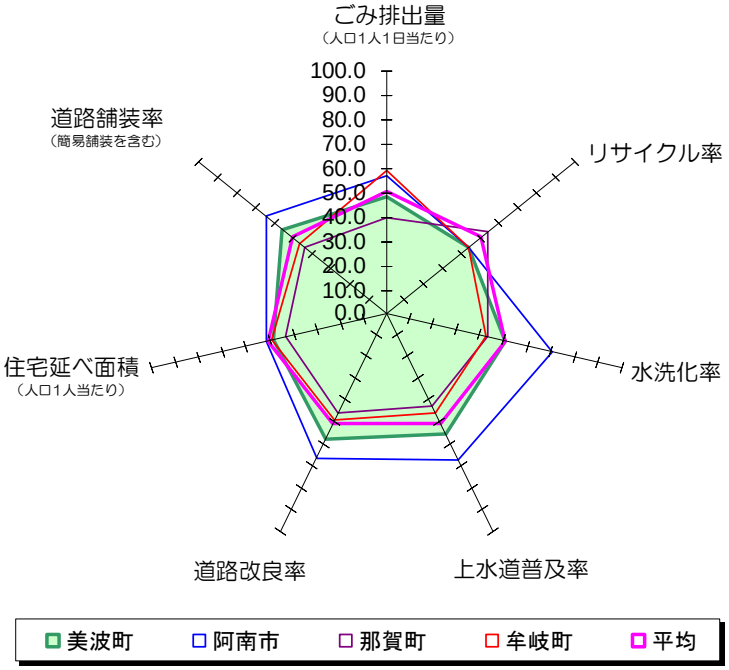

※グラフ中の数値は偏差値。偏差値 50 は平均を表す.

（６）町財政

本町の財政は、周辺市町と同様非常に厳しい状況にあります。平成 18 年 3 月 31 日に美波町として合併したことを契機に、これまでの行財政体質から脱却し、持続可能な財政構造への転換を図り、分権型社会にふさわしい自主的・主体的な活力あるまちづくり等、様々な課題に取り組んでいく必要があります。

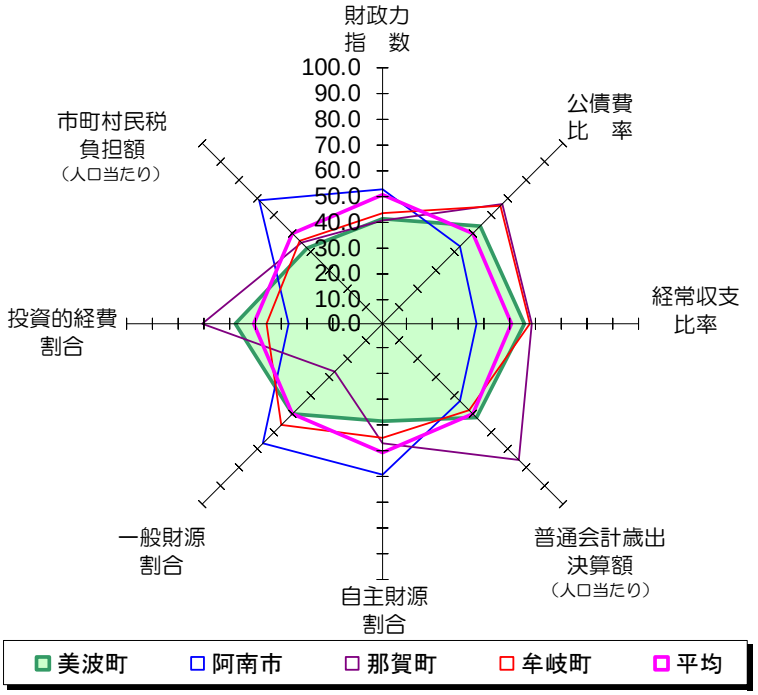

※グラフ中の数値は偏差値。偏差値 50 は平均を表す.

※用語については、Ｐ－９「用語解説」をご覧下さい。

２－４．時代の潮流

（１）少子・高齢化の急速な進行と人口減少時代

我が国の総人口は、平成 17 年 10 月 1 日現在、1 億 2,776 万人となり、戦後初めてマイナスに転じました。

65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,560万人となり、総人口に占める割合も20.04％と、初めて20％を超えました。また、戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、我が国の少子・高齢化にとって新たな局面を迎えることが予想されています。

こうした状況の中、本町では、すでに全国平均を大きく上回るペースで、人口減少が進み、高齢者の割合も 36.5%を超える（平成 17 年国勢調査）など、町民の３人に１人が高齢者になろうとしています。

地域の社会構造が大きく変化するとともに、保健・医療・福祉などの社会保障の分野での行政サービスが質・量ともに増大することが予想されるため、適切な対応が必要となります。

（２）地方分権社会と厳しい地方財政への対応

地方分権が本格的な実行段階を迎えるとともに、その一環である三位一体改革が進められ、地方行政は、自己決定、自己責任の原則のもと、限られた財源を有効に使い、これまで以上に住民に身近な行政サービスを提供していくことが求められています。

このような状況の中、本町は合併により、行財政基盤の強化・効率化を目指し、新たな道を歩み始めました。

しかしながら、本町は、徳島県内の「平成の大合併」で誕生した新自治体では唯一、総務省の指針で合併推進の目安とされる１万人に満たないまちです。小規模自治体の運営はますます厳しくなることが予想される中、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を自らが実行していくことが求められます。

（３）高度情報化・国際化による生活様式・価値観の多様化

情報通信技術の飛躍的な発展により、情報ネットワーク社会が形成されています。自治体においても、電子化された住民サービス・業務システムをインターネット等を活用したオンラインで住民に提供する「電子自治体」の構築が進められています。高度情報化に伴って、情報のみならず、人・物の交流が世界規模で広がっており、国際化も一層進展してきています。

このような状況の中、人々の生活様式や価値観は多様化し、地方においても住民の暮らしを取り巻く環境は、大きく変化し、求められる行政サービスも多様化かつ高度化してきています。

本町においても、多様化・高度化しつつある様々な課題に対応していくため、効率的な行財政運営の体制構築が必要です。また、周辺地域と連携し、都市部との情報格差を是正し、本町の豊かな自然環境を始めとする多様な魅力を広域に発信していくための仕組みづくりが求められます。

（４）持続可能な循環型地域社会の構築

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動を背景に、近年、地球温暖化現象や酸性雨など､地球規模での環境問題や河川･地下水の汚濁など身近な環境問題に対する人々の意識が高まってきています。

循環型社会では、企業も消費者も環境への負荷をできるだけ回避する経営スタイル、ライフスタイルが求められることになります。そのためには、これまでの生産・流通システムや生活価値観などの転換に取り組む必要があります。

本町においては、山、川、海などの豊かな自然環境を今後も絶やすことなく、持続可能な循環型地域社会の構築に向けて、国や周辺の自治体、地域が連携し、取り組んでいく必要があります。そのためには、ゴミの排出抑制など身近な活動を“町民一人ひとり”から“地域の一体的な取り組み”へ展開していくことが重要です。

（５）安全・安心な地域社会への取り組み

兵庫県南部地震（平成７年）以後、鳥取県西部地震（平成12年)、新潟県中越地震（平成17年）など、近年、全国各地で大規模な地震が発生しています。また、豪雨による土砂災害など様々な自然災害が多発しています。

さらに、徳島県下への影響が最も大きいとされる「南海地震」の発生確率は、30 年以内に 50％と予測されるなど、自然災害に対する防災意識は高まり、生命の安全確保や地域コミュニティ活動の活性化による自助、共助、公助の体制の必要性が再認識されています。

本町においては、東南海・南海地震同時発生時の震度が６弱～６強と予測され、地震による津波の影響が懸念される状況の中、地域と行政が協働で防災・減災へ取り組む必要があります。

また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者を巻き込んだ交通事故やその他、犯罪発生率の増加､犯罪の凶悪化､若年化が進んでおり､我が国の安全神話が崩壊しつつあります。

身近な生活の安全を確保するためには、地域ぐるみで防犯や交通安全活動など、町民と協働で安全・安心な地域づくりへの取り組みが求められています。

２－５．主要な課題の整理

「本町を取巻く現況」「住民意識からみた意向」「データ分析にみる本町の位置づけ」「時代の潮流」より、町の課題を８つに整理しました。

（１）人口減少、少子・高齢化対策
（２）若者の定住化促進
（３）産業振興と就業機会の確保
（４）快適で便利な生活環境整備
（５）安全・安心な地域づくり
（６）高度情報化・交流促進
（７）地域自治組織の強化と自立支援
（８）効率的な行財政運営

本町の人口は減少傾向にあり、少子・高齢化の進展により、町の活力が低下しています。また、人口流出や少子化による人口の減少は、本町の税収に影響し、高齢者の増加は財政負担の増加につながります。

人口減少の防止対策の１つとして、若者等の定住化促進があります。そのためには、産業を振興し、就業の機会を確保する必要があります。また、本町が周辺市町に比べて、豊かで安心に暮らすことが可能となるように、快適で便利な生活環境を整備する必要があります。

南海地震の発生が確実視されており、東南海地震と同時に発生する可能性があると言われています。また、その他の自然災害の発生に備え、発災時には最小限度の被害で終わるような対策が必要です。町民の誰もが健康で安全・安心に暮らせる地域をつくるために、防災・防犯対策の実施、保健・医療・福祉が連携した地域医療体制の確立、周辺市町との広域連携の実施、地域自治組織が自立し地域のことは地域で守る意志の確立等が重要となります。

情報通信技術の進歩は急速であり、インターネットの普及により本町が世界とつながっていることが実感できます。高度情報化社会の到来は地域間競争の始まりでもあり、「美波町」を全国・全世界にＰＲする必要があります。現在、町では毎年「ひわさうみがめトライアスロン」を開催し、交流に関するノウハウを有しています。また、本町には優れた自然環境を有しています。これらを活用したまちの活性化が重要です。

現在、本町の財政状況は非常に厳しい状況です。旧日和佐町と旧由岐町の合併によっても人口は 8,700 人程度と少なく、財政事情の好転は簡単には図れません。したがって、今後も、より一層効率的な行財政の運営を行う必要があります。

本町は以上の８つの課題が特に重要であるとしています。町民の皆さんが、豊かで安心な生活を送るために、町民、地域、行政が連携して、全力で課題の解決に向かう必要があります。

本町を取り巻く現況

・二町の合併による新町の誕生

【人口】
・人口の減少
・世帯人員の減少＝核家族化
・高齢夫婦・高齢単独世帯の増加
・若年人口の流出と高齢化率の上昇

【産業】
・産業就業者数の減少
・第１次産業の構成比が減少
・第３次産業の構成比が増加

【町財政】
・厳しい町財政（財政の硬直化）

住民意識からみた意向

【魅力】
・自然環境の豊かさ・美しさ
・豊富な海の幸
・ふれあいの多いまち
・安全・安心なまち

【まちづくりの課題と重要施策】
・高齢化社会への対応
・災害に強い安全・安心なまち
・教育環境、子育ての環境の充実
・農林水産業の振興
・住宅環境・生活環境の充実

データ分析にみる本町の位置づけ

・年少・生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇
・核家族化と単独世帯の増加
・高齢夫婦・高齢単独世帯の増加
・就業機会が少なく、低い就業率
・大型小売店・百貨店等の日常生活の環境の利便性が低い
・町内におけるハード的な整備の充実
・厳しい地方財政

時代の潮流

・少子・高齢化の急速な進行と人口減少時代
・地方分権社会と厳しい地方財政への対応
・高度情報化・国際化による生活様式・価値観の多様化
・持続可能な循環型地域社会の構築
・安全・安心な地域社会への取り組み

主要な課題

1．人口減少、少子・高齢化対策

2．若者の定住化促進

3．産業振興と就業機会の確保

4．快適で便利な生活環境整備

5．安全・安心な地域づくり

6．高度情報化・交流促進

7．地域自治組織の強化と自立支援

8．効率的な行財政運営

第２編　　基本構想

第１章　まちづくりの将来像と基本理念

１－１．まちづくりの将来像と基本理念

（１）まちづくりの将来像

本町は、海と山に囲まれ、漁村集落及び農村集落を中心に歴史を刻んできました。これまで育んできた自然・歴史などの文化を今後も生かしつつ、新たな視点でまちづくりに取り組むことが必要です。

本町は、大きな産業を有してはいないものの、人情の溢れるまちであり、町民が知恵と心でまちづくりを進めています。このような姿勢を引き継ぎ、人と地域が自治との協働による、生き生きとした豊かなまちを目指します。

これらをふまえ、本町が目指すまちづくりの将来像を

海・山の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち

～人と地域・自治と協働のまちを目指して～

とします。

（２）まちづくりの基本理念

将来像の実現には、「人づくり」「地域づくり」が重要であり、行政主導のまちづくりから町民自らが地域のことを考え、行動し、「みんなのまち」をつくることが重要です。そこで、将来像を実現するための基本理念を次の２つとします。

一人ひとりが輝いて生きるまち

全ての人々が豊かな自然環境の中で、自らを磨き、共に支え合いながら、生き生きと暮らせるまちを目指します。

豊かな自然資源と地域を磨くまち

素晴らしい自然環境と海や山の資源を活用しながら、様々な知恵と工夫で、地域の持続的な向上を目指します。

１－２．まちづくりの基本指標

（１）将来人口目標

１）総人口

平成 29 年（2017 年）の将来人口 8,000 人の維持を目指します。

平成 17 年度における本町の人口は 8,674 人であり、昭和 60 年からの 20 年間で約 23.0%減少し、すでに人口減少に歯止めが掛からない状況にあります。

人口減少や少子・高齢化により地域力の低下が懸念される中、本町の魅力である“豊かな自然環境を活かしたまちづくり”や高齢化社会に対応した“住みやすいまちづくり”を進め、地域の活性化を図る必要があります。

また、海や山に面した“豊かな自然環境のまち”として発展してきた地域特性を強みとして、魅力あるまちづくりを進め、人口の減少に歯止めを掛ける必要があります。

そこで、本町では、人口推計結果を上回る数値を目標に、平成 29 年の人口の見通しを 8,000 人とします。

なお、人口推計は、平成２年から平成 17 年の国勢調査の実測値を用いて、コーホート変化率法により推計を行いました。

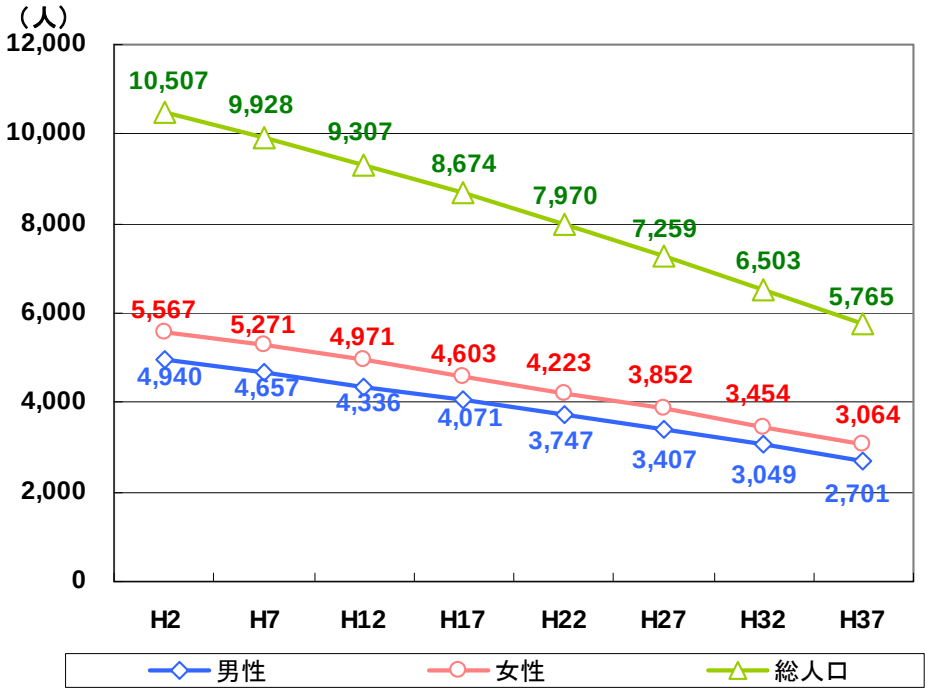

図２－１　人口の推計

２）年齢別人口推計

年少人口（０歳～14 歳）は、平成７年から平成 17 年の 10 年間で、480 人減少しています。今後もこの減少傾向が続くことが考えられ、平成 27 年には、町内の総人口の 10%に満たない 729 人になると予測されます。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、平成７年から平成 17 年の 10 年間で、1,248 人減少しています。平成 27 年には、町内の総人口の 50%を下回る 3,727 人になると予測されます。

高齢人口（65 歳以上）は、総人口が減少する中、増加し続けてきましたが、平成 17 年の 3,304 人（実績値）をピークに以降、減少に転じることが予測されます。総人口に占める割合は、今後も増加することが予測され、平成 27 年には、40%を超える見通しとなっています。中でも、後期高齢者（75 歳以上）の増加が著しく、平成 22 年に 20%を超えるなど、今後も増加し続けることが予測されます。

表２－１　年齢区分別人口の推計

区分	実績値				推計値			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口(人)	10,507	9,928	9,307	8,723	8,272	7,553	6,779	6,015
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳の人口(人)	1,621	1,380	1,095	900	851	729	630	516
構成比(%)	15.4	13.9	11.8	10.3	10.3	9.7	9.3	8.6
15～64歳の人口(人)	6,491	5,867	5,212	4,619	4,247	3,727	3,182	2,761
構成比(%)	61.8	59.1	56.0	53.0	51.3	49.3	46.7	45.9
65以上の人口(人)	2,389	2,681	3,000	3,204	3,174	3,097	2,967	2,738
構成比(%)	22.7	27.0	32.2	36.7	38.4	41.0	43.8	45.5
前期高齢者の人口(人)	1,296	1,454	1,620	1,548	1,463	1,335	1,221	1,090
構成比(%)	12.3	14.6	17.4	17.7	17.7	17.7	18.0	18.1
後期高齢者の人口(人)	1,093	1,227	1,380	1,656	1,711	1,762	1,746	1,648
構成比(%)	10.4	12.4	14.8	19.0	20.7	23.3	25.8	27.4

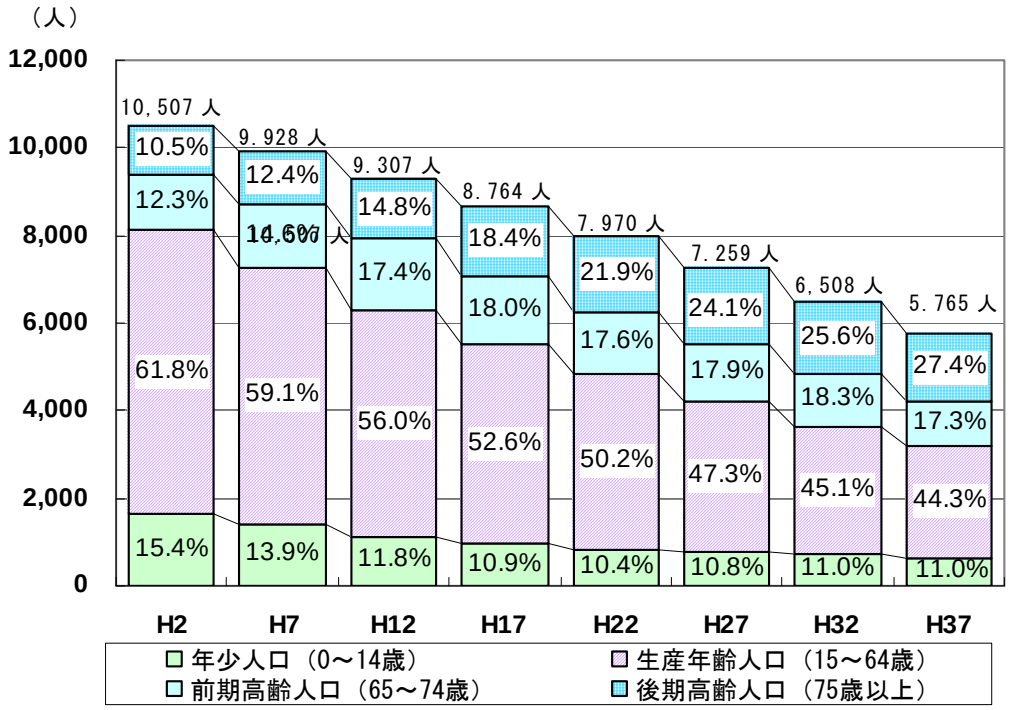

図２－２　年齢区分別人口の推計

（２）将来世帯数の推計

平成２年から平成 17 年までの１世帯あたりの人員の減少がほぼ同じ割合で続くと想定した結果と将来人口推計値を用いると、将来世帯は平成 22 年まで増加すると予測されますが、その後減少傾向となり、平成 29 年には、3,266 世帯になると予測されます。

表２－２　世帯数の推計

	実績値				実績値			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口(人)※1	10,507	9,928	9,307	8,723	8,272	7,553	6,779	6,015
総世帯数※2	3,414	3,405	3,427	3,311	3,390	3,312	3,197	3,067
1世帯当たりの人員※3	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0

※1：コーホート変化率法による推計値
※2：（総人口）／（1世帯当たりの人員）
※3：線形近似による回帰分析

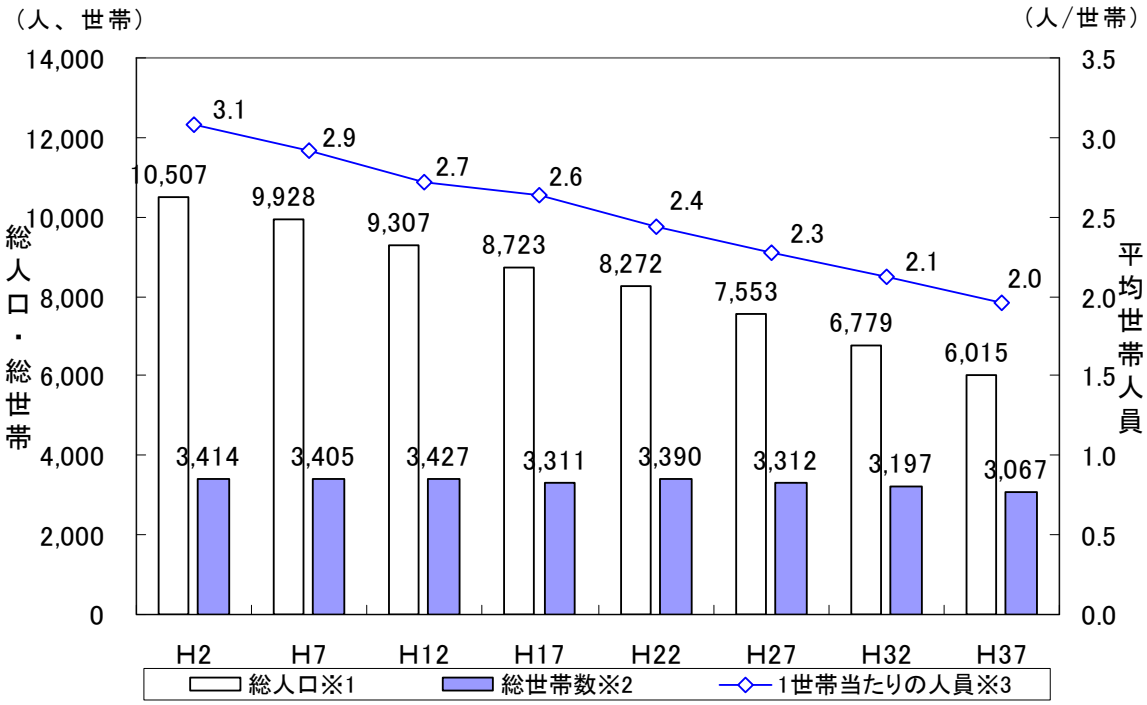

図２－３　世帯数の推計

（３）就業人口の推計

総就業者数は、平成７年から平成 17 年の 10 年間で 777 人減少しています。その内訳は、第１次産業就業者で 247 人、第２次産業就業者で 287 人、第３次産業就業者で 243 人がそれぞれ減少しています。構成比で見ると、第１次産業は、20.2%から 17.9%に減少、第２次産業は、26.8%が 24.8%に減少、第３次産業は、53.0%から 57.3%に増加しています。

産業別就業者数の減少傾向がこのまま続くものと想定すると、総就業者数は平成 29 年度には、3,420 人程度に減少するものと予測されます。

表２－３　就業人口の推計

区分	実績値				推計値			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
就業者(人)	4,923	4,623	4,101	3,846	3,600	3,500	3,300	3,100
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業(人)	1,109	934	775	687	600	600	500	400
構成比(%)	22.5	20.2	18.9	17.9	16.7	17.1	15.2	12.9
第2次産業(人)	1,322	1,241	1,052	954	900	900	800	800
構成比(%)	26.9	26.8	25.7	24.8	25.0	25.7	24.2	25.8
第3次産業(人)	2,492	2,446	2,274	2,205	2,100	2,000	2,000	1,900
構成比(%)	50.6	53.0	55.4	57.3	58.3	57.1	60.6	61.3

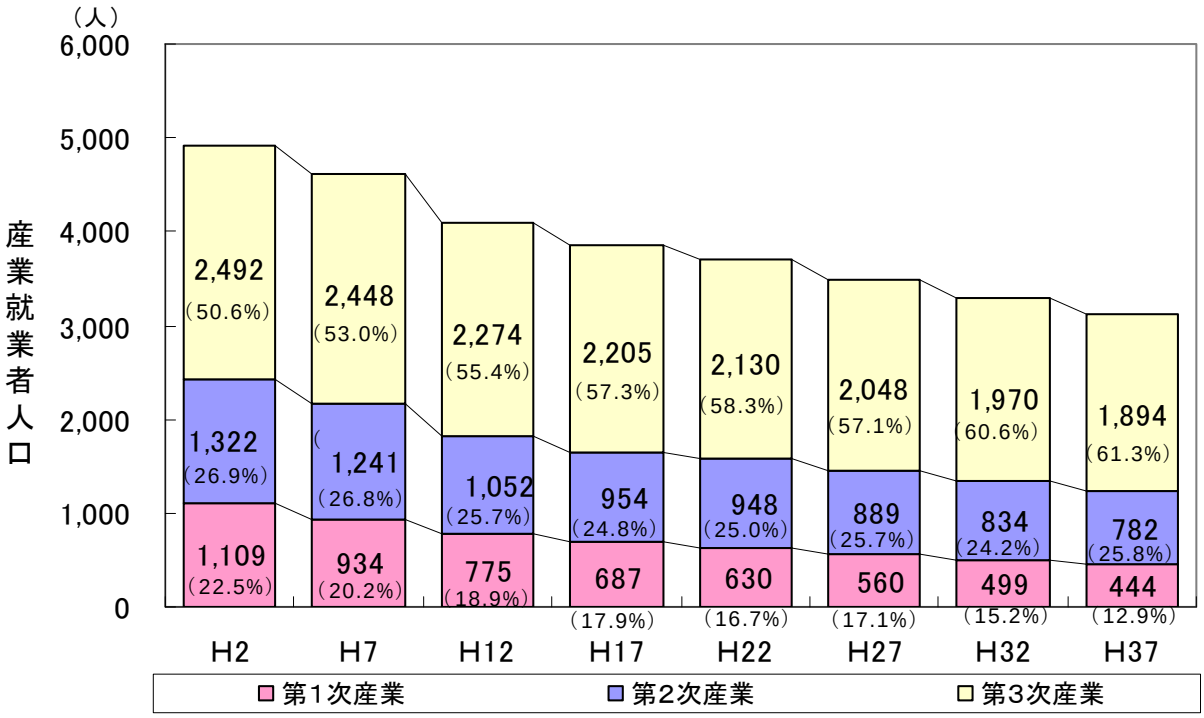

図２－４　就業人口の推移

（４）土地利用構想

本町の地形は、おおむね北から西は海部山脈を背にし、東から南は太平洋に面して大きく開けており、リアス式の海岸に沿って山々が連なり、入り江に漁村集落と市街地が発達してきました。沿岸は、そのほとんどが国定公園に指定されており、沿岸の海域は県内で最も高い漁獲量を誇っています。

陸域と海域の２つが接する海岸線付近は、環境の共生が最も必要な場所です。この海岸線付近は、町の土地利用の中で最も環境に配慮しなければならない場所であり、自然環境を保全し、かつ、環境との調和ある開発を行います。また、良質な自然環境を有するこれらの場所を活用し、地域産業の活性化と連携する交流・観光の充実を行います。

一方､本町の山間部は､急峻な山並みが連なる地域の中に農村集落が立地しており、癒しの山里空間となっています。

【沿岸域フロントゾーン】

海岸線沿いの山々と浜や入り江があり、基幹的な漁港と集落・市街地があり、本町の住民サービスを支える拠点的な場所です。この２つの場所は、幹線道路や鉄道で結ばれています。この場所を沿岸域フロントゾーンとしています。

このゾーンには、自然度の高い環境保全を行うべき場所が含まれており、地域の暮らしを支える諸機能を整え、自然環境と調和する土地利用を形成し、地域に居住する人々が他に誇れる環境共生型のまちづくりを進めます。

①市街地：癒しのまちなか交流ゾーン

拠点機能を持った市街地として、医療、福祉、文化等を充実する他、市街地内の居住環境の改善とともに、様々な資源を活かした多様な交流の場を形成します。また、地域と町との協働によって、環境保全活動や産業の育成、住民サービスの充実と共に､各地域での住民の自主的な活動による地域づくり､交流活動を支援します。

②隣接集落：癒しの里海交流ゾーン

漁村集落、農村集落の環境改善を進め、農地・山林等の保全を行う他、地域が主体的に行う体験交流や環境保全活動などを進め､自然と人にやさしい地域交流ゾーンを形成します。

③沿岸の環境保全

沿岸域での自然環境の保全と魚介類等の資源保護、育成を行うことが必要です。海岸線や流域の森林帯を保護、育成し、海岸（浸食崖、砂浜、岩礁）の保全や回復を行い、自然度の高い場所のゾーンを設けます。

【沿岸環境共生帯】

陸域と海域が接する海岸線付近の場所を沿岸環境共生帯としています。リアス式の海岸に沿って、急峻な山が続き、様々な入り江や砂浜、岩石海岸、岩礁などが複雑に入り組んでいるこれらの場所は、海と森林の生態系を結ぶ重要な場所です。海岸線の樹林帯では、国定公園や保安林指定、動植物の生息場所であり、海岸では藻場、貝類

の育成、魚類の生息場所となっています。本町の沿岸は、環境共生の最も重要な場所として、自然環境と調和する地域として環境保全、環境改善を進めます。

【緑の山並み環境共生ゾーン】

急峻な山塊が連なり、開けた盆地や谷あいに農村集落が立地しています。主に県道によって市街地と結ばれており、農林業を主体にしているゾーンです。

循環型の農業の形成や森林の保全、育成の他、農林業を活用したグリーンツーリズムを進め、都市との交流活動を進め、沿岸域や海域とのブルーツーリズムとの連携も行い、本町の全域で体験交流ネットワークをつくります。

①癒しの山里交流ゾーン

赤松地区は、山間の盆地に発達した農村集落で、山と田園が織りなす美しい農村風景を残しています。グリーンツーリズムの拠点的な場所として活用する他、環境農業の推進や伝統文化の保存継承を促進します。

【海洋環境交流ゾーン（海を守り育てるゾーン：海域の岩礁や離島を含む）】

沿岸域は美しい海岸線が連なり、そのほとんどが国定公園等に指定されています。海域では、漁場、磯釣り、スキューバー、キャンプ、シーカヤックなどの海の多目的な活動の場となっており、一部では県南一帯や室戸岬まで遠望できる場所があります。

沿岸域フロントゾーンを含め、沿岸から海域、岩礁が含まれるものとします。漁場だけでなく、岩礁や離島では磯釣りなどのレクリエーションの場所となっています。漁場の保全、育成の他、豊かな海の環境を活用して、都市と漁村の体験交流などを含めたブルーツーリズムを進めます。

①海洋交流拠点ゾーン

大浜海岸及び田井の浜を、町の沿岸域の情報発信拠点、環境教育等の活動拠点とします。

②海崖、岩礁保全・活用ゾーン

この地域を海の重要な環境保全の海域として、海洋環境の保全を行いながら、海洋交流、体験の場所として整備・充実します。

③海洋交流ネットワーク

各漁港、主な砂浜や岩礁、離島を結ぶ広域的な海洋交流ネットワークをつくります。

【美波町土地利用イメージ】

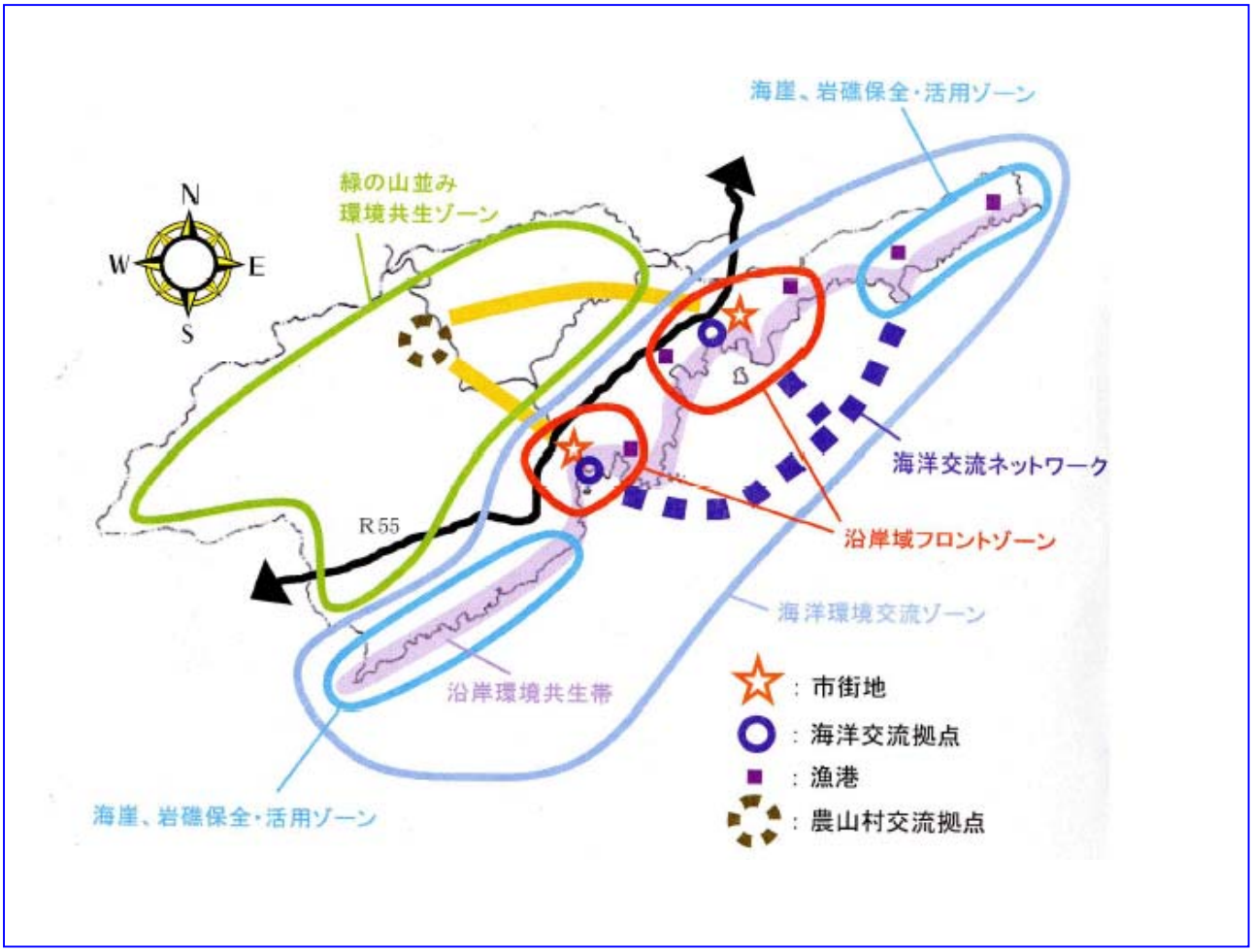

第２章　施策の大綱

「海・山の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち」の実現に向けて、本町が有する８つの主要な課題を解決する必要があります。その課題解決を目指す施策を大綱として示します。

２－１．生活基盤の整備

海と山に恵まれた豊かな自然環境を生かすとともに、徳島県の南東部に位置する地理的な性格を踏まえ、道路交通網などの適切な基盤整備に取り組み、「快適さ」と「潤い」を感じられる住みよいまちを目指します。

（１）土地利用

ゆとりある土地利用を推進するため、「都市計画の推進」及び「自然環境と調査した土地利用の運用」について施策を推進します。町には用途地域を指定した「日和佐都市計画用途地域」があり、適切な都市計画を継続的に進めます。また、土地利用においては、既存市街地の再生・活性化を含め、町の財産である自然環境と調和したゆとりある土地の運用を進めます。

（２）地域交通の整備

地域交通を整備するため、「幹線道路の整備」「生活道路の整備」及び「公共交通の整備」について施策を推進します。日和佐道路（阿南安芸自動車道）の早期全線開通、緊急地方道路整備事業及び生活道路整備等を推進し、公共交通の整備として、通勤通学者や交通弱者の足の確保に向けた取り組みを行います。

（３）定住環境の整備

町民やＵＪＩターン者にとって住みよいまちづくりを行うため、「住環境の整備」「ＵＪＩターンの促進」「ユニバーサルデザインの推進」について施策を推進します。町営住宅の老朽化対策及び住宅の耐震化、ユニバーサルデザインの推進等を行います。また、ＵＪＩターン者の受入れが可能な環境整備を行います。

（４）公園・緑地の整備

緑豊かなまちをつくるため、「公園の整備」及び「緑化の推進」について施策を推進します。公園や緑地の整備・維持管理等においては、町民の参画や民間事業者の活用等により、「知恵と心でつくるまち」との考えをもとに財政的負担の少ない方法を工夫します。

（５）高度情報通信網の整備

地域防災情報や行政情報を確実に町民へ届けるため、「高度情報通信の基盤整備」「地域防災の情報化推進」及び「行政情報のシステムの構築」について施策を推進します。地上デジタル化事業の実現及び情報伝達システムの構築等を推進し、災害に強いまち

づくりと効率的な行政の実施等の実現に寄与します。

２－２．生活環境の整備

町民が誇りとする豊かな自然環境を保全し、共生のまちづくりを町民と行政が協働で取り組む、持続可能な循環型社会を目指します。

また、大規模災害に備えた自治組織の育成・強化を優先課題とした安心・安全なまちを目指します。

（１）上・下水道の整備

上・下水道等が整備されたまちをつくるため、「上水道の整備」「下水道の整備」及び「排水処理機能の充実」について施策を推進します。本町には良質で安全な水があります。この水を町民へ供給するため、水源地涵養、水質環境の保全、水道施設の耐震化等を進めます。下水・排水処理においては公共下水道施設整備、農村集落排水施設整備、小型合併処理浄化槽の普及を計画的に行います。また、上・下水道の安定した運営基盤の確立に努めます。

（２）衛生環境の充実

環境にやさしいまちづくりを行うため、「ゴミの減量化の推進」「し尿処理体制の整備」及び「循環型社会の構築・リサイクルの推進」について施策を推進します。地域環境問題対策では、ゴミやし尿処理対策として、ゴミの減量化とリサイクルの推進、円滑なし尿の収集処理を進めます。また、環境教育の普及等を進め、美波町から地球全体を考えた環境問題解決に貢献します。

（３）防災体制の構築

自然災害に強いまちづくりを目指し、「防災知識の向上」「防災施設・設備の整備」及び「津波対策の実施」について施策を推進します。大規模地震である東南海・南海地震が発生することにより、その揺れや津波の発生により大きな被害の発生が想定されています。また、近年の豪雨による水害・土砂災害の発生も懸念されており、自主防災組織の組織率の向上や避難体制の充実、施設・建物の耐震化促進が急がれます。町民の防災意識の向上を図りつつ、防災体制の構築を計画的に進めます。

（４）安全体制の構築

安全で安心なまちづくりを行うため、「消防体制の充実」「防犯体制の充実」及び「交通安全対策の推進」について施策を推進します。少子高齢化は、消防団の活動にも支障をきたすこととなり、周辺市町との広域連携等を図り、消防体制の充実を進めます。また、防犯や交通事故防止では町民の力が欠かせないため、町民との協働により対策を行います。

（５）自然環境の保全・育成

「海・山の恵みを活かした」まちづくりを行うため、「自然環境の保全・育成」「森

林の保全と活用」「水辺環境の整備」及び「地球温暖化対策の推進」について施策を推進します。室戸阿南海岸国定公園に指定された海岸をはじめとし、本町のもつ多くの自然環境を保全・育成・活用等を行うため、町民と知恵を出し合って進めます。また、本町は地球温暖化対策について、可能な施策に取り組みます。

２－３．産業の振興

定住化・まちの活性化を産業振興の視点から取り組み、豊かな地域資源を生かした産業の多様化を進め、就業の場・機会の創出と交流人口の拡大により、賑わいのあるまちを目指します。

（１）農林水産業の振興

低迷する第１次産業を振興するため、「農業の振興」「林業の振興」及び「水産業の振興」について施策を推進します。各産業の経営基盤の安定化を行うため、合理化に必要な施設の整備、関係団体との連携、地域ブランド化による高付加価値生産等を行い、後継者の確保及び入込み客や新規就業の増加に関した支援等を進めます。

（２）商工業の振興

町民の就業機会の確保や生活の快適さを確保するため、「商業の振興」及び「工業の振興」について施策を推進します。町民の高齢化とともに、今ある商店の役割が一層重要となります。体験型交流事業や各種イベントと連携した商業の活性化や、工業の振興では周辺市町と連携し、新たな企業誘致施策を進め、まちの活性化を図ります。

（３）地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出

まちづくりの将来像である「海・山の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち」を実現するために、「交流事業の推進」「観光・レクリエーションの振興」及び「新たな地域産業づくりの推進」について施策を推進します。本町の活性化の柱は、「海・山の恵みを活かした」交流人口の拡大です。そのため、既存のイベントや事業に加え、修学旅行の受入れ、町民の「もてなしの心」の向上、地域資源の掘り起こし、新しい企画提案、地域産業づくり等を進めます。

（４）労働環境の充実

町内で働く人の環境を整備するため、「勤労者福祉の向上」及び「就業・雇用機会の拡大」について施策を推進します。町内での雇用が少ないため、町外へ通勤している者や町を去る者がいますが、その状況を改善するため、勤労者福祉の向上とともに、若者、団塊世代、高齢者及び女性の雇用確保を進めます。

２－４．教育・文化の振興

地域の未来を担う子どもたちが、心身ともに健全に成長していけるよう、地域・学校・家庭が連携し、地域づくりと教育が一体となって豊かな心を育むまちを目指します。また、本町の歴史・伝統・文化に誇りを持ち、継承し続けるまちを目指します。

（１）学校教育の充実

将来を担う子どもたちの成長のため、「教育内容の充実」「教育施設の整備」「人権教育の推進」「まちづくりを通じた教育の推進」及び「教育改革の推進」について施策を推進します。学校教育の目標が「自他の人権を尊重し、たくましく生きる力をもち、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児・児童生徒の育成」であることから、教育内容やとそれを可能とする施設を整備し、まちづくり等を通じた子どもたちの育成を行い、本町を好きになる子どもが増えるように進めます。

（２）生涯学習の充実

町民が生涯を通じて生きがいのある生活を送ることができるように、「生涯学習推進体制の整備」「生涯学習施設の充実」及び「生涯学習活動の推進」について施策を推進します。生涯学習に対する町民のニーズは高まっており、生涯にわたり教育を受けるしくみの充実化を進めます。

（３）スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民の健康づくり及び青少年の健全育成のため、「スポーツの振興」「スポーツ・レクリエーション施設の充実」及び「青少年の健全育成」について施策を推進します。また、スポーツ・レクリエーションは、町民の交流の場にもなるため、健康で生きがいのある町民が多くなることを期待して振興を図ります。

（４）歴史・伝統・文化の振興

町の誇りである歴史・伝統・文化を振興するため、「芸術･文化活動の振興」及び「地域資源の保全と活用」について施策を推進します。本町には、地域に根ざす個性ある歴史・伝統が多くあり、その継承を進めます。また、町民は心豊かで潤いのある生活を望み、文化・芸術へのふれあいや創造活動を求めており、その推進を図ります。

２－５．保健・医療・福祉の充実

少子・高齢化の新たな局面に対して、保健・医療・福祉施策を充実させるとともに、町民が自ら健康的で豊かな暮らしを営む努力により、町民が幸せな生活を送られるまちを目指します。

（１）保健の充実

町民が安心して暮らせるため、「保健の充実」及び「国民健康保険事業の円滑な運

営」について施策を推進します。本町は高齢化が進んでいるため、町民の健康保持に関する各種支援を行います。

（２）医療の充実

町民が医療を受け、安心して生活ができるため、「医療の充実」及び「包括ケアシステムの構築」について施策を推進します。本町の医療体制には多くの課題がありますが、町民と行政が知恵を出し合い、周辺市町との広域連携を図りつつ、町立病院を中心とした医療等の充実を推進します。

（３）福祉社会の推進

高齢者・障害者等が安心して暮らせるまちをつくるため、「高齢者福祉の充実」「障害者福祉の充実」「介護保険の円滑な運営」及び「その他の福祉の充実」について施策を推進します。高齢者の健康増進や就労の機会を増やし、障害者など社会的に弱い立場のある人が自立し、その支援を行うボランティア等の人材育成を進めます。

（４）子育て支援対策の充実

本町のお母さん、お父さんの子育てを支援するため、「保育の充実」「子育て支援体制の充実」及び「母子・父子福祉の充実」について施策を推進します。本町は少子化が進んでいます。また、女性の就労状況も大きく変化しています。安心して子どもを産み育てられる、あたたかい地域社会づくりを推進します。

２－６．地域自治・行財政運営

地方分権や厳しい財政運営の中、まちの将来像の実現に向けて、町民と行政が協働して、これからの多様化・高度化する課題を着実に解決するための仕組みづくりや意識改革に取り組む「みんなのまち」を目指します。

（１）地域自治の強化と住民参画のまちづくりの推進

自分たちのまちは自分たちがつくり、守ることを実践するために「自治組織、地域づくり組織活動への支援の充実」「コミュニティの活性化」「ボランティア・ＮＰＯ活動の促進」及び「男女共同参画社会の実現」について施策を推進します。これからのまちづくりは町民と行政の協働により行われます。そのため、自治や地域づくり活動、ボランティアやＮＰＯ活動を支援し、コミュニティが活性化し、住みやすいまちづくりを推進します。

（２）財政基盤の確立

本町の厳しい財政事情を考慮し、「財源の確保」「財源の効果的な活用」及び「財政運営の効率化」について施策を推進します。町民に財政に関する正確な情報公開し、町民の協力を得て、財政支出の効率化を進めます。

（３）効率的な行政運営

効率的でゆとりある行政運営を行うため、「行政組織の効率化」「行政情報の公開」及び「行政サービスの向上・充実」について施策を推進します。本町は非常に厳しい財政状況にあります。行政機構や事務分掌の見直し、民間活力の利用等による行政の効率化やサービスの向上を図り、行政情報を公開し、透明性を高める行政運営を推進します。

【施策の大綱】

主要な課題

1. 人口減少、少子・高齢化対策
2. 若者の定住化促進
3. 産業振興と就業機会の確保
4. 快適で便利な生活環境整備
5. 安全・安心な地域づくり
6. 高度情報化・交流促進
7. 地域自治組織の強化と自立支援
8. 効率的な行財政運営

●まちづくりの将来像

海・山の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち

～人と地域・自治と協働のまちを目指して～

●まちづくりの基本理念

一人ひとりが輝いて生きるまち

全ての人々が豊かな自然環境の中で、自らを磨き、共に支え合いながら、生き生きと暮らせるまちを目指します。

豊かな自然資源と地域を磨くまち

素晴らしい自然環境と海や山の資源を活用しながら、様々な知恵と工夫で、地域の持続的な向上を目指します。

1. 生活基盤の整備
- 1-1土地利用
- 1-2地域交通の整備
- 1-3定住環境の整備
- 1-4公園・緑地の整備
- 1-4高度情報通信網の整備

2. 生活環境の整備
- 2-1上・下水道の整備
- 2-2衛生環境の充実
- 2-3防災体制の構築
- 2-4安全体制の構築
- 2-5自然環境の保全・育成

3. 産業の振興
- 3-1農林水産業の振興
- 3-2商工業の振興
- 3-3地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出
- 3-4労働環境の充実

4. 教育・文化の振興
- 4-1学校教育の充実
- 4-2生涯学習の充実
- 4-3スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 4-2歴史・伝統・文化の振興

5. 保健・医療・福祉の充実
- 5-1保健の充実
- 5-2医療の充実
- 5-3福祉社会の推進
- 5-4子育て支援対策の充実

6. 地域自治・行財政運営
- 6-1地域自治の強化と住民参画のまちづくりの推進
- 6-2財政基盤の確立
- 6-3効率的な行政運営

第３章　重点プロジェクト

本町の特性を踏まえながら、個性豊かなまちづくりに向けた重点的かつ横断的な取り組みを「重点プロジェクト」とし、以下の５つに整理します。重点プロジェクトの基本方針と施策を示します。

３－１．防災まちづくり（防災関連事業）

（１）先進的な取り組みの全町的な展開

町内の先進的な取り組みを全町的に拡大し、災害に強いまちづくりを推進します。

●地区毎での避難計画案・防災マップづくり（住民参画）の推進
●地域と結びついた防災教育、防災学習会の実施、南海地震に備える気運づくり
●防災をキーワードとした地域コミュニティの強化、地域と行政の連携強化
●自主防災組織の育成、活動支援、定期的な避難訓練の実施

（２）計画的な消防・防災対策の実施

南海地震や集中豪雨に備えたハード整備の計画的な実施・推進を図ります。

●消防団の団員確保
●防災無線の整備統合（デジタル化）の推進
●公共施設（避難場所）の耐震化、民間住宅の耐震化の推進
●土砂災害等の危険箇所の点検、対策実施の推進

３－２．医療・福祉のまちづくり（地域医療・地域福祉の強化事業）

（１）地域医療・福祉のあり方の検討

町内の医療・福祉体制の現状と住民ニーズを踏まえた地域医療・福祉のあり方を検討します。

●住民ニーズの把握、町民の健康づくりの推進
●保健・医療・福祉の情報の共有化及び連携強化の検討
●在宅介護を支援する体制の構築
●地域医療に関する人材（医師、看護士、ボランティア）の確保
●地域医療のあり方を踏まえた町立病院の建替等の検討
●周辺市町との連携強化

３－３．交流・定住のまちづくり（みんなの交流とＵＪＩターン推進事業）

（１）道の駅周辺の集客を活用した交流推進

道の駅周辺の既存機能を活かし､地域内外の交流促進や情報発信の展開を図ります。

●薬王寺、門前町を含めた周遊ルートの形成

●空き店舗の活用（ＵＪＩターン者による利用募集）

●朝市、日曜市等の定着化と情報発信（農林水産物や足湯の活用）

（２）イベント等の交流活動の展開（体験型観光）

本町が開催するイベントを、さらに充実させ、交流振興に活用します。

●ホームステイ・民泊・空家・集会所等を活用した受け入れ態勢の強化（町内での宿泊）

●企画・運営への地域や企業の参画促進

●よくばり体験等の農林水産業に関係する体験型観光の推進

（３）町民全体での活動等の企画・実施

旧２町の各地域の交流イベントの１つとして、町内全体運動会などを企画・実施します。

●各町内会、老人クラブ、小学校等の参画による検討部会の開催

●地区別スポーツ大会等の実施､美波町名所 10 選及び隠れたおすすめスポットの選定

（４）空き家の情報発信の推進

各地域との連携による空家情報や窓口、情報発信の一元化を図ります。

●先進地域をモデルとした空家の情報発信体制づくり、ルール（制度要綱）等の検討

●空家の把握、地域単位の組織及び窓口づくりの検討

●ホームページと相談窓口の利用促進及びＵＪＩターン者等への情報発信

●空き家を利用した短期滞在型の仕組みづくり（試用期間、宿泊施設としての活用）

・トライアスロン等のイベント時、夏休み期間などにおける宿泊施設として利用

・農業や漁業など、就業や生活環境、教育環境、住民との交流を含めたお試し滞在を推進

●就労の場の確保

３－４．公共交通のまちづくり（地域輸送サービス事業）

（１）コミュニティバス導入の検討

地域の工夫と協働により、効率的・効果的なコミュニティバスの運行形態を検討します。

●コミュニティバスの導入・運行計画の検討

・住民及び地区別ニーズの把握、必要とする範囲とそのルート及び拠点となる目的地の検討

・デマンド式等の運行形態及び輸送人員を考慮した輸送車両の検討
・スクールバスを含む既存バス路線や鉄道、タクシー業者等町内全ての公共交通機関の効率的な運行システムの検討
・輸送サービス（運行回数等）の水準の検討

●コミュニティバスの運営・利用に向けた地域の連携
・安全性、利便性等を含めた総合的な評価による運行主体の検討
・交通事業者、主要拠点施設（病院、福祉施設、道の駅など）、学校関係者、行政等との連携
・地域公共交通会議の開催による具体計画の検討、関係条例等の検討

３－５．子育て支援のまちづくり（子育て環境の充実）

（１）保育体制の充実

働く女性や専業主婦など、子育て女性のニーズに応じた一時あずかり制度等の充実を図ります。

●保育園における受入れ対応（一時保育、延長保育、緊急一時保育）の充実

●学童保育の充実
・放課後、長期の休みを対象とした学童保育の推進
・小学校の空き教室の積極的活用

第３編　　基本計画

第１章　生活基盤の整備

- １－１　土地利用
  - （１）都市計画の推進
  - （２）自然環境と調和した土地利用の運用
- １－２　地域交通の整備
  - （１）幹線道路の整備
  - （２）生活道路の整備
  - （３）公共交通の整備
- １－３　定住環境の整備
  - （１）住環境の整備
  - （２）ＵＪＩターンの促進
  - （３）ユニバーサルデザインの推進
- １－４　公園・緑地の整備
  - （１）公園の整備
  - （２）緑化の推進
- １－５　高度情報通信網の整備
  - （１）高度情報通信の基盤整備
  - （２）地域防災の情報化推進
  - （３）行政情報のシステム化の推進

１－１　土地利用

現状と課題

本町では、総面積が 14,085ha、そのうち林野面積が 12,520ha（88.9%）あり、ほとんどが林野で占められています。また、可住地面積は 1,565ha（11.1%）であり、そのうち耕地面積は、470ha（30.0%）となっています。

由岐地区は、南東を太平洋に臨み、北は山地をもって阿南市に接し、平坦地は少なく、ほとんどが山地となっています。日和佐地区は、北から西は海部山脈を背にし、東から南は、太平洋に面して大きく開けています。耕地は日和佐川などの流域に沿って帯状に点在し、日和佐川河口には臨海平地が開け、市街地を構成しています。

このように本町は、海と山に囲まれ自然的・形状的に制約された条件下にあるため、自然環境や景観との調和を図りながら、宅地開発等、土地の有効活用を進めてきました。今後も「豊かな自然環境との共生」に配慮し、都市計画との整合を図りつつ、魅力あるまちづくりに向けた計画的な土地利用が必要です。

基本方針

本町の海や山など、豊かな自然環境や地域特性を生かしながら、町民が地域に愛着と誇りが感じられるとともに、安全かつ快適に生活ができる環境を目指します。

地域経済を支える産業の振興にも配慮し、自然を保全しながら長期的な展望のもと、町民が心地よく、住みやすい計画的な土地利用を推進します。

施策の体系

- １－１　土地利用
  - （１）都市計画の推進
  - （２）自然環境と調和した土地利用の運用

主要施策

（１）都市計画の推進

・都市計画法による用途地域指定の適正な運用に努めます。

・県の都市計画との整合性を図り、防災機能の向上や土地の高度利用などの視点を踏まえ、既存市街地の再生・活性化を推進します。

（２）自然環境と調和した土地利用の運用

・本町の美しい景観を形成している地域特性に配慮し、秩序ある土地利用の推進及び誘導に努めます。

・農業振興地域整備計画の適正な見直し、優良農地の保全や農業基盤の整備、及び遊休農地の解消に努めます。

・景観に優れたまちを目指し、環境と調和したゆとりある土地利用を計画的に推進します。

１－２　地域交通の整備

現状と課題

本町の道路の整備状況は、道路改良率 58.9%、舗装率 91.2%（平成 16 年時点）となっています。平成 19 年５月には、地域高規格道路阿南安芸自動車道の日和佐道路が、由岐インターチェンジまで部分的に開通しています。これからも、早期全線開通を目指し、国や県と連携していく必要があります。

日和佐道路の全線開通後は、交流人口の増加が予想されるため、町道や橋梁等の整備も総合的に進めていく必要があります。また、道路は災害時に緊急車両の通行や避難路として重要な役割を担うため、防災を視野に入れた継続的な取り組みが必要です。

また、公共交通機関については、高齢者や中高生にとって利便性の高い移動・通学手段としての確保が求められています。町民ニーズを的確に把握し、コミュニティバスの導入も検討しながら地域の足を守り、環境にも配慮した公共交通の確保に努めていく必要があります。

基本方針

地域の発展を支える道路交通網の整備は極めて重要です。町内及び周辺市町との交流促進や連携強化に繋がるよう、利便性・安全性が高く、防災面にも配慮した道路網の整備を関係機関との連携を図り推進します。

中高生の通学や高齢者の医療機関への移動手段として重要な役割を果たしている公共交通機関の利用促進を図り、地域の足を守るとともに、人と環境にやさしいまちを目指します。

施策の体系

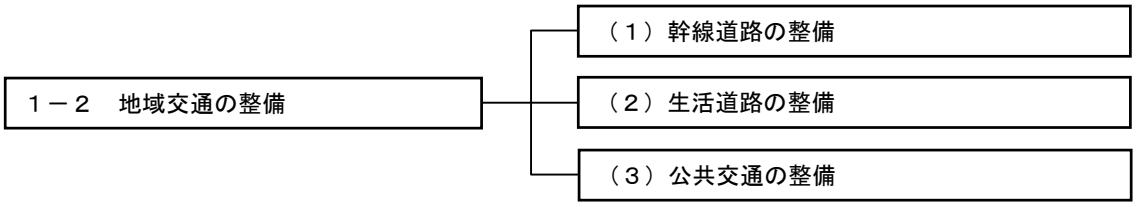

主要施策

（１）幹線道路の整備

・国、県と連携し、日和佐道路（阿南安芸自動車道）の早期全線開通に努めます。
・県と連携し、緊急地方道路整備事業を推進するとともに、道幅の拡幅や歩道整備など道路の局部改良に努めます。
・災害時に重要な役割を担う道路の耐震化をハード・ソフトの両面から進めます。

（２）生活道路の整備

・バリアフリーの視点から、側溝改良や歩道整備・舗装を計画的に行い、街路の安全性、利便性の向上を図ります。
・緊急車両の通行や、災害時の避難路の確保に配慮した道路改良を推進します。
・町民が機能的な生活が送れるよう、都市計画道路（町道）の活用を図ります。
・社会情勢の変化に対応した都市計画道路の適正な見直しを実施し、町の健全な発展に努めます。

（３）公共交通の整備

・ＪＲやバス等の公共交通機関と連携し、通勤通学者や交通弱者の足の確保を図ります。

・コミュニティバスに関する利用対象者・生活パターンの把握に努め、導入を検討します。

・住民の生活交通の利便を図るため、地域公共交通会議を設置し、地域の実情に即した輸送体系を検討します。

１－３　定住環境の整備

現状と課題

本町では、持ち家率が 85.1%（由岐地区 90.3%、日和佐地区 79.9%）と高い状況です。これまでも町営住宅や若者住宅等の整備を進め、定住促進に努めてきました。今後も、町民の豊かな暮らしを支え、定住化を促す基本的な条件である良好な住環境の整備が必要です。

近年、本町の人口は著しく高齢化が進み、５歳階級別人口では、25～29 歳の人口構成比が３％と最も低く、一方、70～74 歳の人口構成比が約 10%と最も高くなっているため、地域力の低下が懸念されます（平成 17 年現在）。

今後は、さらなる高齢化の進展にともない、高齢者が安全かつ快適に生活でき、「暮らしやすい」と感じられる住環境の整備を進めていく必要があります。また、ＵＪＩターン者や若者が「住みたい」「住み続けたい」と思える魅力ある住環境づくりと、地域と行政がリンクした受け皿の確保、情報提供の仕組みづくりも重要です。

基本方針

良好な住環境の整備は、町民の豊かな暮らしを支え、定住化を促す基本的な条件です。少子・高齢化、核家族化などの多様化するライフスタイルやライフサイクルに応じた定住機能の充実や新規定住者の支援を推進し、若者から高齢者まで誰もが暮らしやすく、愛着とぬくもりを感じられる住環境のまちづくりを目指します。

施策の体系

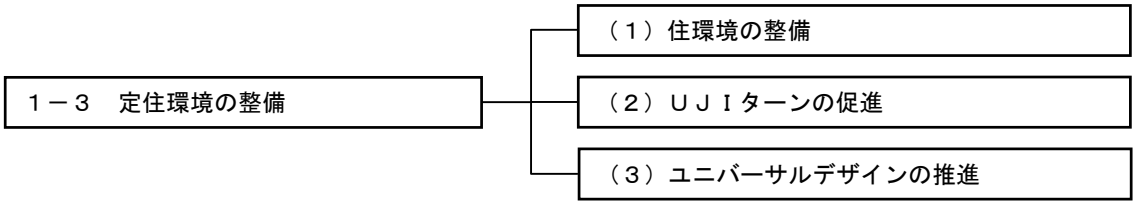

主要施策

（１）住環境の整備

・老朽化した町営住宅の計画的な修繕・建替・耐震化等を推進し、質の向上を図ります。

・民間による良質な住宅開発を促し、豊かな住みよい住宅環境づくりを総合的に推進します。

（２）ＵＪＩターンの促進

・空き家情報の収集を行い、情報の有効利用を図るため、インターネットによる情報提供システムの構築に努めます。

・地域住民等の参画により、移住交流支援センターの支援内容を充実させ、交流及び移住人口の増加を図ります。

・移住お試し滞在施設の整備を行い、移住体験希望者への支援の充実を図ります。

（３）ユニバーサルデザインの推進

・ユニバーサルデザインの考えに基づいて、高齢者や障害者を含めた誰もが住みやすいまちづくりに努めます。

１－４　公園・緑地の整備

現状と課題

本町では、美しい海と緑豊かな山々に囲まれ、１年を通じて、四季折々の景色にふれられる恵まれた自然環境にあります。しかし、町内には、都市公園（竜宮公園）と農村公園（玉厨子農村公園）が１箇所ずつと、家族連れで余暇を楽しむことができる公園などの施設は少ない状況です。

今後は、休養や運動・レクリエーションの場、地域コミュニティを醸成する憩い・ふれあいの場、生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる場としてだけでなく、環境保全機能・景観形成機能・防災機能など様々な機能を備えた公園・緑地の整備が必要です。

また、町民の誰もが気軽に利用できるよう、公園の適切な維持・管理に努めるとともに、防災面にも配慮した公共施設や道路等への緑化を推進していく必要があります。

基本方針

町民のふれあいの場となる公園の整備については、本町の魅力である豊かな自然環境・景観を損なわないよう計画的に進め、安心して楽しく過ごせる生活環境の形成を目指します。

緑化推進・維持管理に町民と行政が協働で取り組み、緑を通じたふれあいのまちづくりを推進します。

施策の体系

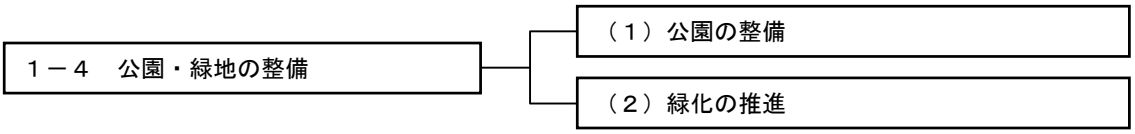

主要施策

（１）公園の整備

・町民と行政の協働により、町民の憩いの場やふれあいの場となる公園の計画的な整備・改修・維持管理を推進します。

・指定管理者制度の導入を検討し、町民にとってより利用しやすい公園となるよう、適切な維持管理を推進します。

・町内の空き家や老朽化した住宅を活用した、小規模公園の整備を検討します。

・日の出や海岸線の眺めの良い場所を「ビュースポット」とした、小規模公園の整備を検討します。

（２）緑化の推進

・快適環境のまちづくりを進めるために、小学校や道の駅などの公共施設の緑化を推進します。

・クリーンナップ運動などによる町民参加による維持管理を含め、フラワーポットなどによる道路の緑化に努めます。

・生垣等を推進し、地震などの避難路の確保など災害対策への対応を推進します。

１－５　高度情報通信網の整備

現状と課題

本町では、急速な情報化の進展に対応するための情報通信手段として、有線放送施設、防災行政無線などの整備に努めてきました。今後は、周辺の自治体と連携して、都市部との情報格差を是正し、すべての町民が情報化の恩恵を受けられるよう、高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進する必要があります。

また、情報通信基盤を活用し、災害発生や避難警報など地域防災力を高めるための情報化、効率化を図るなど行政サービスを向上させるため、あらゆる分野において情報ネットワークの構築に取り組んでいく必要があります。

基本方針

都市部との情報格差の是正に向けて、高度情報通信基盤の整備を推進し、地域防災や行政サービスなどの面で町民の誰もが情報技術の恩恵を受けられる、高度な情報化社会の構築を目指します。

施策の体系

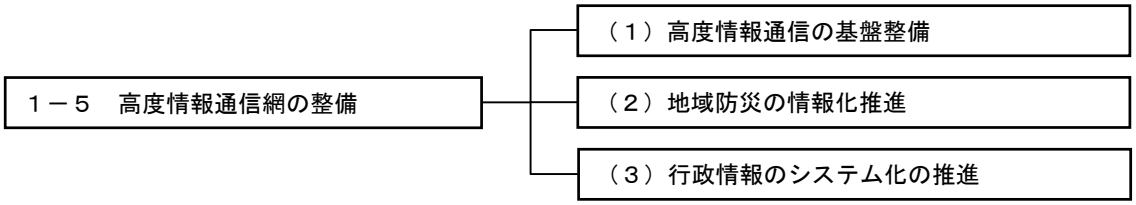

主要施策

（１）高度情報通信の基盤整備

・テレビの地上デジタル化に向け、周辺市町と協力してＣＡＴＶ事業を推進します。

・民間事業者を活用し、情報通信基盤の安定した運営を図ります。

（２）地域防災の情報化推進

・よりきめ細かな防災等の情報伝達を確実に行うため、防災行政無線のデジタル化を検討します。

・ＣＡＴＶや携帯電話など、各種情報システムの機能面や普及率などの調査研究を進め、防災対策への導入を検討します。

（３）行政情報のシステム化の推進

・個人情報保護などに配慮した、各種情報システムの構築を推進します。

・社会福祉に関する各種情報伝達システムの構築を推進します。

第２章　生活環境の整備

- ２－１　上・下水道の整備
  - （１）上水道の整備
  - （２）下水道の整備
  - （３）排水処理機能の充実
- ２－２　衛生環境の充実
  - （１）ゴミの減量化の推進
  - （２）し尿処理体制の整備
  - （３）循環型社会の構築・リサイクルの推進
- ２－３　防災体制の構築
  - （１）防災意識の向上
  - （２）防災体制及び防災施設・設備の整備
  - （３）津波対策の実施
- ２－４　安全体制の構築
  - （１）消防体制の充実
  - （２）防犯体制の充実
  - （３）交通安全対策の推進
- ２－５　自然環境の保全・育成
  - （１）自然環境の保全・育成
  - （２）森林の保全と活用
  - （３）水辺環境の整備
  - （４）地球温暖化対策の推進

２－１　上・下水道の整備

現状と課題

本町では、上水道及び簡易水道の普及率が、由岐地区で 99.6%、日和佐地区で 78.2%となっており、若干の地域差があります。

今後は、東南海・南海地震などの災害に備えた計画的な上水道事業及び簡易水道事業を進め、普及率のさらなる向上、老朽管の布設替えによる有収率の向上を図り、効率的かつ安全で良質な水の安定供給に努めていく必要があります。

公共下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、町民が快適で豊かな生活を送るための基盤的な施設であり、河川等の公共用水域の水質保全を図るためにも欠かすことのできない施設です。

今後は、財政状況を勘案し、計画的に施設整備を進めるとともに、加入の促進、コストの縮減等に努め、健全な経営を目指していく必要があります。

また、漁業集落排水事業については、費用対効果を見極め、使用料の見直しやコストの縮減等の経営改善に努める必要があります。

公共下水道や漁業集落排水事業による整備区域外の地域については、合併処理浄化槽などの整備を促進し、公衆衛生の向上を図る必要があります。

基本方針

生活様式の多様化や環境意識の高まりなどに配慮し、「安全で、おいしい水」の安定供給を目指し、東南海・南海地震などの災害に備えた計画的な配水施設・設備の整備や由岐地区と日和佐地区を一括して管理できるシステムの導入を推進します。

本町の貴重な財産である海や川など水質保全を図るため、人口の減少や社会構造の変化などを踏まえた計画的な下水道整備と適切な維持管理を進め、快適で心地よい生活環境のまちを目指します。

施策の体系

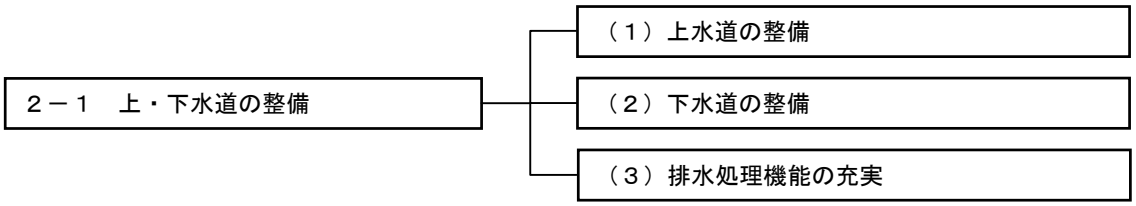

主要施策

（１）上水道の整備

・良質で安全な生活用水を供給するため、配水池の改修及び配水管の布設替を推進します。
・町内全域での清浄な水の安定供給を目指し、未普及地域の解消、循環給水を推進します。
・水の有限性について町民の意識高揚を図るとともに、水源涵養対策と水源環境の保全に努め、節水や有効利用を推進します。
・東南海・南海地震などの災害に備え、循環給水システムの整備など、水道施設の耐震化を推進します。

・健全で安定した経営基盤の確立に努めます。

（２）下水道の整備

・公共下水道施設を計画的に整備します。

・集落における排水整備を計画的に推進します。

・健全で安定した経営基盤の確立に努めます。

（３）排水処理機能の充実

・小型合併処理浄化槽などの整備を促進し、衛生面に配慮した生活環境の向上を図ります。

・既設の道路側溝を、公共下水道雨水計画に基づいた水路断面に改良し、耐震化と維持・管理により排水効果の向上を図ります。

２－２　衛生環境の充実

現状と課題

本町では、ゴミ・し尿処理を海部郡衛生処理事務組合へ委託していますが、近年の生活水準の向上や個人のライフスタイルの変化に伴い、廃棄物の量が年々増加しています。このため、処理能力を上回る排出量と最終処分場の飽和状態の対策が急務となっています。

また、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動が、身近な日常生活環境から地球規模に至るまでの様々な環境問題を引き起こしています。今後、町民、行政、企業が様々な環境問題に対して、高い意識を持ち、個々のライフスタイルや経済活動を見直し、持続可能な循環型社会の実現を目指す必要があります。

基本方針

ゴミ・し尿の収集・処理体制の見直しや処理施設の合理化を図り、効率的な事業体制のもと、清潔なまちづくりを目指します。

恵まれた豊かな自然を守っていくために、町民一人ひとりがゴミを削減する意識を持ち、町民・行政・事業者が一体となった総合的な省資源、リサイクル活動を推進する持続可能な循環型社会の構築を目指します。

施策の体系

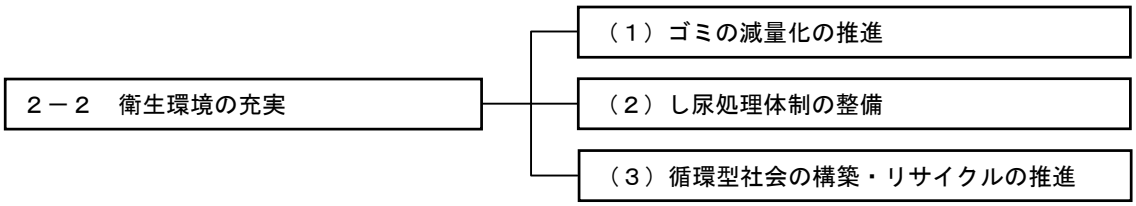

主要施策

（１）ゴミの減量化の推進

・生ゴミ処理容器等の普及促進を始め、収集体制の充実によるゴミの減量化を図ります。

・廃品回収の実施や分別収集を強化し、資源ゴミの有効活用を図ります。

（２）し尿処理体制の整備

・海部郡衛生処理事務組合との連携を強化し、迅速な収集や収集時の悪臭の改善等、適切な収集処理体制の整備充実を図ります。

・小型合併処理浄化槽を適正に維持管理するための指導を行い、清潔で衛生的な生活環境の確保を図ります。

（３）循環型社会の構築・リサイクルの推進

・町民による省資源、リサイクル活動などの環境美化運動に対する支援を推進します。

・町民への環境衛生思想や環境教育の普及を推進します。

２－３　防災体制の構築

現状と課題

本町では、近い将来に高い確率で発生が予想される東南海・南海地震とそれに伴う津波の襲来が懸念されています。自然災害から町民の生命と財産を守り、安心して暮せるまちを築くためには、住民参加による地域ぐるみの防災活動が何よりも重要と考えられています。そのため、自主防災組織の組織率の向上･育成を図り､町民の防災意識の高揚と高齢者や障害者などの災害時要援護者の把握など、地域内での仕組みづくりを推進していく必要があります。

また、教育施設や公共施設等の耐震化、港湾・漁港の整備・改修、治山・治水の推進、避難場所の確保など、行政として必要な防災施設・設備の整備を図り、地域が抱える課題と合せた解決策を模索していく必要があります。

基本方針

地震や津波、風水害などの自然災害から町民の生命・財産を守るために、自主防災組織の結成や育成への支援、防災訓練の実施を推進し、町民の防災意識の高揚を図ります。また、国・県等、関係機関との連携による防災体制の充実に努めます。

地域が抱える課題と合せた、災害時の円滑な避難体制の構築と適切な避難地の確保、公共施設などの耐震化を図り、町民が安心して暮らせる災害に強い生活環境を目指します。

施策の体系

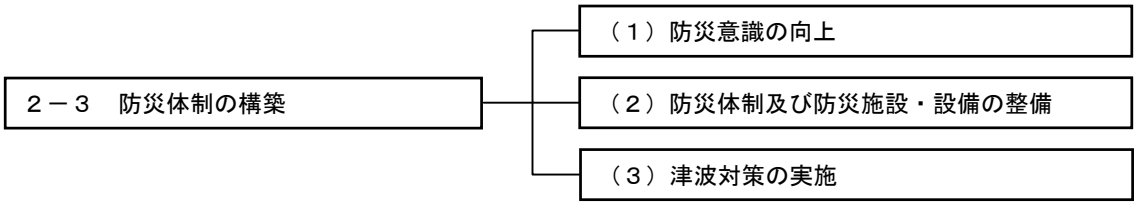

主要施策

（１）防災意識の向上

・防災マップ・パンフレットの作成・防災講習会の開催など、あらゆる機会を捉えた防災知識の普及・啓発を行い、町民の防災意識の高揚に努めます。

・災害時における高齢者・障害者・傷病者などの災害時要擁護者への対応も視野に入れた、避難訓練などの実施を推進します。

・自主防災組織の組織率の向上及び活動支援、行政との連携強化を図ります。

（２）防災体制及び防災施設・設備の整備

・国・県等、関係機関との連携による防災体制の充実を図ります。

・「美波町地域防災計画」に基づき、計画的に教育施設を含む公共施設などの耐震診断を実施し、耐震改修を推進します。

・町民へ住宅の耐震化を呼びかけるとともに、支援制度の広報も合せて図ります。

・国や県と連携して、港湾・漁港の整備･改修及び治山・治水を図ります。

（３）津波対策の実施

・地震・津波に対応した避難場所及び備品の整備を図ります。

・既存の道路や橋梁の耐震化を実施し、避難路の確保を図ります。

２－４　安全体制の構築

現状と課題

本町では、非常備消防機関としての消防団が整備されていますが、若者の町外流出などの影響を受け、高齢化の傾向にあります。このため、消防団の活性化を推進する必要があります。

本町においても、全国的に低年齢化・凶悪化、複雑多様化している犯罪に対して、犯罪防止の啓発活動や地域住民主体の防犯パトロール活動など、犯罪被害の未然防止を目的とした様々な活動を行ってきました。今後も、地域住民や警察、各機関等の協力・連携による防犯活動を進めていく必要があります。

また、市街化や地域高規格道路の整備に伴い、生活道路への交通量の増加が予想され、交通事故に遭う危険性が増加しています。そのため、関係機関の協力のもと、交通安全施設の点検・整備を引き続き進めていくとともに、町民の交通安全意識の高揚に努める必要があります。

基本方針

災害や交通事故、犯罪などから地域の安全・安心を確保するため住民と一体となって、安全・安心のまちづくりに努めます。

消防団と各関係機関との連携による防災活動の推進、消防力の強化を図ります。

高齢化の進展にともない、交通事故の増加が懸念される中、町民が安心して暮せるよう、交通安全施設の整備や学校・家庭・地域での交通安全教育を推進します。

施策の体系

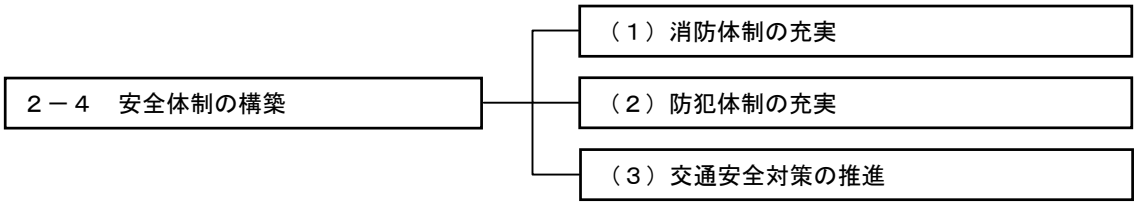

主要施策

（１）消防体制の充実

・行政と消防団の役割分担を再整理し、海部消防組合との連携のもと消防体制の強化を図ります。
・消防団員の知識・技能の向上を図るため、消防学校の教育訓練の受講を推進します。
・人口減少や高齢化により、消防団を維持できない集落に対する措置を検討します。
・町民の防火意識高揚のため、消防機関と連携し、防火思想の普及、広報活動の充実を図ります。
・老朽化した消防詰所について、計画的に整備を推進します。

（２）防犯体制の充実

・自治組織等による自主防犯活動の推進を図り、犯罪の根絶や暴力追放等の住民活動を支援します。
・明るいまちづくり、地域づくりのため、関係機関の協力のもとに、防犯診断及びパトロールの維持強化を図ります。
・子どもたちを対象とする防犯教育の充実を図ります。

（３）交通安全対策の推進

・生活道路へのカーブミラーや防護柵、道路照明などの安全施設の整備に努めます。

・歩道・車道等の機能が充分果たされるよう、不法占用物件等の解消を図ります。

・町民の一人ひとりに交通安全思想の普及を図り、正しい交通ルールとマナーの習慣付けを推進します。

・交通安全教室への参加促進や、反射材などの安全対策グッズの使用を呼びかけ、高齢者への交通安全対策を推進します。

・春及び秋の全国交通安全運動を始め、町及び関係団体が一致協力して、幅広い運動・活動を展開します。

２－５　自然環境の保全・育成

現状と課題

本町は、「室戸阿南海岸国定公園」のほぼ中央にあり、ウミガメの上陸産卵地や日本の渚百選にも選ばれている「大浜海岸」などの豊かな自然環境に恵まれています。今後も、本町の重要な資源であり財産である豊かな森林や水辺の環境を保全していく必要があります。

特に、森林は漁業に影響を与えるため、森林の重要性を十分に認識して、間伐や育林事業を支援する必要があります。また、河川や海辺の環境保全にも力を入れ、先人から受け継いだ自然環境を次世代に受け継いでいく必要があります。

豊かな自然を身近に感じることができる本町においては､町民の自然保護意識の普及･啓発に努め、各種自然環境保全活動に対するさらなる支援を行う必要があります。

また、地球温暖化が懸念される中、本町として、その防止のため新エネルギーの活用及び省エネルギーの推進を行う必要があります。

基本方針

本町の豊かな自然環境を、先人から受け継いだ貴重な財産として、次世代に引き継ぎます。また、町民の自然環境を保全・育成する意識の高揚を図り、住民・行政・各種団体が一体となった環境保全活動を推進し、地球環境にやさしいまちづくりを目指します。

施策の体系

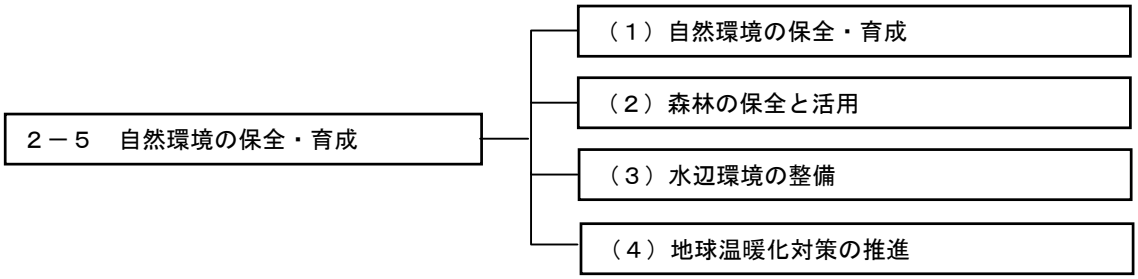

主要施策

（１）自然環境の保全・育成

・河川や海浜の清掃など、各種の自然環境保全活動の支援に努めます。

・町民への自然環境保全意識の醸成に努めます。

（２）森林の保全と活用

・森林を保全するために、間伐・育林事業を支援します。

・森林の公益性や良好な景観を守るために、維持保全活動を支援します。

（３）水辺環境の整備

・主要河川の環境に配慮しつつ、未改修地区の環境保護と改修を推進します。

・河川環境の啓発を行い、清流の保護と親水空間の整備に努めます。

・豊かな海洋・海浜環境の保全を図ります。

・優れた海辺の環境を、憩いの場やレクリエーションの場、地域活性化資源として活用を図りま

す。

（４）地球温暖化対策の推進

・太陽光発電等の新エネルギーの導入を推進します。

・地球温暖化防止のための省エネルギーに関する啓発活動を推進します。

第３章　産業の振興

- ３－１　農林水産業の振興
  - （１）農業の振興
  - （２）林業の振興
  - （３）水産業の振興
- ３－２　商工業の振興
  - （１）商業の振興
  - （２）工業の振興
- ３－３　地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出
  - （１）交流事業の推進
  - （２）観光・レクリエーションの振興
  - （３）新たな地域産業づくりの推進
- ３－４　労働環境の充実
  - （１）勤労者福祉の向上
  - （２）就業・雇用機会の拡大

３－１　農林水産業の振興

現状と課題

本町の農業では、経営面積の小規模な農家が大半を占め、生産性が低く、全国的な農産物の価格低下と相まって、所得水準も低い状態です。そのため、兼業農家が約８割を占めています。また、農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいるため、生産規模の拡大、生産性の向上、特産品の振興や高付加価値型農業を推進し、今後も引き続き農業の新たな展開を図ることが必要です。

林業についても、近年の木材価格の低迷による林業経営意欲の減退、林業従事者の減少などにより、林業を取り巻く状況はさらに厳しい状況にあります。今後は、森林の持つ林産物の生産・国土の保全・住居環境の保全などの多面的公益的な機能を維持向上させるために、計画的に造林・保育・作業路網整備などを推進していく必要があります。

水産業については、本町の地理的な特性から漁業により地域経済や地域社会が形成され、生産基盤や近代化施設の整備などをしてきました。しかし、担い手不足や厳しい経営環境のため、豊かな資源を活用した観光との連携による体験型漁業など多様な視点からの振興を図る必要があります。

また、農林水産業を通じた特色ある地域づくり・産業おこしを行う観点も大切です。今後は、真に必要な施設を見極め、整備・近代化を継続的に行う必要があります。

基本方針

第１次産業は、人々の暮らしや集落の発達、地域独自の文化を支える地域経済の基盤であり、今後もまちの発展を支える重要な産業です。

高齢化や後継者不足など、産業構造が変化してきている中、農林水産業は、新たな時代に向けて、素晴らしい自然環境と資源を保全・育成しつつ、有効に活用し、業態の転換や他産業との連携など新たな視点からの振興策を推進します。

施策の体系

３－１　農林水産業の振興
- （１）農業の振興
- （２）林業の振興
- （３）水産業の振興

主要施策

（１）農業の振興

・中核農家の育成を中心として、組織化や法人化を推進します。

・経営規模の拡大により効率化を図るとともに、圃場整備や経営近代化施設の整備及び栽培技術の改善等により、生産性の向上を図ります。

・既存の農業後継者組織の強化充実を図るとともに、優秀な技術と能力を備えた農業後継者の育成確保に努めます。

・ブランド化等の高付加価値生産による消費者ニーズへの対応と、地域の特性を生かした地産地消による安定生産の確立を図ります。

（２）林業の振興

・施業における効率化、低コスト化、労力の低減、安全作業の確立等合理化を推進するため、林道・作業路網の整備を図ります。

・小規模所有者、不在町森林所有者間の合意形成を進め、施業の共同化と事業量の確保に努め、森林組合の受託による計画的な施業の合理化を推進します。

・森林組合の育成強化を図るため、施業の受委託の推進と事業量の安定確保に努めます。

・林業従事者の育成確保を図るとともに、林業後継者及び地域林業の担い手確保に努めます。

（３）水産業の振興

・漁場の生産性の向上を目標に築いそ・魚礁の整備、藻場の造成等を推進します。

・「アワビ・サザエの中間育成施設」の有効利用を図るとともに、新たな栽培対象魚種を検討し、資源の拡大を図ります。

・水産物荷捌施設、鮮度保持施設など施設の整備・近代化を推進します。

・町と水産研究所・漁協・各種団体の連携による先進地視察や研修等、各種事業を行い、漁業従事者の育成、確保に努めます。

・産直事業の推進、体験型交流事業の展開等、入込み客や新規就業の増加を意図した事業の支援に努めます。

３－２　商工業の振興

現状と課題

本町では、隣接する阿南市が県南部の商工業・交通の拠点であり、周辺市町村も含んだ広域な商圏を有しているため、そのような地理的な要因と近年の車社会化等が相まって、購買力の流出が続いてきました。

また、情報化の進展や消費者の価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、本町の商業環境は厳しい状況を強いられています。そのような状況の中、経営の近代化、合理化を図るため、組織や人材の育成を推進し、町外からの購買力導入のためのイベントの開催や施設整備など、商業の核づくりに取り組んできました。

今後は、実状を踏まえた上で、地域内外の様々な需要に応じた展開を図りながら、本町の強みを活かし、体験型漁業や各種イベント等と連携しながら、新たな振興策を検討する必要があります。

工業においても、小規模な家内工業的事務所を中心とする本町においては、就労の場の不足による若者の町外流出など、厳しい状況が続く中、企業誘致や地場産業の育成強化などに努めてきました。今後は、他産業との連携に加え、業種間の交流を促し、関係団体と一体となって、活力あるまちづくりを図る必要があります。

基本方針

商工業の振興は、地域経済の活性化、雇用機会の拡大に不可欠であり、周辺地域の社会・経済状況の変化を視野に入れた経営の近代化や組織の充実を推進します。

地域特性を活かした交流・観光事業との連携を視野に入れた商工業の振興を促進し、活気とにぎわいのあるまちづくりを目指します。

施策の体系

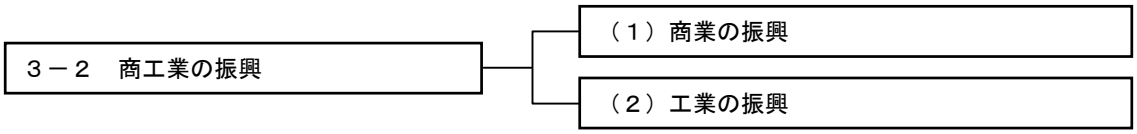

主要施策

（１）商業の振興

・コミュニティの場としての機能を備えた、ショッピングセンター等の集積商業施設の整備を検討します。

・魅力があり人が集まる商店街とするため、駐車場や広場等の整備を推進します。また、商工会活動の支援を図ります。

・体験型交流事業や各種ツーリズム等の各種イベントとの連携を行い、商業の振興を図ります。

（２）工業の振興

・既存の事業所の体質改善や経営基盤を強化し、育成強化に努めます。

・広域的観点に立ち周辺市町との連携のもとに、若者が定住できる就労の場の確保に向けた新たな企業誘致施策を検討します。

３－３　地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出

現状と課題

本町は、「室戸阿南海岸国定公園」の中心に位置し、国指定天然記念物「アカウミガメとその産卵地の大浜海岸」、「田井ノ浜」や「千羽海崖」などの海岸域や海岸、山間部の豊かな自然環境、名刹「薬王寺」や日和佐城などの観光資源もあり、年間 100 万人近い観光客が訪れています。さらに、自然豊かな場所での生活を望む地域外からの児童・生徒やその親が居住するなど、地域外の人々を迎え入れている状況となっています。

また、毎年７月中旬に本町で開催される「ひわさうみがめトライアスロン大会」は、全国各地で開催されているトライアスロン大会の中でも知名度が高く、毎年約 600 人が参加し、町外からの応援者を含めると 1,00０人近くの方が訪れています。

今後は、既存の優れた自然資源やスポーツイベント、新鮮でおいしい農林水産物等の地域資源を有効活用することが必要です。また、町民の「もてなしの心」の実践による町外との交流を深め、観光・レクリエーションの振興を図るなど、新たな地域産業の創出も必要です。

基本方針

豊かな自然環境、すばらしい地域資源を生かした滞在型交流や観光事業を推進し、住民と来訪者が持続的に関わり合えるふれあいの地域づくりを進めます。

新たな地域ビジネスの創出のための仕組みづくりによる、魅力あふれるまちづくりを目指します。

施策の体系

３－３　地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出

- （１）交流事業の推進
- （２）観光・レクリエーションの振興
- （３）新たな地域産業づくりの推進

主要施策

（１）交流事業の推進

・各種イベントを、地域交流に関する情報発信の核とし、さらなるイベントの充実を支援します。
・道の駅を活用し、町外から訪れる人に対して町の魅力を発信する情報基地として整備します。
・文化・教育・イベントなどを通じて友情を深め、友好の絆を一層強めていくとともに、新たな交流活動の開拓を推進します。
・講演会や講座の開催、ホームステイ制度の普及・ホストファミリー（受入れ家庭）の募集を推進します。
・生活ガイドブック・マップ等の作成や、道路標示・街角サイン等の充実設置による、訪れた人・生活する人にやさしいまちづくりを推進します。
・地域資源を活用した、都市と農山漁村の交流事業を推進します。
・県内外の小中学校に対して情報を発信し、修学旅行の受入れを推進します。

（２）観光・レクリエーションの振興

・観光客の受入れ対策を強化するため、住民の「もてなしの心」の向上に努めます。

・観光協会との連携強化を図り、観光産業の充実に努めます。

・ウミガメをシンボルとしたポスター・パンフレット等の配布、メディアの積極的な活用による観光ＰＲを推進します。

・本町の観光の中核をなしている「ウミガメ」「薬王寺」「田井ノ浜海水浴場」に加えて、城山公園の開発等新たな観光基盤づくりを検討します。

（３）新たな地域産業づくりの推進

・農林漁業の体験・交流による観光の付加価値化と、既存資源を活用した各種ツーリズム事業の展開を図ります。

・地域資源の掘り起こしと活用による特産品の開発等、新たな起業の支援を推進します。

・道の駅を地域産業の核として、地場産品の販売や地域情報発信の場として、活用を図ります。

３－４　労働環境の充実

現状と課題

本町では、地元に多くの雇用をもたらす優良な産業が少ないため、町外への通勤者が多く、本町から転出する者も見受けられます。

こうした現状からも、企業の誘致や、地域資源を活用した産業の掘り起こし、ベンチャー企業の育成を支援するなど、新たな雇用の確保が必要です。また、女性が働きやすい職場や、高齢者の経験や障害者の能力を活かすことのできる就労の場の確保などに取り組む必要があります。

基本方針

魅力ある雇用の創出は、若者の地元定住を促すことに重要な役割を担っており、より一層の雇用の確保を目指します。

勤労者が健全で快適な労働環境で就業できるよう、関係機関の連携による福祉施策の充実を図ります。

高齢者・女性・障害者など、誰もが安心して就業でき、個々の能力を発揮できる就業環境の充実した活気のあるまちを目指します。

施策の体系

３－４　労働環境の充実
- （１）勤労者福祉の向上
- （２）就業・雇用機会の拡大

主要施策

（１）勤労者福祉の向上

・雇用保険や退職金共済制度など、福祉制度のより一層の普及を図ります。

・国や県の関係機関の指導に基づき、労働災害の防止、労働時間の短縮、最低賃金制度の遵守などの啓発を図ります。

（２）就業・雇用機会の拡大

・若者の就業機会を確保し、定住促進に繋げるために、地場産業の振興と企業誘致を推進します。

・女性が働きやすい職場や、高齢者の経験や障害者の能力が活かせる場の提供のために、公共職業安定所等と協力して雇用の安定を図ります。

・町内各地域の地域課題に対応したコミュニティビジネスを研究し、その成立を摸索します。

第４章　教育・文化の振興

- ４－１　学校教育の充実
  - （１）教育内容の充実
  - （２）教育施設の整備
  - （３）人権教育の推進
  - （４）まちづくりを通じた教育の推進
  - （５）教育改革の推進
- ４－２　生涯学習の充実
  - （１）生涯学習推進体制の整備
  - （２）生涯学習施設の充実
  - （３）生涯学習活動の推進
- ４－３　スポーツ・レクリエーション活動の振興
  - （１）スポーツの振興
  - （２）スポーツ・レクリエーション施設の充実
  - （３）青少年の健全育成
- ４－４　歴史・伝統・文化の振興
  - （１）芸術・文化活動の振興
  - （２）地域資源の保全と活用

４－１　学校教育の充実

現状と課題

本町では、幼稚園が１園、保育園が５園、小学校が６校、中学校が４校あり、各学校ともに独自の取り組みを行い、豊かな心と健やかな身体をそなえた人づくりに努めてきました。

今後も、地域の実態に即した教育・スポーツ・道徳教育を実践していくとともに、情報化社会に対応できる教育や国際理解教育、心身に障害のある児童・生徒に対する充実した支援を行っていく必要があります。

また、校舎や体育館などの老朽化が進んでいる施設もあり、東南海・南海地震の発生に備えた早急な対策と、少子化の影響により増えた空き教室の利活用を考えていく必要があります。最近では、子どもたちの食環境の乱れに対して、学校が食育を行い、食習慣を改善することも求められています。

基本方針

学校教育目標である「自他の人権を尊重し、たくましく生きる力をもち、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児・児童生徒の育成」に焦点をあて、学校の実態に則して教育活動を見直します。

各学校教育の目標を明確にして、全教職員の共通理解と協力のもと、創意に満ちた特色ある学校づくりに努めます。

施策の体系

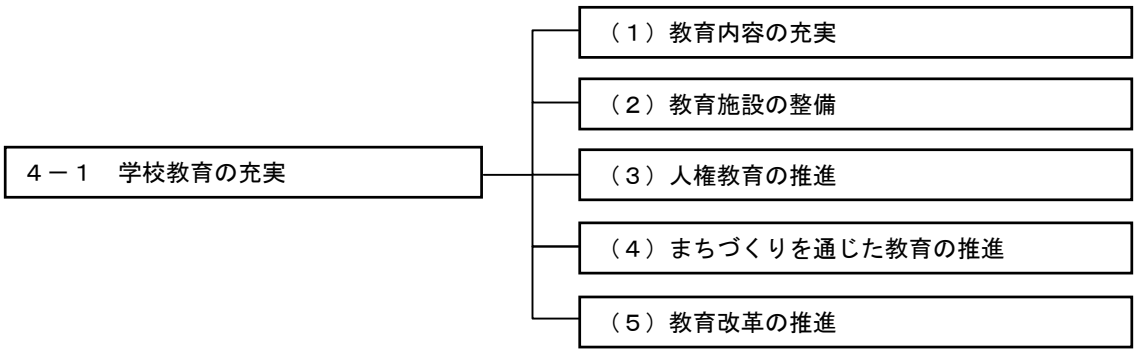

主要施策

（１）教育内容の充実

・個性を生かし、生きる力を育む教育を実践することで、児童・生徒の学ぶ力を強化し、教育力の向上を図ります。

・知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成するため、心の教育や健康教育、スポーツ、食育の充実強化を図ります。

・心身に障害をもつ児童・生徒が、その障害の程度に応じて適切な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

・情報化社会の進展に合わせ、情報化教育の充実を図ります。

・外国人教師の招へいを継続し、国際理解教育を実践するなど、地域の実態に即した「特色ある学校づくり」を推進します。

（２）教育施設の整備

・安全・安心に配慮した、幼小中学校の施設・設備の計画的な整備・改修を推進します。

・効率的な給食センターの整備・改修を推進します。

（３）人権教育の推進

・幼小中学校における人権教育を学校教育の中核に位置づけ、発達段階に応じて、人権尊重を基本とした教育を推進します。

・社会環境の変化にともない多様化する人権問題に対して、実態に沿った対応ができるよう人権教育の充実に努めます。

（４）まちづくりを通じた教育の推進

・地域活動や総合的な学習の時間を通じ、将来を担う子どもたちの育成を推進します。

・体験学習・交流活動を通じ、子どもたちと住民の連携強化を推進します。

（５）教育改革の推進

・子どもたちにとって、より良い学習環境を整備するために小中学校の統廃合も視野に入れた検討を行います。

・ＰＴＡや地域住民の意見を聞き、創意工夫を凝らした主体性のある学校運営を行います。

４－２　生涯学習の充実

現状と課題

本町では、生活水準の向上、高齢化による社会の成熟により、「物質的な豊かさ」から「生きがい」や「心の豊かさ」が重視されるようになり、生涯を通じて自己を豊かにしたいという意識が高まっています。また、住民自らが価値観や能力に応じた手段・方法・機会を選択しながら、生涯学習に取り組む体制づくりが重要になっています。

こうした住民ニーズに対応するため、公民館・図書館をはじめとした社会教育施設を中心に、多様な生涯学習の機会の創出に努めてきました。今後も、社会環境の変化に伴う学習ニーズの多様化を踏まえながら、学習内容や学習施設の充実などの総合的な生涯学習施策の推進が必要です。

また、生涯学習に対する住民のニーズは高く、婦人会、老人クラブ、青年会、体育協会を含めた社会教育団体の育成を支援・推進し、健康で活発な住民が多く住むまちにする必要があります。

基本方針

町民の誰もが生涯を通じて、生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習活動のための既存施設・設備の有効活用を図ります。

各世代の学習に対するニーズに応じた、学習機会及び内容の充実を目指します。

学習の成果が地域づくりに活かされ、住民と行政が協働で生涯学習体制の充実を図り、生きがいと創造性を育み発揮できる教育のまちを目指します。

施策の体系

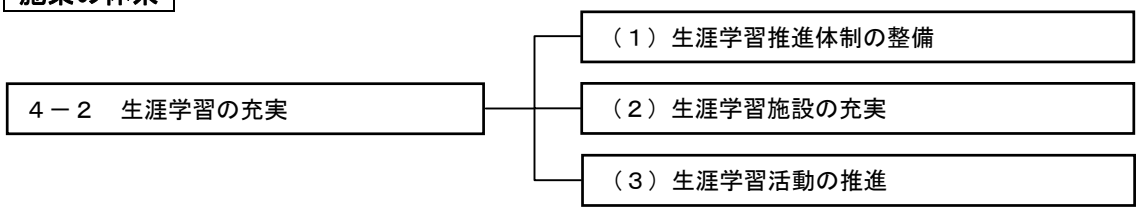

主要施策

（１）生涯学習推進体制の整備

・「生涯学習推進会議」の充実を図るとともに、周辺市町や各機関・施設との連携による講座内容や開講時間の充実に努めます。

・生涯学習情報の提供システムを整備し、常に新しい情報が得られる体制づくりに努めます。

（２）生涯学習施設の充実

・生涯学習の拠点となる日和佐・由岐の各公民館をはじめ、図書資料館・海洋センター・総合体育館などのソフト面での充実を図ります。

（３）生涯学習活動の推進

・婦人会・老人クラブ・青年会・体育協会などの社会教育団体の育成強化を図ります。

・既存の生涯学習講座を通じた指導者の育成・発掘に努めます。

・交通手段や開校場所に配慮し、高齢者と子どもを中心とした交流事業を推進します。

４－３　スポーツ・レクリエーション活動の振興

現状と課題

本町では、近年、健康づくりやスポーツ、レクリエーションに対する関心が高まり、幼児から高齢者にいたるまで各種グループ・サークル・クラブなどで活発な活動が行われています。すべての町民が気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しめるよう、一層環境整備に努める必要があります。

また、社会環境の急激な変化の中で、青少年の非行の低年齢化や凶悪化など、様々な問題が生じています。問題の解決向けて、家庭・学校・地域・関係機関の連携し、健全な子どもたちや青少年の育成に地域全体で取り組む必要があります。

基本方針

町民の誰もが、年齢や体力に応じて身近なスポーツ・レクリエーションを楽しめ、健全な心身を育めるまちを目指します。

総合型スポーツクラブの立ち上げを通じて、スポーツやレクリエーションを楽しめる機会を増やすとともに、既存施設・設備の整備、指導者の確保・育成を図り、元気で明るいまちを目指します。

施策の体系

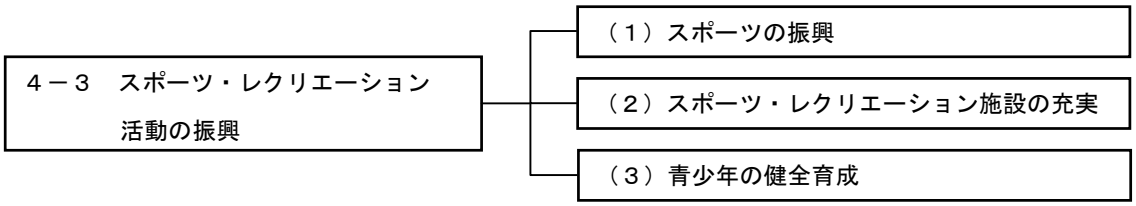

主要施策

（１）スポーツの振興

・誰もが参加できるスポーツイベントとして、町民運動会、マラソン大会等、既存イベントの充実と新しいイベントの企画を図ります。
・ウォーキングやランニングなど、楽しく健康づくりに取り組める環境整備に努めます。
・体育協会、関係機関と連携して、スポーツ団体・指導者の育成を図ります。
・「地域総合型スポーツクラブ」の活動支援を推進します。

（２）スポーツ・レクリエーション施設の充実

・既存施設の有効利用、機能の充実を図り、気軽にスポーツができるよう努めます。

（３）青少年の健全育成

・家庭・学校・地域教育団体・地域社会などが一体となり、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりを推進します。
・子ども会リーダーの育成、青少年健全育成の啓発活動、青少年交流活動、青年活動の活性化などを図ります。

４－４　歴史・伝統・文化の振興

現状と課題

本町では、生活水準の向上や退職後の生きがい探求等により心豊かで潤いのある生活を送ろうとする人々が増加しており、民踊・絵画をはじめ各種の文化・芸術サークルが活発に活動しています。

今後も、住民の自発的な文化・芸術の創造活動を推進するとともに、住民の知的欲求に応えられるような文化・芸術活動の場や機会の提供を、継続していく必要があります。

本町には、国指定文化財１件、県指定文化財６件、町指定文化財 30 件、合計 37 件（平成 19 年９月現在）の指定文化財・登録文化財があります。これらの文化財の保存、伝承に努めていく必要があります。

また、祭りや郷土芸能などの保存・継承や地域の歴史・文化に触れられる環境づくりを行い、後世に継承していく必要があります。

基本方針

地域に根ざした個性ある歴史と伝統を継承することで、まちの個性を磨き、愛着や定住意向を育み、町内外にとって魅力あるまちづくりを目指します。

祭りや郷土芸能などの保存・継承や、地域の歴史・文化に親しめる環境づくりを進めます。また、祭りや郷土芸能などを効果的に情報発信していく体制を構築し、町内外との交流活動を推進します。

施策の体系

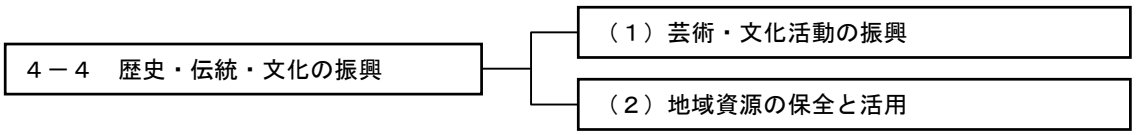

主要施策

（１）芸術・文化活動の振興

・既設の公民館、図書・資料館、コミュニティホールなどを利用し、文化や芸術の振興を図ります。

・文化祭、文化講演会、芸能発表会、美術展などを充実させ、広く芸術・文化に接する機会の拡充・増加を図ります。

・芸術文化の振興のため文化協会等の充実、グループ、サークル活動の支援を図ります。

（２）地域資源の保全と活用

・先人たちが築きあげた歴史・伝統・文化を次代に継承するため、文化財の調査や歴史的資料を収集し、保護・保存を推進します。

・地域の祭りや、郷土芸能の保存・継承に努め、個性を活かした地域文化の振興を図ります。

第５章　保健・医療・福祉の充実

- ５－１　保健の充実
  - （１）保健の充実
  - （２）国民健康保険事業の円滑な運営
- ５－２　医療の充実
  - （１）医療の充実
  - （２）包括ケアシステムの構築
- ５－３　福祉社会の推進
  - （１）高齢者福祉の充実
  - （２）障害者福祉の充実
  - （３）介護保険の円滑な運営
  - （４）その他の福祉の充実
- ５－４　子育て支援対策の充実
  - （１）保育の充実
  - （２）子育て支援体制の充実
  - （３）母子・父子福祉などの充実

５－１　保健の充実

現状と課題

本町では、各種健康診査やその事後指導、生活習慣病予防、健康保持・増進などに関する正しい知識を普及させるとともに、健康づくり、健康増進のための栄養指導、各種健康教室等の充実に努めています。今後も、生活の質の向上や、要介護の予防を行う必要があります。

健康で文化的な生活を送るうえで、相互扶助に基づいた国民健康保険は必要なものの一つです。しかし、医療技術の高度化や高齢者の増加などにより、医療費が年々増加傾向のため、国民健康保険事業の運営が厳しいものとなっています。

基本方針

平成20年度からの医療制度改革により、医療保険者に義務付けられる特定健康診査・保健指導などの各種検診や相談指導体制の充実を図ります。

町民一人ひとりが、進んで健康づくりに取り組む、自立と支援体制が整った、いきいきとしたまちを目指します。

運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行い、糖尿病等の生活習慣病の予防を図ることにより、医療費の抑制を目指します。また、国民健康保険事業の円滑な運営を行います。

施策の体系

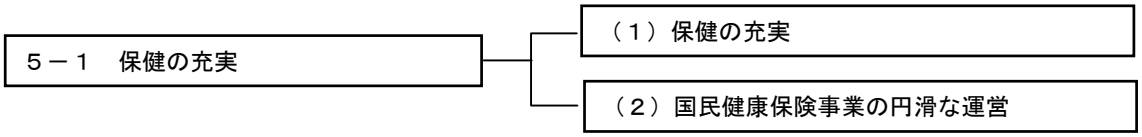

主要施策

（１）保健の充実

・各種健康診査やその事後指導、生活習慣病予防、健康教室、栄養指導、各種検診を通じて、町民の健康への関心と意識の高揚を図ります。

・健康管理の正しい知識の普及を推進し、健康づくりや健康増進のための栄養指導・各種健康教室等の充実を図ります。

（２）国民健康保険事業の円滑な運営

・国民健康保険税の収納率の向上に努め、事務の効率化を図ります。

・疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、レセプト点検を強化し、医療費の適正化、事業運営の安定化を図ります。

５－２　医療の充実

現状と課題

本町には、医療施設が町立病院２、診療所１、開業医５（内、歯科医３）と少なく、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科がないため専門的治療ができない等、課題を有しています。

また、両町立病院では、医師不足の状況にあり、診察科目は内科・外科・整形外科の３科と非常に少ない状況となっています。

このように、専門的治療を周辺市町に依存している状況の中で、増大する救急医療需要や想定される大規模地震に対応できるよう、町内外の医療機関の相互連携を強化し、住民ニーズに対応できる地域医療体制の充実を図る必要があります。

また、適正な医療サービスが受けられるよう、医師の確保や医療機器の整備など医療体制の充実を図る必要があります。

医療にかかる費用は、増加の一途をたどっている状況にあり、これを抑制するため、健康教育をはじめ、健康相談、健康診断など保健活動をより一層推進し、食生活からの健康づくり等の包括ケアシステムを構築する必要があります。

基本方針

高齢化が進み、医療に対するニーズは多様化、高度化している中、町民が等しく医療サービスを享受できるよう、町内の医療機能の見直しや施設の改善を計画的に進めます。

保健・医療・福祉との連携により、よりよい医療供給体制の確立を目指します。

広域な視点から周辺地域と連携した医療体制の構築を推進し、町民が安心して生活を送ることができるまちづくりを目指します。

施策の体系

５－２　医療の充実
- （１）医療の充実
- （２）包括ケアシステムの構築

主要施策

（１）医療の充実

・町民の健康を守るために、医療体制の整備・充実に努めます。

・周辺地域の医療機関との連携を図り、緊急時や休日・夜間の救急体制の強化を図ります。

（２）包括ケアシステムの構築

・町民の健康をケアするために、「地域包括支援センター」を拠点に、保健・医療・福祉のネットワークの構築を推進します。

５－３　福祉社会の推進

現状と課題

【高齢者福祉の充実】

本町では、全国平均を上回る急速な高齢化が進行しており、今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、家庭や地域における介護負担も重くなるものと考えられます。

また、核家族化や女性の社会進出等により、家庭や地域における介護能力・相互扶助機能の低下が進む一方、高齢者福祉に対するニーズはますます多様化・高度化しています。今後は、介護保険制度の円滑な運営とあわせた、介護サービスの質や量の確保、及び情報提供や相談体制の確立を図り、地域において安定した介護サービスが提供される体制を維持する必要があります。

高齢化が進むにつれて、元気な高齢者も増加していることから、地域社会への参加機会の拡充などにより、生きがいを持ち、心豊かな生活を送れることができる環境づくりが求められています。高齢者が住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、地域、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、高齢者を支える体制を構築する必要があります。

【障害者福祉の充実】

本町では、先天的な障害に加え、交通事故・労働災害・精神的なストレスなどにより、複雑化、重度化する障害の内容、障害者の高齢化進行に対して、ノーマライゼーションの理念の基、道路や公共施設のバリアフリー化、市民・行政・各種関係団体が連携した就業機会や社会参加の機会の創出、情報提供などに取り組んできました。

しかし、障害者の社会参加を妨げる物理的・心理的・社会的な障害は、なお多く残されており、在宅障害者を含め､それぞれの地域において安心して暮らせるよう､支援を充実させる必要があります。

また、保健・医療・福祉の連携により、成長過程の各段階に応じた支援体制の充実を図る必要があります。さらに、障害者の社会的自立のため、支援施策を推進し、障害に対する理解と認識が深められるよう啓発していく必要があります。

【介護保険の円滑な運営】

高齢者や障害者福祉の充実は急務であり、その方法に支援体制の構築・強化や介護保険の円滑な適用等があります。

本町では「地域包括支援センター」を設置し、保健、医療、福祉の関係機関が連携可能な体制を構築しています。今後も、より一層の連携の強化を図る必要があります。また、介護保険制度を円滑に運営するため、介護サービスの質や量の確保、情報提供や相談体制の確立を図り、地域において安定した介護サービスが提供されるよう体制を構築する必要があります。

【その他の福祉の充実】

本町では、高齢者や障害者に対しての地域福祉の充実を図るとともに、母子保健事業の充実や高齢者世帯の増加に伴い、生活保護を必要とする者の高齢化が予想されます。このため、医療扶助をはじめとする各種の生活保護制度を活用し、各々の事情に適応した対応を行う必要があります。

また、生活保護を受けていないが、それに近い低所得者層については、安易に保護を行い自立の芽を摘んでしまうことのないよう、経済的自立と生活の安定向上を目指す必要があります。

基本方針

高齢者や障害者など社会的に弱い立場にある人々が、住みなれた地域社会の中で、地域や家族の支援によって自立した生活が送れるよう、福祉活動の中核である社会福祉協議会と行政機関が連携し、福祉体制の充実を進めます。

町民の福祉に対する理解とボランティア精神の啓発などを図り、互いに支えあう福祉のまちづくりを目指します。介護を必要とする町民に対して、「地域包括支援センター」での支援を推進し、地域において安定したサービスが提供されるように努めます。

施策の体系

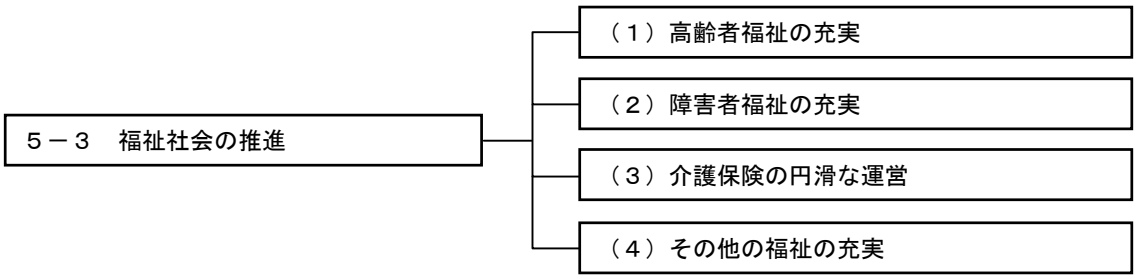

主要施策

（１）高齢者福祉の充実

・老人クラブ活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、高齢者が健康づくりを楽しめる機会の充実を図ります。

・シルバー人材センターの活動を充実させ、就労機会の拡大に努めます。

・地域や利用者のニーズに対応した高齢者福祉サービスの充実を図ります。

・地域の保健・医療・福祉の相互連携を深め、地域で高齢者を支える体制の構築に努めます。

（２）障害者福祉の充実

・福祉サービスの向上により、在宅障害者の社会的自立を支援します。

・保健・医療・福祉の連携により、各段階に応じた支援体制の充実を図ります。

・障害に対する理解と認識が深められるよう啓発活動を推進し、障害者の社会参加を推進します。

（３）介護保険の円滑な運営

・介護保険制度を円滑に運営するため、介護サービスの質や量、情報提供の充実を図ります。

・地域において安定したサービスが提供されるよう、相談体制の構築を図ります。

・「地域包括支援センター」での支援を推進し、地域における総合的なケアマネジメントを担うよう努めます。

（４）その他の福祉の充実

・社会福祉を充実させるために、ボランティアやケアマネージャーなどの人材育成に努めます。

・生活保護法に基づき、適正な各種扶助を図ります。

５－４　子育て支援対策の充実

現状と課題

本町では、少子・高齢化、核家族化など子育てを取り巻く環境が変化している中、乳児保育及び一時保育などの特別教育を行っています。今後も保育施策の充実に努めていくとともに、子育て支援と保護者に対する教育の両面を実施する必要があります。

また、家庭・地域・保育園・行政が一体となった子育て支援体制により、親の負担軽減を図る必要があり、社会情勢や子育ての不安などからの児童虐待に対しては早期に発見・対応に努めていく必要があります。

一方、社会的・経済的・精神的に不安定な状況に置かれている保護者に対しては、個々の家庭の実態に応じた適切な指導、支援を行う必要があります。

基本方針

次世代を担う子どもたちが健全に成長できるよう、家庭、地域、保育園、行政が連携して、子育て支援と保護者に対する教育の両面を実施し、安心して子供を産み育てられる、あたたかい地域社会を目指します。

各種制度の適切な周知に努めるなど、保護者への支援を図り、家庭生活の安定と自立を目指します。

施策の体系

５－４　子育て支援対策の充実
- （１）保育の充実
- （２）子育て支援体制の充実
- （３）母子・父子福祉などの充実

主要施策

（１）保育の充実

・保護者の就労実態に合わせた、０歳児からの保育などの充実を図ります。
・保育研修などへの保育者の参加を促し、保護者としての資質の向上を図ります。
・児童館などの有効利用を図るとともに、児童が安全に遊べる広場の確保に努めます。
・ショートステイ利用による子育て支援を図ります。

（２）子育て支援体制の充実

・子育てに不安感を持っている家庭に対する相談・指導の充実を図ります。
・出生祝金の贈与など、出産・子育てに関する交付を推進します。
・児童虐待防止については、早期発見・早期対応が不可欠なため関係機関と連携強化し、児童虐待防止対策を推進します。
・就学前の子どもに関する教育・保育等の相互の連携を図るため、幼保一元化を推進します。

（３）母子・父子福祉などの充実

・各種福祉制度の周知徹底を図り、効率的活用を目指します。
・保護者への養育・就業等に関する相談・指導体制の充実を図ります。

第６章　地域自治・行財政運営

- ６－１　地域自治の強化と住民参画のまちづくりの推進
  - （１）自治組織、地域づくり組織活動への支援の充実
  - （２）コミュニティの活性化
  - （３）ボランティア・ＮＰＯ活動の促進
  - （４）男女共同参画社会の実現
- ６－２　財政基盤の確立
  - （１）財源の確保
  - （２）財源の効果的な活用
  - （３）財政運営の効率化
- ６－３　効率的な行政運営
  - （１）行政組織の効率化
  - （２）行政情報の公開
  - （３）行政サービスの向上・充実

６－１　地域自治の強化と住民参画のまちづくりの推進

現状と課題

本町では、町民と行政がそれぞれの役割を十分に理解し、住民と行政との協働による地域の特色を生かした、個性豊かなまちづくりに取り組んできました。今後も、過疎化・高齢化などの課題や将来への希望などについて、世代を越えて率直に話し合える場づくりや、町全体の課題を多くの地域が共同して解決できるまちづくりを進めていく必要があります。

また、自治組織・地域づくり組織・ＮＰＯ等によるまちづくり活動の活性化や地域リーダーの育成、地域コミュニティによるまちづくり活動を支援する必要があります。

基本方針

住民主体のまちづくりを推進するために、住民がそれぞれの個性や能力を活かして地域づくりに参加することができる体制を構築するとともに、自治会活動の活性化、自治組織間の広域的な交流と連携を推進します。

ＮＰＯ団体などの活動への支援体制を充実させるなど、行政・地域・関係団体の連携により、町民一人ひとりが主役となるまちづくりを目指します。

男女が互いに人権を尊重し、女性がその能力や適性に応じて個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現にむけて取り組みます。

施策の体系

６－１　地域自治の強化と住民参画のまちづくりの推進

- （１）自治組織、地域づくり組織活動への支援の充実
- （２）コミュニティの活性化
- （３）ボランティア・ＮＰＯ活動の促進
- （４）男女共同参画社会の実現

主要施策

（１）自治組織、地域づくり組織活動への支援の充実

・地域のまちづくり活動を支える発想力と、行動力に富んだリーダーの発掘と育成に努めます。

・町内会・子ども会・青年会・婦人会・老人クラブなどの、多様な組織・団体による地域活動への支援の充実を図ります。

（２）コミュニティの活性化

・コミュニティ活動が幅広く継続的に行えるようにするため、施設整備に対する援助や情報の提供を図ります。

・スポーツや文化活動を通じた地域内交流の、一層の充実・促進に努めます。

・町内会連合会の運営支援を図るとともに、地域連絡協議会の早期設立及び町内会区域の再編・整備を検討します。

（３）ボランティア・ＮＰＯ活動の促進

・まちづくり活動を行うＮＰＯの設立及び活動に対する支援に努めます。

・社会福祉協議会などと協力してボランティア活動への支援に努めます。

（４）男女共同参画社会の実現

・まちづくりや地域活動などの多様な場面において、女性の参加促進に努めます。

・男女が共に仕事や家庭の両立が図れるように、保育や職場などの生活環境の整備を図ります。

・女性の基本的人権を侵害するＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）や、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）などの根絶に向けた啓発活動に努めます。

・女性が安心して相談できる窓口を設置するなど相談体制の確立に努めます。

６－２　財政基盤の確立

現状と課題

本町では、義務的経費の増大などにより経常収支比率が高率で推移し、財政が硬直化している中、少子高齢化社会への対応、災害に強いまちづくりの推進等の課題が山積しています。このような状況において、財源を確保し、行財政運営の効率化を図り、財政負担を軽減する必要があります。

また、住民参画・協働によるまちづくりを目指すためには、情報を公開することにより町民に財政状況を把握してもらうことが重要となります。

今後は、限られた財政基盤の中で、町民が直に必要とする公共サービスの向上・充実を目指すとともに、住民と行政の役割分担の見直しや、民間の資本・事業ノウハウの活用による町の財政負担の軽減が必要となります。

基本方針

本町の財政基盤を確立するために、町民に対して財政状況に関する情報を積極的に公開します。

厳しい状況の中での財源の確保に向け、町民と行政との役割分担の見直し、行政への住民参加、民間活力の活用などの施策展開を図ります。

施策の体系

６－２　財政基盤の確立
- （１）財源の確保
- （２）財源の効果的な活用
- （３）財政運営の効率化

主要施策

（１）財源の確保

・健全な財政の維持を基本とした、自主財源の確保に努めるとともに、交付金及び優良起債のみの事業の活用を図ります。

・行政サービスに対する使用料や手数料の見直しを図ります。

・町の資源を活かした産業活動を支援し、新たな自主財源の発掘・確保に努めます。

（２）財源の効果的な活用

・事務事業評価制度の導入による適正な財政活用を図り、資質向上を図ります。

・財政状況を的確に把握するため、バランスシートを作成するとともに、町民への財政に関する正確な情報公開に努めます。

・町有財産を適正に管理するとともに、遊休土地建物の有効活用を推進します。

（３）財政運営の効率化

・自助・共助と公助の役割を精査し、優先的・重点的施策に対する、効果的な財政活用を図ります。

・常に変化する社会情勢に的確に対応できるよう、将来の財政的展望を考慮し、コスト縮減に努め、効率的な財政運営に努めます。

・まちづくりへの住民参加を促すとともに、指定管理者制度や民間資本及び事業ノウハウの活用方法を検討し、効率的な事業の実施を図ります。

６－３　効率的な行政運営

現状と課題

本町では、町民の生活様式の変化や地方分権の進展により、ニーズは複雑・多様化しており、これらに対応し、個性豊かなまちづくりを推進するためには、健全な財政の確保と計画的な行政運営を進める必要があります。

また、行政情報を公開し、町民の行政に対する理解を深めてもらい、その上で行政組織の効率的な運営を行うとともに、行政サービス及び職員の質的な向上と充実を図る必要があります。

交通、医療、教育、環境、産業振興、観光振興などに対しては、広域行政として取り組む課題と位置付け、周辺市町との連携強化を図り、対応する必要があります。

基本方針

厳しい財政事情の中、地方行政を取り巻く環境が今後も変化することが予測されるため、住民の視点からの継続的な取り組みによって、効率的な行政運営を図りつつ、質の高い公共サービスの提供を目指します。また、広域市町圏での共通の行政課題に対する認識を図り、連携による効率化・効果的な対応策を図ります。

施策の体系

６－３　効率的な行政運営
- （１）行政組織の効率化
- （２）行政情報の公開
- （３）行政サービスの向上・充実

主要施策

（１）行政組織の効率化

・行政機構や事務分掌を見直し、社会的要請に即した行政組織の効率化を推進します。

・高度化・多様化する行政需要に応えるため、職員研修の充実により、職員の意識改革及び資質の向上を図ります。

（２）行政情報の公開

・ホームページや広報誌を通して行政情報を公開し、町民の意見や要望を町政に反映させるように努めます。

・町政に対する懇談会や、意識調査・パブリックコメントなどを実施し、町民の各種ニーズを的確に把握し、行政活動への反映に努めます。

（３）行政サービスの向上・充実

・活気に満ちた職場づくりに努め、職員の能力を発揮することにより、行政サービスの質の向上を図ります。

・計画的な情報化施策を進め、窓口業務の改善や事務処理の簡素合理化を図り、事務事業の効率化と行政サービスの向上を推進します。

用語の説明

あ　行

【イントラネット】

インターネット標準の技術を用いて構築された企業内ネットワークのこと。

【ＮＰＯ】

一般的には、医療、福祉、環境などあらゆる分野での営利を目的としない、自主的・自発的な社会的活動を行う市民活動団体を示す。

か　行

【義務的経費】

町の歳出の中で、支出が義務づけられている経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたる。 人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないし，扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられており，また，公債費は負債の償還に要する経費であって，いずれも任意に節減できない経費である。

【グリーンツーリズム】

農村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

介護保険の利用者とサービスを提供する事業者や自治体の間に立ち、あくまで利用者中心の立場から介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、よりよい介護を進めていく専門の人のこと。

【コーホート変化率法】

地域の将来人口を予測する際に、特定の社会集団（コーホート：通常は年齢階層別男女別人口）ごとに人口を予測する方法のひとつで、過去における実績人口の動向から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

【後期高齢者】

75 歳以上の高齢者。ジェロントロジー（老年学）の高齢期区分における後期に相当する人のこと。

【高付加価値生産】

労働や資本などを利用して生み出されたものが、通常より高い価値が付け加わるようにした生産のこと。高付加価値のものは高く販売できるため、生産の活性化につながる。

【国定公園】

国立公園に準ずる自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園のこと。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されてお

り、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。

【コミュニティバス】

地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行し、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスのこと。現状では、バス不便地域を運行、主に高齢者や障害者の足の確保、中心市街地の活性化、環境負荷の軽減などを目的として運行されている。

【コミュニティビジネス】

福祉、医療、教育、環境、まちづくり、就業支援、地域資源活用、観光などの社会的需要を満たすサービス分野で手がける地域密着型事業のこと。一般的には「地域住民が主体となって地域の課題や問題を解決する事業」と言われている。

さ　行

【三位一体改革】

地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うもの。

【ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）】

テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発されたもの。

【指定管理者制度】

従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、地方公共団体が民間事業者を含む幅広い団体の中から指定する者に、公の施設の管理を行わせる制度のこと。

【シーカヤック】

紀元前 4,000 年の頃からある小さな船のこと。アリュート、イヌイット、ユッピックといった極北の人々が海で狩猟をするために生み出したもの。

【自主防災組織】

地域の方々が自主的につくる防災のための組織のこと。自主防災組織は、災害発生時に「危険の拡大をおさえる事」、「一人でも多くの人が危険から逃れる事」、「混乱を避ける事」を目的とする。

【スキューバーダイビング】

息をこらえて行うスキンダイビングや、地上からホースで空気を供給する送気式潜水と対比される、スキューバー器材を使用して行う潜水を指す。

【生産年齢人口】

15 歳以上 65 歳未満の人口。この年齢層の多くが労働力となることからこう呼ばれている。

【セクハラ】

「セクシュアルハラスメント」の略。

労働や教育などの社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を男性が行うこと。性的いやがらせ。性的脅迫。

【ゾーン】

まちづくりなどにおいて、空間を用途や機能に応じて区分した範囲のこと。

た　行

【体験型交流】

体験したことのないことを教えたり、教わりながら、また共同で体験することにより、地域内外の人々と交流すること。

【男女共同参画社会】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会」のこと。

【トライアスロン】

ラテン語の 3 を表す「トライ」と、競技を意味する「アスロン」の合成語。

スイム（水泳）、バイク（自転車）、ラン（ランニング）の３種目を一人の競技者が連続して行うもの。1974 年にアメリカのカリフォルニア州サンディエゴではじめて競技として行われた。

【ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）】

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。

な　行

【ノーマライゼーション】

高齢者や障害者も家庭や地域で一緒に生活ができるようにする社会づくりのこと。

は　行

【パブリックコメント】

各種政策に関する意見募集、構想や計画を策定するときに，住民や企業等から意見の

募集を行い、計画策定等に反映させること。

【バリアフリー】

高齢者や障害者、妊婦、子どもたち等誰もが利用しやすいよう、物理的、精神的な障害を取り去った高齢者や障害者などにやさしい生活空間のあり方。

【光ファイバー】

optical fiber の訳語。ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブル。非常に高い純度のガラスやプラスチックが使われており、光をスムーズに通せる構造になっているもの。

【ブランド化】

ある商品・サービスを、別の商品・サービスから区別するため商品名称やシンボルマーク、模様だけでなく、消費者が商品・サービスを見た際に想起させる周辺イメージをブランドという。農林水産物や工芸品をブランド化（銘柄化）することによって他の産地との差別化を図ること。

【ブルーツーリズム】

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

【ベンチャー】

「起業」「新規事業」。また、「ベンチャー企業」の略称として用いられることもある。

【保安林指定】

土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」として指定し、このような機能が失われないように、伐採や土地の形質等の変更などをできるだけ制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするもの。

【ボランティア】

自発的に社会奉仕活動などに無報酬で参加する人を示す言葉。活動することを含め全般を示す場合もある。

や　行

【ＵＪＩターン】

Ｕ：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること。

Ｊ：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。

Ｉ：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、能力、国籍など、人々のさまざまな特性や違いを超えて、すべての人にとっての暮らしやすい社会の実現を目指すデザインの考え方。

ら　行

【ライフスタイル】

その人間の人生観、価値観、アイデンティティを反映した生き方。

【リアス式海岸】

日本の三陸海岸などに見られる、出入りの激しい複雑な海岸のこと。「鋸の歯のような海岸」などと形容されることが多い。

【リサイクル】

廃棄物や不用品、エネルギーの再利用、再生利用など。

【レセプト】

『処方箋(せん)の意。ドイツ語での発音は「レツェプト」』診療報酬請求明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。

参考資料

■土地利用

（平成19年4月1日現在）

				面　積(ha)	構成比(%)
町　域 (ha)	都市計画 区域 (ha)	用途地域	第1種中高層住居専用地域	16	1.03
			第1種住居地域	34	2.19
			近隣商業地域	10	0.65
			商業地域	4	0.26
			準工業地域	11	0.71
		用途指定のない地域		1,475	95.16
	都市計画区域外			12,535	－

資料：建設課

■道路の状況

（平成19年4月1日現在）

区分＼道路	国　道	主要地方道	一般地方道	町　道
延　長(m)	18,967	69,744	30,913	129,201
舗装率(%)	100	100	99.8	84.3

資料：建設課

■都市公園開設状況

（平成19年4月1日現在）

	人　口	住区基幹公園 近隣公園 箇所	面積(ha)
美波町域内 (ha)	8,684(人)	1	1.3
	1人当り面積(㎡)		1.5
都市計画区域 (ha)	3,688(人)	1	1.3
	1人当り面積(㎡)		3.52
用途地域内 (ha)	937(人)	0	0
	1人当り面積(㎡)		0.00

資料：建設課

■公共下水道の状況

（各年3月末現在）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
下水道管渠総延長(m)	－	―	―	8,813	8,866
整備面積(ha)	－	―	―	25	25
処理区域内人口(人)	－	―	―	962	938
普及率(%)	－	―	―	10.9	10.8

(注)普及率=処理区域内人口/行政人口　　資料：建設課

■上水道整備状況

（平成19年4月1日現在）

計画給水 人　口 (人)	給水能力 (m3/日)	給水戸数 (戸)	年　間 配水量 (m3)	年間給水量 (有収水量) (m3)	取水施設 (箇所)	総延長 (m)	送水・導水管 (m)	配水管 (m)	配水池 (箇所)	加　圧 ポンプ所 (箇所)
6,500	4,550	1,700	686,008	521,714	1	34,188	1,084	33,104	2	1

資料：水道課

■上水道普及状況

（平成19年4月1日現在）

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
給水人口（人）	4,090	4,066	4,050	4,017	3,856
契約件数（件）	1,933	1,931	1,966	1,943	1,915
普　及　率（%）	81.0	81.2	79.9	83.2	81.4

資料：水道課

■簡易水道の整備状況

（平成19年4月1日現在）

施設数（箇所）	給水能力（m3/日）	給水戸数（戸）	給水人口（人）	給水量（m3）
4	2,313	1,748	3,651	418,524

資料：水道課

■簡易水道利用状況

（平成19年4月1日現在）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
給水人口（人）	3,966	3,863	3,804	3,719	3,648
給水戸数（戸）	1,773	1,763	1,755	1,744	1,737

資料：水道課

■公共下水道の整備状況

（平成19年3月末現在）

都市計画決定区域（ha）	事業認可		整備済		整備率（%）	人口普及率（%）	水洗化人口（人）	水洗化率（%）	終末処理施設数	
	区域（ha）	管渠延長（m）	区域（ha）	管渠延長（m）					（箇所）	処理能力（m3/日）
74	40	12,415	25	8,866	62.0	7.8	674	71.9	1	593

資料：建設課

（注）　1.水洗化率とは、処理区域内人口に対する水洗化人口の比率である。
2.人口普及率とは、行政人口に対する処理区域内人口の比率である。
3整備率とは、事業認可区域面積に対する整備済み面積の比率である。

■漁業集落排水の状況

（各年3月末現在）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
集落排水管渠総延長（m）	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728
整備面積（ha）	4	4	4	4	4
処理区域内人口（人）	100	96	115	116	111
人口普及率（%）	1.1	1.0	1.3	1.3	1.3

（注）普及率=処理区域内人口/行政人口　　資料：建設課

■救急・救助業務の状況

救急出動

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
交通事故(件)	35	32	38	36	25
急病(件)	117	118	110	123	153
一般負傷(件)	31	31	49	40	32
その他(件)	45	43	38	51	48
計(件)	228	224	235	250	258

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
救助出動	9	11	9	11	5

資料:海部消防組合

救急出動

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
交通事故(件)	5	5	3	3	2
急病(件)	61	58	66	66	68
一般負傷(件)	17	20	14	14	22
その他(件)	67	76	49	52	72
計(件)	150	159	132	135	164

資料:救急搬送班

■ごみ処理状況・処理施設

(収集人口は各年3月末現在)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
埋立(ton)	398	423	422	420	372
焼却(ton)	2,430	2,456	2,478	2,455	2,371
収集人口(人)	9,410	9,241	9,151	8,969	8,621
埋立+焼却(ton)	2,828	2,879	2,900	2,875	2,743

資料:住民福祉課

■し尿処理

(平成19年3月末現在)

	くみ取り	公共下水	集落排水	浄化槽	自家処理
処理人口(人)	3,667	674	108	1,670	2,613

資料:建設課

■経営耕地規模農家数の推移

（各年2月1日現在）　（単位：戸（%））

区分＼年次		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
経営耕地規模別内訳	0.5ha未満	221	(33.5%)	120	(22.7%)	115	(23.9%)	110	(25.8%)	98	(25.3%)
	0.5～1.0ha	331	(50.2%)	322	(61.0%)	274	(57.0%)	240	(56.3%)	222	(57.4%)
	1.0～1.5ha	87	(13.2%)	67	(12.7%)	75	(15.6%)	59	(13.9%)	50	(12.9%)
	1.5～2.0ha	15	(2.3%)	14	(2.7%)	8	(1.7%)	11	(2.6%)	10	(2.6%)
	2.0～3.0ha	5	(0.7%)	2	(0.4%)	7	(1.4%)	3	(0.7%)	2	(0.5%)
	3.0ha以上	1	(0.1%)	3	(0.5%)	2	(0.4%)	3	(0.7%)	5	(1.3%)
1戸平均耕地面積(a)		66.6		68.3		67.0		66.8		83.6	

資料：農（林）業センサス

■農家数の推移

（各年2月1日現在）　（単位：戸（%））

年　次	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
総　数（戸）	661		597		562		516		498	
専　業	58	(8.8%)	74	(12.4%)	84	(14.9%)	66	(12.8%)	92	(18.5%)
第1種兼業	70	(10.6%)	56	(9.4%)	51	(9.1%)	28	(5.4%)	18	(3.6%)
第2種兼業	533	(80.6%)	467	(78.2%)	427	(76.0%)	335	(64.9%)	277	(55.6%)
自給的農家数	－	（－）	65	（－）	76	（－）	87	(16.9%)	111	(22.3%)

※平成7年までは自給的農家数は総数に含まれない。　資料：農（林）業センサス

■工業の推移

（各年12月31日現在）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
従業者数（人）	336	278	290	270	243
製造品出荷額等（億円）	291,907	270,105	297,996	279,853	250,338
工場数	21	19	18	16	14

（注）従業者1～3人の事業所を除く　資料：工業統計調査

■卸売業・小売業の推移

（各年6月1日現在）　（単位：店・人・百万円）

区分＼年次		平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
卸売業	店数	19	24	13	15	10
	従業員数	84	98	62	58	52
	年間販売額	3,383	3,485	2,130	1,487	1,237
小売業	店数	232	202	203	172	172
	従業員数	569	532	511	509	478
	年間販売額	5,449	4,422	5,188	4,329	4,248
合　計	店数	251	226	216	187	182
	従業員数	653	630	573	567	530
	年間販売額	8,832	7,907	7,318	5,816	5,485

資料：商業統計調査

■観光入込客数

（単位：人）

	旧日和佐町	旧由岐町	合計
平成14年	1,056,000	29,000	1,085,000
平成15年	1,155,000	29,000	1,184,000
平成16年	1,134,000	30,000	1,164,000
平成17年	1,071,000	32,000	1,103,000
平成18年	1,011,000	32,000	1,043,000
計	5,427,000	152,000	5,579,000

資料：産業振興課

■保育園状況

（各年4月1日現在）

区分＼年次		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
施設数		2	2	2	2	2
定員（人）		100	100	100	100	100
保育児童数（人）	総　　数	56	64	58	62	73
	0～2歳児	29	28	29	37	41
	3歳以上児	27	36	29	25	32

資料：子どもセンター

■幼稚園の状況

（各年4月1日現在）

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
私立	園児数	該当施設なし				
	園数					
	学級数					
公立	園児数	73	75	79	78	63
	園数	1	1	1	1	1
	学級数	4	4	4	4	4

資料：子どもセンター

■小学校の状況

（各年5月1日現在）

年　　次		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
学　校　数		6	6	6	6	6
学　級　数		34	33	31	31	32
児童数（人）	男	205	189	188	176	175
	女	231	225	215	195	188
教員数（本務）		54	53	51	50	52
土地（㎡）	屋外運動場	27,667	27,667	27,667	27,667	27,667
	校舎その他	21,947	21,947	21,947	21,947	21,947
建物（㎡）	屋外運動場	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666
	校舎その他	9,074	9,074	9,074	9,074	9,074

資料：教育委員会

■中学校の状況

（各年5月1日現在）

年　　次		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
学　校　数		4	4	4	4	4
学　級　数		14	15	14	14	14
児童数（人）	男	117	118	117	120	112
	女	116	125	123	123	114
教員数（本務）		36	38	37	36	35
土地（㎡）	屋外運動場	24,138	24,138	24,138	24,138	24,138
	校舎その他	19,254	19,254	19,254	19,254	19,254
建物（㎡）	屋外運動場	2,712	2,712	2,712	2,712	2,712
	校舎その他	7,815	7,815	7,815	7,815	7,815

資料：教育委員会

■体育施設の現状

（平成19年10月末現在）

名　　称	所　在	運動施設面積		開設年月
赤松基幹集落センター	赤松字阿地屋	564㎡	体育室384㎡	S55.4.1
赤松町民グラウンド	赤松字阿地屋	3,850㎡	ナイター設備有り	S51.9.16
山河内ナイター	山河内字なか	2,706.5㎡		S53.4.22
城山テニスコート	日和佐浦445－1	1,406㎡	2面	S58.10.1
日和佐小学校ナイター	奥河内字本村22－1	5,862㎡		H14.4.1
日和佐町民グラウンド	日和佐浦314－2	11,657㎡		H14.4.1
日和佐町民グラウンド集会所	日和佐浦314－2	172㎡		H14.4.1
日和佐総合体育館	奥河内字櫛ヶ谷263－1	3,862.94㎡	メインアリーナ1,575㎡、サブ273㎡	H10.12.1
美波町由岐Ｂ＆Ｇ海洋センター	田井字小野52番地	2,707.52㎡	上屋付温水プール・アリーナ・トレーニングルーム・ミーティングルーム	H5.6.1

資料：教育委員会／公民館

■指定文化財の状況

（平成19年10月末現在）

区　　分	総　数	建造物	絵　画	彫　刻	工芸品	書　籍	古文書
総　　数	3	1	0	0	0	1	1
国指定文化財	0	0	0	0	0	0	0
県指定文化財	0	0	0	0	0	0	0
県登録文化財	0	0	0	0	0	0	0
町指定文化財	1	0	0	0	0	1	0
町指定重要資料	2	1	0	0	0	0	1

区　　分	典　籍	史　跡	考古資料	天然記念物	無形民俗	有形民俗	環境保全地区
総　　数	68	26	14	24	1	2	1
国指定文化財	1	0	0	1	0	0	0
県指定文化財	6	0	0	5	1	0	0
県登録文化財	0	0	0	0	0	0	0
町指定文化財	16	0	10	4	0	1	1
町指定重要資料	45	26	4	14	0	1	0

資料：教育委員会／公民館

■遺跡の状況

（平成19年10月末現在）

先土器時代	0
縄文時代	1
弥生時代	0
古墳時代	0
歴史時代	0
不明	0
遺跡数合計	1

資料：教育委員会／公民館

■老人福祉施設

（平成19年10月末現在）

種別	設置主体	施設名	設立年月日	定員（人）
養護老人ホーム	社会福祉法人　東紅会	養護老人ホーム　ヒワサ荘	H19.3.8	70
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	社会福祉法人　東紅会	特別養護老人ホーム　ヒワサ荘	H6.2.1	65
	社会福祉法人　由岐福祉会	特別養護老人ホーム　ねんりん	H9.5.1	50
介護老人保健施設	対象施設なし			
介護療養型医療施設	対象施設なし			
グループホーム	社会福祉法人　東紅会	グループホーム　ヒワサ	H13.9.1	9
	社会福祉法人　東紅会	グループホーム　おとひめ	H15.8.1	18
	社会福祉法人　由岐福祉会	グループホーム　やすらぎ	H19.6.1	9
軽費老人ホーム	対象施設なし			
ケアハウス	対象施設なし			
生活支援ハウス	社会福祉法人　由岐福祉会	生活支援ハウス　長寿村	H3.4.1	16
	社会福祉法人　東紅会	生活支援ハウス　ヒワサ	H13.11.1	15
デイサービスセンター	美波町社会福祉協議会	デイサービスセンター　竜宮	H2.4.1	25
	美波町社会福祉協議会	デイサービスセンター　浦島	H7.4.1	15
	社会福祉法人　東紅会	デイサービスセンター　おとひめ	H14.11.1	30
	社会福祉法人　由岐福祉会	デイサービスセンター　汐風	H16.12.1	15
	社会福祉法人　由岐福祉会	高齢者生活福祉センター　長寿村		30
地域居宅介護	特定非営利活動法人らいとはうす	らいとはうす　日和佐	H19.3.16	25

資料：住民福祉課

■医療施設状況

（各年４月１日現在）

区分 ＼ 年次		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総　数	施設数	3	3	3	3	3
	病床数	91	91	91	91	80
病　院	施設数	2	2	2	2	2
	病床数	91	91	91	91	80
医療診療所	施設数	1	1	1	1	1
	病床数	0	0	0	0	0

資料：日和佐病院・由岐病院

■各種検診等実施状況

（各年3月末現在）（単位：人）

区分 年度	母子健康手帳交付	妊婦健診	乳児健康診断（集団）			幼児健康診断（集団）		
		人員	回数	受診者数	受診率%	回数	受診者数	受診率（%）
平成14年	46	111	8	78	78.0	8	40	83.3
平成15年	54	88	8	99	86.1	8	43	84.3
平成16年	51	98	8	69	89.6	8	45	80.4
平成17年	39	77	8	71	91.0	8	38	88.3
平成18年	51	94	8	60	96.8	8	39	86.7

資料：住民福祉課

（各年3月末現在）

区分 年度	一歳半児健康診断			三歳児健康診断		
	回数	受診者数	受診率（%）	回数	受診者数	受診率（%）
平成14年	8	52	85.2	8	58	90.6
平成15年	8	44	86.3	8	54	85.7
平成16年	8	54	90.0	8	49	81.7
平成17年	8	40	88.9	8	53	86.9
平成18年	8	45	100.0	8	44	88.0

資料：住民福祉課

（各年3月末現在）

区分 年度	歯科健診		思春期体験・講演会		母子健康相談
	回数	参加者数	回数	参加者数	延人数
平成14年	2	21	3	136	802
平成15年	2	28	1	181	404
平成16年	2	25	4	405	772
平成17年	2	18	2	238	470
平成18年	3	35	2	158	259

資料：住民福祉課

（各年3月末現在）

区分 年度	母子訪問指導		母子栄養強化事業	妊婦健康教室	
	実人員	延人員	支給実人員	回数	参加者数
平成14年	181	274	19	6	40
平成15年	129	235	8	9	15
平成16年	134	227	15	6	14
平成17年	82	121	―	4	10
平成18年	98	114	―	4	16

資料：住民福祉課

（各年3月末現在）

区分 年度	健康手帳交付（件）	健康教育		健康相談		基本健康診査	肝炎ウイルス検診
		回数	参加者数	回数	参加者数	受診者数	受診者数
平成14年	299	159	3,212	269	7,855	1,308	389
平成15年	290	243	3,630	345	8,593	1,309	258
平成16年	241	219	3,318	235	7,484	1,353	258
平成17年	125	91	1,766	268	6,615	1,255	124
平成18年	111	165	786	232	2,194	1,104	35

資料：住民福祉課

（各年3月末現在）

区分 年度	胃がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	肺ガン・結核検診	前立腺がん検診
	受診者数	受診者数	受診者数	受診者数	受診者数	受診者数
平成14年	642	836	294	385	771	―
平成15年	592	857	362	440	733	217
平成16年	567	794	325	274	735	222
平成17年	490	814	299	300	761	108
平成18年	532	721	134	130	679	196

資料：住民福祉課

■国民健康保険の被保険者数及び加入世帯数の状況

（国保事業年報Ａ表の各年度末現在）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
加入世帯数（世帯）	2,242	2,240	2,220	2,250	2,263
老人保健医療対象者（人）	1,678	1,606	1,521	1,472	1,414
退職被保険者等（人）	692	737	777	829	858
その他（若人）（人）	2,110	2,058	2,037	2,049	2,009
計（人）	4,480	4,401	4,335	4,350	4,281

資料：税務保険課

■要支援認定者数

（平成19年9月末現在、単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第１号被保険者	55	85	142	116	88	82	66	634
65歳以上75歳未満	8	11	14	15	9	10	6	73
75歳以上	47	74	128	101	79	72	60	561
第２号被保険者	―	3	1	4	―	2	2	12
総数	―	88	143	120	―	84	68	646

資料：住民福祉課

■居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（平成19年9月末現在、単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第１号被保険者	36	52	112	90	45	27	21	383
第２号被保険者	―	2	2	4	―	2	1	11
総数	36	54	114	94	45	29	22	394

資料：住民福祉課

■地域密着型（介護予防）サービス受給者数

（平成19年9月末現在、単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第１号被保険者	3	3	5	17	12	9	4	53
第２号被保険者	―	―	―	―	―	1	―	1
総数	3	3	5	17	12	10	4	54

資料：住民福祉課

■施設介護サービス受給者（介護老人福祉施設）

（平成19年9月末現在、単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第１号被保険者	―	―	3	6	23	28	26	86
第２号被保険者	―	―	―	―	―	―	―	0
総　　数	0	0	3	6	23	28	26	86

資料：住民福祉課

■施設介護サービス受給者（介護老人保健施設）

（平成19年9月末現在、単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第１号被保険者	―	―	3	3		11	5	22
第２号被保険者	―	―	―	―	―	―	―	0
総　　数	0	0	3	3	0	11	5	22

資料：住民福祉課

■施設介護サービス受給者（介護療養型医療施設）

（平成19年9月末現在、単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第１号被保険者	―	―	―	―	2	2	8	12
第２号被保険者	―	―	―	―	―	―	―	0
総　　数	0	0	0	0	2	2	8	12

資料：住民福祉課

■決算額の推移（一般会計・特別会計）

（単位：百万円）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
一般会計歳入	5,729	6,394	6,439	5,889	5,218
一般会計歳出	5,561	6,253	6,300	5,714	5,106
特別会計歳入	3,917	4,055	3,941	4,203	3,908
特別会計歳出	3,832	3,979	3,827	4,035	3,822

資料：総務企画課

■財源別歳入の推移（普通会計決算額）

（単位：百万円）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
依存財源	4,425	4,881	4,969	4,083	4,027
自主財源	1,243	1,402	1,376	1,391	1,204
計	5,668	6,283	6,345	5,474	5,231

資料：総務企画課

■経費別歳出の推移（普通会計決算額）

（単位：百万円）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
義務的経費（A）	2,391	2,464	2,407	2,275	2,188
公債費（Aの内訳）	1,006	983	977	864	831
投資的経済	973	1,394	1,744	899	524
その他	2,120	2,269	2,041	2,094	2,399
計	5,484	6,127	6,192	5,268	5,111

資料：総務企画課

■町税の推移

（単位：百万円）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
町税の推移	556	534	523	528	536

資料：税務保険課